

第百五十六回 参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第三号

平成十五年五月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十九日

辞任

荒井 正吾君

岡崎トミ子君

五月二十日

辞任

広中和歌子君

若林 秀樹君

岩佐 恵美君

補欠選任

久世 公堯君

直嶋 正行君

補欠選任

小林 元君

ヅキン マレイ君

筆坂 秀世君

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 正昭君

理事 阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

泉 信也君

加治屋義人君

木村 仁君

久世 公堯君

近藤 剛君

椎名 一保君

田村耕太郎君

委員

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

武見 敬三君

谷川 秀善君

月原 茂皓君

福島啓史郎君

舩添 要一君

松山 政司君

山下 善彦君

吉田 博美君

池口 修次君

岩本 司君

川橋 幸子君

小林 元君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

ヅキン マレイ君

直嶋 正行君

広中和歌子君

松井 孝治君

若林 秀樹君

遠山 清彦君

山本 保君

山本 清彦君

池田 幹幸君

岩佐 恵美君

筆坂 秀世君

吉岡 吉典君

田名部匡省君

田村 秀昭君

田 英夫君

久間 章生君

中谷 元君

平岡 秀夫君

前原 誠司君

渡辺 周君

国務大臣

修正案提出者 赤松 正雄君

内閣総理大臣 小泉純一郎君

総務大臣 片山虎之助君

法務大臣 森山 眞弓君

外務大臣 川口 順子君

財務大臣 塩川正十郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

厚生労働大臣 坂口 力君

農林水産大臣 亀井 善之君

経済産業大臣 平沼 赳夫君

国土交通大臣 扇 千景君

環境大臣 鈴木 俊一君

国務大臣 福田 康夫君

内閣官房長官 谷垣 禎一君

男女共同参画 担当大臣

国務大臣 石破 茂君

国務大臣 細田 博之君

国務大臣 竹中 平蔵君

国務大臣 石原 伸晃君

国務大臣 鴻池 祥肇君

国務大臣 上野 公成君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

防衛庁副長官 赤城 徳彦君

法務副大臣 増田 敏男君

外務副大臣 矢野 哲朗君

財務副大臣 小林 興起君

防衛庁長官政務 佐藤 昭郎君

官 岸 宏一君

総務大臣政務官 岩城 光英君

国土交通大臣政 務官

政府特別補佐人 秋山 收君

内閣法制局長官 田中 信明君

事務局側 常任委員会専門 員

政府参考人 防衛庁防衛局長 守屋 武昌君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

昨日、岡崎トミ子君及び荒井正吾君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君及び久世公堯君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久世公堯君 自由民主党の久世公堯です。

有事関連三法案につきまして、内閣総理大臣及び関係大臣に質問をいたします。

去る五月十五日、衆議院において、有事関連法案が与党及び民主党による修正協議の結果を受け、与党並びに民主党、自由党の賛成を得て可決されました。私は、安全保障政策の根幹に係るこの法案に対して、修正の上、与党三党のみならず野党の民主党、更には自由党の賛同が得られなかったことは、日本の政治史上画期的なことだと思っております。

これまで、我が国は外国の侵略が行われた際に、

武力攻撃を排除し、国民の生命、財産を保護するための法制、いわゆる有事法制の整備が不十分でございました。このことは、諸外国と比較をして、民主的な法治国家、独立国家では考えられない異常な状況であったと思います。そのような中で近年、湾岸戦争、米国同時多発テロなどの世界的な大事件が発生いたしました。また、北朝鮮の核開発の動向など、アジアの情勢も大きく変化をいたしております。

国際情勢の変化に対応して国会における議論が活発化し、安全保障に関する議論が徐々に成熟してきております。衆議院における法案審議では、有事というものはいかなる事態のことか、その場合において政府や地方団体は何をすべきなのか、国会の役割はどうあるべきかというようなことに關し、与野党間で真つ正面から真剣な議論が行われたと承知をいたしております。そして、与党三党並びに民主党、自由党が修正案や対案をそれぞれ提出をして、それを基にした議論の結果、四党による修正に至ったわけでございます。私は、その御努力に対して最大の敬意を払いたいと思ひます。

私は、与野党が共通の土俵で有事について議論できる環境が整った今こそ、本委員会におきまして国民の視点に立つて分かりやすい議論を展開していく責務があると思っております。政府はそれに対し誠実にこたえ、法案に対する国民の理解を一層深める努力をすべきだと思います。どうか、小泉総理ほか閣僚の皆様にも、国民の視点に立つてという認識に立って御尽力をいただきたいと思ひます。

そこで、まず第一に、有事法制整備の必要性和我が国の安全保障について御質問申し上げます。

有事法制は、有事において武力攻撃を排除するための行動等が超法規的になされることを防止するという上では是非とも必要でございます。我が国は、戦後、冷戦期を通じて有事法制は整備されてこなかったわけですから、なぜ有事法制が整備されな

かったのか、また冷戦終了後のこの時期になぜ整備をするのか、総理のひとつ歴史認識をお伺いしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回、有事法制について、与党三党のみならず、野党第一党の民主党との修正合意がなされ、さらに自由党も賛成する形で衆議院が通過し、本日ここで、参議院において本格的な審議が始まった。言わば、昨年から与野党対決の法案と言われていたこの有事法制に関する法整備が、こうして与野党、やはり有事に備える法制が必要だという認識を共有できたことは、日本のこれからの平和と独立、また国民の安全を確保する上において、非常に望ましい形で審議がなされ、与野党、安全保障に関する共有の認識ができたということは大変良かった。私も、この折衝に当たった関係者の方々に敬意を表したいと思ひます。

なぜ今までできなかったのか。これはやっぱり第二次世界大戦の、二度と戦争を起こしたくないと、また戦争のことを考えること自体、それに対する嫌悪感もあつたと思ひます。しかしながら、最悪のことを考えてそれを準備するのが政治の責任だということを当然の常識が、言わば戦争の痛手、嫌なことは考えたくないという国民も多くあつたのは事実だと思ひます。

しかしながら、戦後五十年以上たつて、近年の大規模テロ事件、あるいは武装不審船の問題、拉致の問題、本来、考えたくない、あつてはならないことが現実起こる可能性が十分あるという国民の認識も高まってきたと思ひます。そういう国民の認識をやはり国会議員の方々も強く感じたんではないと思ひます。それは、与党、野党を問わず、いざというときに備える法整備は必要だと。

そういうことから、今回、安全保障に関する責任ある政党として、あるいは政治家として、考えたくない最悪の事態に備えることも必要だということ認識ができたからこそ、与野党合意の形でこうして衆議院を通過して参議院で審議が行われること

になった。本来の姿に戻らなさいかぬと、政治家として。常に望ましい姿を追求しなさいかなければ、最悪の事態に備える対策も必要だという認識が強く与野党合意の形になったのではないかと私は認識しております。

○久世公堯君 ただいまは総理から戦後の歴史認識に立つた御答弁をいただいたわけでございますが、国家の独立と平和を確保して国民の安全を図るということは、政府の最も重要なかつ基本的な責務だと思ひます。

有事法制の整備は、国の安全保障政策の不可欠な要素であり、是非とも早期に成立させることが必要であると考えますが、そのためには国の安全保障に関する基本的な考え方を明確にし、それを国民に十分に理解していただくことも必要不可欠でございます。

ただいまも御答弁をいただきましたが、この点をひとつ踏まえて、我が国の安全保障に関する総理のお考えを承りたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ただいま答弁した中でも触れましたけれども、国民の安全を確保するということ場合におきましてはいろいろな事態が想定されます。一番今まで想定されるのは、日本の国が侵略された場合にどうして日本の国民の安全を確保するのか、また国家の独立を維持するのか。こういう点につきましては、起こってきてから考えればいいというのは無責任ではないかと。どういう根拠に基づいて有事の際に政府として行動したらいのか、それはやはり法律がなくてはならない。その時々情勢に応じて勝手に判断すればいいんだというところにはいかないだろう。法治国家としていろいろな有事の事態を想定しながら、その際に法治国家としての法の整備をしなかならない。政府が行動する場合に法的根拠に基づいて行動しなかならない。それは、いざ事が起こって、いざ侵略が起こって、あるいは国民に危害を及ぼすような、安全を確保できないような事態が起こった場合に、現場の指揮官が法律を無視して行動していいかという、これはあつてはならな

いことだと思ひます。やはり、法に基づいて行動しなきやならない。

だからこそ、有事になる前に、言わば日本国民にとつて最悪の事態に備へるというのが重要だと、昔から言われております。治にいて乱を忘れず、治というのは平和のことでありませう。平和時にいざという事が起つた場合、戦争が起つた場合、一有事があつた場合に平時から備へておく、これがいわゆる備へあれば憂いなしという考え方。これは古今東西、いつの時代でもどんな国でもごく常識的な考え方だと思ひますが、日本の中には、御承知のように一部には、備へることを考えると憂ひが起るという奇妙な議論を持つてゐる方々も一部にあるわけですが、そんな最悪のことなどというは考える必要はない。この方がおかしかつたんであつて、むしろ備へれば憂いなしという常識が通用してきたと。

本来、この有事法制整備しても、この法制が適用されないように努力するのはこれまた政治の責任であると思ひます。こんなのは考えなくてもいいんだし、起つてはならないから整備しなくてはいいいという考えには私はならないと思ひます。この有事法制ができて、この法の発効ができないように日々外交的、政治的努力をするのは当然だと思ひますが、やはりいざというときに備へておくというのは法治国家として私は必要だと思ひます。

○久世公義君 この武力攻撃事態対処三法案、これは大変長い名前でございます。国対関係では事態法と呼んでおられしゅうございますので、私も事態法ということでやらせていただきます。あるいは、有事法制ということでもやらせていただきますと思ひます。

有事法制の整備はこの事態三法で終わるものではないと思ひます。国民保護法制あるいは米軍に関する法制、これからの法整備についてどのようにお考えか、官房長官に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 一括して有事法制と、こういうように申し上げてもよいと思ひます。今

後の整備の在り方というか仕方ですね、段取りというか、そういうことであらうかと思ひます。

法案におきましては、事態対処法制の整備を速やかに実施しなければならぬ、こういうふうなされております。このことを踏まえまして、政府といたしましては、法案成立後、国民の十分な理解と協力の下に速やかに関係法案の成果を得るよう、政府を挙げて真剣に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○久世公義君 国民保護法制のみならず、後でも申し上げますが、関係法がいろいろあらうかと思ひますので、是非とも御検討、そしてその段取りを定めていただきたいと思います。

次に、国民の防衛に関する意識という点について総理にお尋ねしたいと思ひます。

内閣府が全国二十歳以上一万人に行つた、国を愛する気持ちの程度の意識調査というのが昨年出されております。ここでは、約半数の人が国を愛するという気持ち強い方だと回答いたしております。また、今年の一月には、全国二十歳以上三千人に行つた自衛隊・防衛問題に関する世論調査では、約八割の人が戦争の危険があると回答し、朝鮮半島情勢に強い関心を示しております。

このような防衛に関する国民世論の変化は、我が国を取り巻く国際情勢の変化に国民が敏感に反応している証左だろうと思ひます。

思へば、昭和五十二年に有事法制研究を開始して以来、四半世紀の時間を経てようやく法案審議の段階に來たことは、国を守るということに関する国民意識の変化によるものだと思います。このような国民意識の変化について総理はどのように思ひてゐるのか、また、国民の関心を更に高め、これにこたへるために、北朝鮮情勢を含めて、国民に対して適時適切な情報の提供というのが極めて大事なことだと思ひますので、それについてのお考えを併せてお願いを申し上げます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 最近、世界の情勢が瞬時に日本にも報道されるようになっております。毎日、テレビや新聞等で世界各国のい

んな紛争が報道されます。日本の地域から遠く離れた地域でもいまだに紛争が絶えない、多くの死者が出てゐる。

特に、米ソ対決の時代が終わつて、冷戦構造が終わつて平和が來たと思つたときもあつたわけでありませうが、むしろ冷戦構造が終結した後に、旧ユーゴスラビアの各地域での紛争、あるいは三十年近く前に起つたアラブとイスラエルの中東戦争。いまだにイスラエル、パレスチナ、テロ等の紛争が絶えない。さらには、近年、北朝鮮における不審な行動。こういうことについて、いかに米ソの冷戦構造が終結したとしても、各地域での紛争がこう連日、新聞、テレビ等で報道され、なかなか紛争というのはなくならないんだ。日本はおかげさまでこの戦後六十年近く平和のうちに発展をしてきましたけれども、各国を見ると、紛争のために、あるいは争ひのために、戦争のために、国づくりに励むことができないというのをやはり多くの国民は感じてゐるのではないかと。とりわけ、身近な近隣諸国の北朝鮮の核の問題とか、あるいは拉致の問題とか武装不審船の問題のことを考えますと、人ごとではないな。

まして、一昨年のニューヨークでの大規模なテロ事件発生を見ても、日本人も多くの方が犠牲になつてゐる。いまだにテロの活動が絶えないということになる、幾らそういう嫌なことを考えなくても実際に起つてゐる。起つた場合にやっぱりどう、どのようにその被害を最小限にするか、あるいは起らないように未然に防ぐためにはどのような整備が必要かということに対して、私は今まで以上に多くの国民が不安に思つてきたのではないかと、あるいは脅威を感じてゐるのではないかと。そういう不安や脅威に対して、未然に防ぐ措置、あるいは嫌なことだけれども起つた場合にどのように被害を最小限に食い止めるかという必要性を多くの国民が理解し、認識し出したのではないかとと思ひます。

そういうことから、今回、このように対決法案と言われた法案が与野党合意をもつて今日審議さ

れてゐる状況になつてきたのではないかと私は思ひます。

○久世公義君 次に、予測とおそれのことについて伺ひたいと思ひます。

政府原案では、武力攻撃事態の定義として予測やおそれという言葉を使つておりました。極めて分かりにくい表現でございました。この点につきましては、小泉総理も法案作成の過程においてかなり強くおっしゃつたということを仄聞をいたしております。修正案では、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態と二分されて、少しは分かりやすい記述となつたわけでございますが、この法案の正にこの事態というのの基本でございますので、ひとつ総理のお口から国民の方にこれを御説明いただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 後ほど担当大臣から答弁させますが、私はこの法案の作成の段階から、武力攻撃が起つた場合と予測できる場合とおそれの場合、これは国民は分かりにくいんじゃないかという疑問を持つていたんです。法律は元々分かりにくいですから、法文を読むと実に分かりにくい。しかし、今までの関連の法案で整合性を取らなさいいけない、これは法律の用語ですからという意見もありましたが、案の定、国会審議の場合でそこをつかれたわけですね。

考えてみれば、私の不安が当たつた。しかし、野党の指摘ももつとだと、これは修正した方がいいということ、今回修正したわけですね。むしろ、こういう法案の策定から私の常識の方が健全だつたという認識を強く持つております。よかつたと思ひます。

担当大臣。○国務大臣(福田康夫君) 総理のおっしゃるとおり、確かに分かりにくかつた。私も随分頭を悩ましたところでございますけれども……(発言する者あり) そういうこともあるんです。事態の緊迫度に応じた対処措置の違いが法律上分かりにくいということ、それから武力攻撃のおそれと予測という言葉ですね、この違いが分かり

にくい、そういうことでございまして、この指摘もなされたわけでございます。

そういうような指摘を踏まえまして、衆議院における修正では、まず、政府原案の武力攻撃事態からいわゆる予測を切り離して、事態を二つに分けました。それぞれの事態について対処の基本理念を明らかにすることとした。また、武力攻撃のおそれと予測の表現をそれぞれ分かりやすいものに改めるといふこともしたのでござい

ます。

その結果、武力攻撃事態の定義は今お示しているような内容になったわけで、かなり整理されたものと思っております。

○久世公義君 ありがとうございます。

次に、周辺諸国の警戒感とか不安感についてお尋ねをしたいと思います。

昨日の本会議質問でもこれは出されたところでございますが、有事法制は主権国家として当然整備すべきものでございます。諸外国に警戒感や不安感を与えるものでないと考えますが、他方におきまして、周辺諸国の中には我が国の有事法制整備に関心を持っている国もあると思われま

す。そこで、有事法制についての各国の理解を得るための外交努力が非常に重要ではなからうかと思

います。外務大臣にお答えをいただきたいと思

います。

○国務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃいますように、この有事法制につきましては、これは国の独立と主権、国民の安全を確保するために主権国家として当然に整備すべきものでござい

ます。そして各国に不安感や警戒感をもたらすようなものではないというふうに考えております。そ

して、むしろ有事法制があった方が、有事の際に我が国がどのような行動を取るかということにつ

いて透明性を高めるといふ点でそういう効果があ

るといふふうに思っております。

ただ同時に、無用な誤解、不安感を与えてはい

けないということはおっしゃるとおりでございま

して、したがって、その観点から、この法制

の基本的な考え方あるいは構造につきまして、東京の外務本省において、あるいは各国にありますが在外公館を通じて主要な国々に説明をいたしてきておりますし、今後もそのような努力を続けてまいる所存でございます。

○久世公義君 外務大臣が答弁されましたように、これからも努力を是非続けていただきたいと思

います。

次に、集団的自衛権行使というのについての懸念が持たれております。冒頭申し上げましたように、参議院の審議は是非国民に分かるように、

国民を通じてということをお願いをいたしたいと思

います。我が国の周辺事態の後方支援がこの事態法によつて集団的自衛権の行使につながっていくのではないかとこの批判がござい

ます。これについて国民は不安を感じていると懸念をいたします。このことについて、防衛庁長官からお答えをいただきたいと思

います。

○国務大臣(石破茂君) 今、集団的自衛権の行使につながらないかという御指摘がございました。

我が国は憲法上、集団的自衛権は自衛の最小の範囲を超えるのでこれが行使することはできな

い、これが政府の立場でござい

ます。この変更ということは一切考えておりません。

衆議院でも御議論があったこととござい

ます。要は周辺事態というものがあつて、それが武力攻撃事態に移る場合に、周辺事態が武力攻撃事

態に移る場合に集団的自衛権の行使になし崩しになるのではないかと、こういう御懸念があるように私は感じております。

これは、周辺事態というものは、そのまま放置すれば我が国の平和と安全に影響を及ぼすおそれのある事態というふうなことでござい

ます。概念が違つております。武力攻撃事態ということにな

りますと、これは当然のこととござい

ますが、閣議で決定をし、国会の御承認をいただくといううなことになるわけでござい

ます。ですから、閣議決定、そしてまた国会の承認、そしてまた個別的自衛権しか使わない、このことははっきりしておりますので、集団的自衛権行使という御懸念は私は当たらないものと、かよう

に考えておる次第でござい

ます。

○久世公義君 私、今の御答弁のとおりを考えを長く持つていくわけでござい

ますが、往々にして懸念ということが言われますので、お答えを賜つたわけでござい

ます。

それと非常に類似をすることとござい

ますが、総理に御答弁をお願いしたいのは、武力行使の目的を持って武装した部隊をほかの国の領土なり領海なり領空に派遣する、いわゆる海外派兵という

のは、もう私どもの常識では自衛のための必要最小限度を超えるものであると認識をしております

ので、これは憲法上許されないと

思うわけでござい

ますが、これを改めて申し上げたいんでござい

ます。これについてやはり総理のお口からはつきりとお答えをいただきたいと思

います。

○国務大臣(石破茂君) 海外派兵につながるのではないかとのお話でござい

ます。

当然のこととござい

ますが、この法律は憲法の範囲内で作られております。専守防衛に徹することとは当然のこととござい

ます。海外派兵に当たるといふようなことは、私どもはそういうつもりでこの法律を作らせていただいておりますので、御懸念は当たらないと、このように考えておるところでござい

ます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 元々、この有事法制というものは日本が武力攻撃なり危機に瀕した場合は当然の法案であります。今の防衛庁長官のとおり、海外派兵とかそういう意図を持ってやるんでなくて、日本をいかに守るか、日本の有事に

いかに備えるかということであると

いうことを御理解いただきたい、言わば専守防衛そのものの法

案であるということをお理解いただきたいと思

います。

○久世公義君 ただいま総理それから防衛庁長官から御答弁がございましたが、このあくまでも政府の基本的な考え方、これは専守防衛ということ

を堅持するということをはっきり御答弁いただいたわけでござい

ます。

そこで、少し具体論になりました、専守防衛とミサイル防衛について伺いたいと思

います。

我が国の防衛政策の基本である専守防衛は、今もお答えがありましたように、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使するとい

うことを中核とする考えでござい

ますが、この武力攻撃を日本が受けたときというのは相手が武力攻撃に着手したことも含まれるわけでござい

まして、現実には国民に被害が生じた後でなければ防衛力を行使し得ないわけではないと思

います。この点については、誤解があるところと

ござい

らいつてそうだと思っております。

つまり、自衛権行使の三要件というのがあって、我が国に対する武力攻撃があること、そしてまたほかに手段がないこと、必要最小限度にとどまること、この三つがなければ自衛権の行使としての武力の行使は我々にはできないわけでございます。したがって、私どもの方から単なるおそれがあるよというだけで先制攻撃、これはできないということは動かないと私は思っております。

しかしながら、まさしく委員が御指摘のように、それじゃ被害を受けてからなのか、被害を受けてからでなければ我々は何もできないのかということになれば、そんな無責任な話はないであろう。ですから、被害を受けてからではない、しかしおそれの段階では駄目だということになりますと、これは我が国に対する武力攻撃の意思が明確であり、そしてまたその準備に着手したという場合には、それは我が国に対する武力攻撃が行われた、着手があったということが判断できる場合があるということをおし述べておるわけでございます。

そして、ミサイル防衛の御指摘でございますが、委員御指摘のように、これは相手が撃たなければこっちは撃ちようがない、迎撃ミサイルだけ撃ちましても、これは何の意味もないわけでございます。したがって、専守防衛以外の何物でもない、我が国の専守防衛の考え方にかなったものだということふうに考えております。

それでは、導入の状況いかんという御質問でございますが、今までの湾岸戦争や今回のイラク戦争で使われたものは射程五百キロぐらいの比較的短いミサイルでございます。射程が短いものでございますから、そんなに速いスピードでは飛んでまいりません。ところが、例えば今懸念されておりますような弾道ミサイルというのは中距離です。千三百キロ、千四百キロの射程を持っております。マッハ二十ぐらいで落ちてきます。そうすると、マッハ二十なんかで落ちてくるものに本当に撃ち落とすようなものができるのか、当たるのか、そんな夢物語みたいなことを言っております。

うする、そんな御議論がございました。

しかしながら、昨年の秋、アメリカ合衆国においてイージス艦からそういうようなミサイルを撃ち落とす、こういうものに成功した。そして、委員が御指摘になりましたようなPAC2のミサイルというのは、湾岸戦争におきましても、そして今回のイラク戦争、これはPAC3も使われたと言われているんですが、実際に、今まで夢物語では、そんなもの当てるはずがないと思われておったものが技術の進歩によって当たるということが確実性を増してきたと思っております。ですから、アメリカ合衆国は、昨年の暮れ、二〇〇四年度からこれを実戦配備するということをブッシュ大統領が発表をいたしました。

我が国においてこれをどうするかということ、専守防衛にかなうものかという政府の立場ははっきりしておりますが、それがどれぐらいの確率を持って当たるものなのか、お値段がどれぐらいか、納税者の御理解が得られるものなのかどうか、そして防衛力全体の中でどういう位置付けになるか、あるいは法的な整理をどのようにするか、そういうことをきちんと議論をしまして、安全保障会議、そこにおいて決せられるというふうに考えております。

しかし、その実現可能性は、ミサイル防衛というものの実現可能性は急速に高まっております、こういう認識を私は持つておるところでございます。

○久世公義君 ただいまの御答弁と関係するわけでございますが、弾道ミサイルは発射から我が国へ着弾するまで極めて短時間だと承っております。ミサイル防衛に加えて発射基地への攻撃も考慮すべき重要な課題でございます。

ところで、法律論といたしましては、我が国の憲法の下でも敵の基地攻撃が可能であると考えられますが、いかがでございますでしょうか。また、こういうような法理論を踏まえて、現実の防衛政策への反映についての考えはどのようにお持ちでございますか、防衛庁長官にお願いいたします。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

今、委員が御指摘のように、昭和三十一年鳩山内閣総理大臣答弁というのがございます。そのときはまだ弾道ミサイルなどという言葉はございませんで、誘導弾という言葉を使っておりましたが、それが飛んできた場合には、ほかに何も手段がない、そういう場合に、座して死を待つというのは憲法の予定するところとはどうも思われないう、そのような答弁がもう今から四十七年前にございます。

それは、法理上はそれは可能である、すなわち先ほど申し上げましたように、我が国に対する武力攻撃があり、それが着手であったとしても、あり、そしてほかに何も手段がなく、必要最小限度にとどまるものであつて、それが自衛権の行使の範囲内であれば、それは法理上は可能だ、憲法上可能だということであります。

しかしながら、ガイドライン等々に基づきまして、我が国は、その今、委員がおっしゃる敵基地攻撃という言葉を使つておれば、その打撃力はアメリカ合衆国にゆだねておるということでございます。そういういたしますと、私どもとしては、本当にアメリカ合衆国との連携というものが、日米安全保障条約に基づきまして、本当に実効性のある、信頼性のあるものであるように更なる努力をしていくことが肝要だ、このように考えておる次第でございます。

○久世公義君 先ほど総理も御指摘になりましたが、最近では新たな脅威がいろいろ現れております。米国に対する同時多発テロ事件、あるいは北朝鮮当局による武装工作船、さらに拉致、ミサイル発射、新しい脅威が我が国の国民に恐怖を与えております。

このように我が国を取り巻く安全保障環境は極めて不確実であり、不透明でございますが、我が国に対する新たな脅威について総理はどのように認識をしておられるか。また、その脅威に対してこの有事法制を整備されれば対処できるようになるとお考えでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 脅威がどのように現実に起こってくるかというのは、すべて想定するのはなかなか難しいことだと思います。できるだけ想定し得るものについては現実に法整備をしていかなきゃならないし、想定しにくいことに対してもある面においては今後協議していかなきゃならないと思っておりますが、正に一昨年のニューヨークのテロ事件なんついうのはだれもが想定し得なかつたことですよ。武器ではない、民間飛行機を武器に使う、そういうことを今まで想像した人がいるでしょうか。しかし、現実に起こってきている。ましてや、拉致の問題についても不審船の問題についても、こんなことはでつち上げだと言つて、それを信じてきていた人もいたんですから。

こういうことを考えますと、これから想定し得ない、何が起ってくるか分からない、正に脅威というのは様々な形で起こってくるということはどうも否定できないと思つております。それに対してどのような法制が必要かというのは、この有事の法制、今回のだけで十分であると思つておりません。だから、今後、与野党十分協議をしてより良いものにしていくという合意が成立しているわけでありまして、今後、それぞれ与野党の議員の意見なり知恵をかりてより良いものにしていく、そしていろいろな想定しにくい問題に対しても、万が一そういうような事件なり脅威に直面した場合にどのような法的対応が必要かという、法整備が必要かということについては、この法律が成立した時点にも必要ではないかと思つております。

○久世公義君 去る三月二十八日でございましたが、情報収集衛星が打ち上げられました。我が国の独自の情報収集衛星の打ち上げというのは、主體的な情報を獲得するという手段、それから情報の質的な高度化という意味で、専守防衛の政策を取り、また一般の行政におきましても、災害が非常に多い我が国にとっては、非常に画期的なことだろうと思つております。

情報収集衛星の保有によつて国民生活の向上に

どんな寄与をするかというものを余り今まで言われておりませんので、具体的に承りたいと思います。官房長官、お願いいたします。

○国務大臣(福田康夫) 今、委員御指摘になりました、国民生活とおっしゃいましたか、国民にとってどういう関係があるか。

これは、安全を確保するという意味におきましては、これは今御審議いただいております安全確保ですね、そういう問題は一番大きな問題かと思えますけれども、しかしそれ以外に、国民的には、大規模災害、災害の問題、それに対する対応をどうするかといったようなこと、そういうときにこの情報収集衛星の活用というのは非常に大きな効果を発揮する可能性があるのではないかと、このように思っておりますところでございます。

この情報収集衛星は、二か月、一か月半ぐらい前に打ち上げ成功いたしましたわけでございます。そして、その内容、情報、どういう情報を収集するかという内容につきましては、例えば安全保障上の弾道ミサイル基地や艦艇、航空機等の状況などは、これはつぶさに分かるだろうというふうに思っています。また、ただいま申し上げました災害面におきましては、地震とか火山の噴火などの大規模の災害の状況が、これが把握できるだろうと。それからまた、海外において、邦人保護に必要な情報、例えば紛争が起こるとか大規模な事件、事故等が起こった場合にこの情報収集衛星によって状況を把握することができる。こういうようなことはこの手段により可能なのでございますので、安全保障と危機管理という両面にわたりますので国民生活にも関係が、大きな関係が出てくるものがある、国民生活の安全に寄与するものと、このように考えておるところでございます。

○久世公義君 この我が国独自の情報衛星につきましては、今防衛庁の隣にその建物が建築中でございます。ひとつ、なるべく早くこの機能が発揮できることをお祈りをいたしたいと思っております。

次は、この事態法にとって一番議論の多い基本的人権の問題について質疑を申し上げたいと思います。

まず、総理にお願いをしたいんですが、日本国憲法が保障する基本的人権は、この武力攻撃事態においても最大限尊重されるべきものだと思います。一方、国家の緊急事態である武力攻撃事態において基本的人権が制限されることもあり得るということが考えられます。このように、基本的人権の保障は絶対的なものではないが、できる限り尊重されなければならないというのが憲法における基本的人権の保障の考え方であると思います。ほかの問題についても、戦後五十年、憲法制定以来五十数年、公共の福祉と基本的人権の関係というのは様々な局面で議論されてまいりましたわけですが、今この事態法の審議に当たりまして、ひとつ武力攻撃事態における基本的人権の最大限の尊重についての総理の考えを承りたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎) 基本的人権の最大限の尊重は生命を守るということですね。こういうことに対して、戦争が起こったまま大事なことはいかに命を守るか。命を守るということと前提に、今回の法案におきましては、国民の自由と権利を尊重すべきこと、基本的人権に対しては、命を守ることだけじゃありません、様々な国民の権利があります。この基本的人権に対する制限は必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続の下に行わなければならないことが明記されております。

このように、武力攻撃事態の対処におきましても、基本的人権というものは最大限に尊重されなければならないと考えております。

○久世公義君 ただいまの総理の御答弁、国民がテレビを通じて見ておりますので、非常に分かりやすかったと思います。そういう、これからも国民に対する答弁というものををお願いしたいと思っております。

武力攻撃事態において国民を保護することは国

の最大の責務でございます。また、国民としても最大の関心事だと思います。衆議院の審議におきまして既に国民保護法の整備の重要性がいろいろと指摘されて、これを受けて、政府におきましても、「国民の保護のための法制について」という案をお配りになりました。私どもも見せていただきました。

今後、国民保護法を迅速に整備する必要があるわけですが、その国民保護法の整備において基本的人権の尊重についての理念をどのように反映させていくのか、その考え方について官房長官からお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫) 国民保護法におきまして国民の基本的人権が最大限尊重される、これはもう当然のことでございます。ただいまの総理からも御答弁ございましたけれども、そのために、所要の規定の整備に努めてまいらざるを得ないと思っております。

また、具体的には、国民に協力を求めるための手続や法律の規定に基づく措置の実施による損失の補償、そういうこともあるわけでございますけれども、こういう補償に関する規定の整備、これも検討してまいらなければならないということでございます。

基本的人権については、これは総理の答弁のとおりでございますけれども、法案の第三条第四項に、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重ということを明記しておりますので、その点については十分配慮してまいらなければならないと思っております。

○久世公義君 この国民保護法につきましても、もう既にいろいろな報道がなされておりますが、国民の権利を制限する法律であるという報道もございました。国民保護法は、武力攻撃事態において、先ほど総理もおっしゃいましたように、国民の生命、身体を保護するために、警報なり、避難なり、救助なり、そういう各種の措置を実施するために整備されるものであって、基本的人権を制限するためのものではないと考えられるわけ

でございますが、これについて官房長官の考えを承りたいと思います。

○国務大臣(福田康夫) 国民保護法で定めることとなります国民の権利及び義務に関する規定につきましては、医療施設とか医薬品、食品などの緊急物資の確保など、国民の生命、身体等を保護するためにやむを得ない場合に限って土地の使用や、それから物資の収用等、必要最小限の措置を定めると、こういうことを想定しているわけでございます。

この法制は、警報とか避難、救援等に関する所要の規定を整備し、国民の生命、身体等を保護するための法制でございます。国民的、国民の基本的人権を制限しようという、そういう趣旨のものではないと思っております。

○久世公義君 基本的人権と公共の福祉といいますが、この事態法に想定されるような問題、極めて重要でございますので、今の御答弁の趣旨に沿って運営をしていただきたいと思っております。これからの法案審議がやがて出てくるわけですが、それに対処していただきたいと思っております。次に、指定公共機関についてお尋ねをいたしたいと思います。

武力攻撃事態から国民を守るために、国、地方公共団体だけではなく民間企業も含めて多くのものが連携をしなければいけません。連携協力をしながら、国全体として万全の措置が講ぜられるようにする仕組みを設けることが重要でございます。こういう見地から、この指定公共機関という制度がこの法律に取り入れられたものと思っておりますが、その必要性について総理の見解を承りたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫) 国民の保護の法制の中で、指定公共機関の問題が出てくるわけでございます。

武力攻撃事態におきまして、国民の生命とか、それから身体の安全の確保というためには、これ、緊急の迅速なる情報伝達というものはこれはもう欠くことはできないものでございます。そのため

に、放送の速報機能、一番速報性が高いものというところで、放送事業者を指定公共機関として位置付けることを考えておるわけでございます。

放送事業者は、指定公共機関に指定された場合にも、仮に指定されたという場合に、自ら作成した業務計画に基づいて警報などの緊急情報を放送するということでございますので、放送の自律性を損なうということはないと考えております。

政府は、報道内容の規制など、放送事業者の報道の自由を制限するような、そういう考えは全く持っておりません。

○久世公義君 今の指定公共機関の問題でございますが、民放連は、この指定公共機関制度が放送事業者の報道の自由を制限することになるということを主張しているようでございますが、この警報とか、こういう緊急情報の伝達は、正に国民の生命、身体、財産の保護のために極めて重要であつて、こうした役割を担うものとして放送事業者を指定公共機関と指定しても報道の自由を制限することにはならないと考えますが、総理のお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほど私、ちよつと先走りしまして、ただいまの御質問のことについて触れました。

要するに、放送事業者というのは、これは指定公共機関に指定されるという、そういう場合にあつても、要するに業務計画は自ら作成をしたものを用いるということでございまして、政府として放送してもらわなければならない、期待しているところは、警報などの緊急情報を放送する、あまねく国民に知らしめると、こういうことでございまして、そういう意味で、放送の自律性まで損なうような、そういうものではない。

あくまでも、放送の、若しくは報道の自由を制限する、そういうことではないということでございます。

○久世公義君 次に、国民の協力についてお伺いをいたしたいと思います。

国民の協力という条文のある法律というのはそ

う多くはないと思つておりますが、国家を守るためには、国や地方団体、あるいは今お話のありました指定公共機関による対処措置というものが基本になるわけですが、その際、例えば住民の避難とか救援などにおいては国民から協力を得ることが極めて重要であると考えます。

そこで、そういう趣旨からこの国民の協力というのが書かれたのかもしれないけれども、それについてのお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態への対処という観点から、これは地方公共団体、指定公共機関、それらが協力して措置を実施するということを基本と考えております。これは、対処基本方針に基づいて実施するということになります。

一方、武力攻撃事態において国全体として万全な措置を講ずる、こういうためには国民の協力がどうしても必要でございます。国や地方公共団体が対処措置を実施する際に、それを補完する形で必要な協力をお願いすると、こういう考え方をしております。このために、この国民保護法制では、住民の避難、被災者の救助の援助というよう

な国民の協力が期待されるような、そういう措置については協力を要請できると、そういう旨の規定を設けることを、これは想定を今の段階でしているところでございます。

○久世公義君 今、官房長官もちよつと触れられたわけでございますが、次に、国民保護と地方公共団体の関係について、三点、総務大臣に伺いたしたいと思います。

第一点は、武力攻撃事態等における国民の保護について、住民に最も身近な行政機関は地方公共団体でございます。この地方公共団体が重要な役割を担うものと認識をいたしておりますが、都道府県あるいは市町村に対してどのような責務を果たすことを期待しているのか、お考えを承りたいと思ひます。

第二点目は、国民保護法制が国民の期待にこたへ、有事の場合に十分機能する法制となるためには、地方公共団体の理解と協力が必要でございま

す。そのためには、法制の整備に当たつて地方公共団体の意見を十分に聞いていくべきだと思ひます。これは既に全国知事会等からは意見を聞いておられるようでございますけれども、なお全体にわたつてこの御意見を承りたいと思ひます。

三点目は、国民の保護に当たつて、国、地方公共団体、それから指定公共機関が一体となつて万全の措置が講ぜられることが必要でございまして、このために、地方公共団体の計画の一番基本になる統一した国の基本方針というものを策定すべきだと考えますけれども、その際に、地方公共団体の意見を十分聞くべきではないかと思ひますが、この三点について総務大臣のお答えをいただきましたと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、久世委員から三つの御質問がございました。

国民保護法制における地方公共団体の役割は大変重要ですね。地方団体の最大の責務は住民の生命、身体、財産を守ることですから、私は、そういう意味では地方公共団体というのはそういう根幹になると、こういうふうに思ひます。

そこで、具体的な内容は、概要は示しておりますが、これから検討してまゝとめていく、固めていく、こういうことでございしますが、例えば、都道府県は避難の指示ですね、あるいは医療の確保等が主なる役割になるんじゃないかと。それから市町村の方は、住民の避難の指示が出た場合の誘導ですね、あるいは災害が出る、被害が出た場合の応急措置、あるいは警戒区域の設定だとか、あるいは消防ですね、そういうことが中心になるのではなからうかと思ひます。

それから、この国民保護法制を固めるに当たつては、地方公共団体の意見を十分聞くことは言うまでもありません。今までも知事さんだけじゃないんですよ、市長会にも町村会にもその他にも、あるいは担当者にも何度も内閣官房と総務省も一緒にになりまして説明会をやり意見を聞いてまいりましたが、再度聞くと、こういうことでございま

すが、今回のこの事態法の中に国民保護法制整備本部というものを法定することになつていくわけですね。この本部で正式に、法律の根拠があるわけですから、十分地方公共団体の意見も聞いていくと、それ以外も聞いていくと、こういうことではなからうかと思ひます。

それから、三点目の基本方針ですね。これは国が作るわけですが、この基本方針に基づいて、例えば地方団体や指定公共機関、指定行政機関ですか、が国民の保護のための計画を作ると、こういうことでございしますから、計画が作りやすいような基本方針にしたらならなければ私ならな

いと思ひます。そういう意味では、この基本方針策定についても地方団体等の意見を十二分に聞いていただく、そのための場をいろいろ考えていきたいと、こういうふうに思つております。

○久世公義君 今のことと関連もするわけでございしますが、自衛隊の活動に関する災害時の対応との相違といひますか、緊急事態の場合と災害時の場合との比較においてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この武力攻撃事態が災害と最も違うのは、敵が存在しているかどうかという点だろうと思ひます。戦争では自衛隊は敵の排除に全力を挙げざるを得ません。災害時のように被災者の援助、救出に専念はできないわけでございします。

そこで、既に衆議院においてお配りいただきました国民保護法制の骨子では、地方公共団体による避難措置に関し、消防などとともに警察及び海上保安庁、自衛隊は市町村を中心に調整を行つて避難住民を誘導するということが書かれております。

戦闘行動と並行することが現実的にあり得るのか、この議論が必要であると思ひますが、防衛庁長官、その辺りの御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) 近年の有事と言つても戦争と言つてもいいのですが、その特色というのは、正しく民間人の犠牲が非常に多いということだと思つております。昔の王様同士の戦争なんと

いうのは、これはもう民間人が犠牲になるなんというのではなくて、王様と騎士団同士がやっておればよかったわけでございますが、これが第一次世界大戦になり第二次世界大戦になり、第二次世界大戦では民間人と軍人の死者というのはほとんど同じになったと言われております。朝鮮戦争に至っては、初めて民間人の方の犠牲が増えた。ベトナム戦争に至っては、何倍も民間人が犠牲になった。九・一一などというのは、すべての犠牲は民間人ということでした。

私も、有事において民間人が犠牲になるということは絶対に避けなければいけないことだというふうに考えております。有事の場面、そこに民間人がいるということはあってはならないのだ。どうやって民間人を安全にそういう場面から隔離をしていくか、そういう場所から退避をしていただくかということ、第一に考えなければいけないというふうに思っております次第でございます。

しかし、委員御指摘のように、それでは有事と災害と違うではないかということでございます。違います点は、委員御指摘のように、一つは地震でも地すべりでも何でもそうですが、それは普通は一か所に限定的に起こるものだと思うしております。しかし、有事は敵がおりますので、それがあちらこちらで、ここで起こったりあそこで起こったりということがあろう。

そして、自然災害というものは、基本的に終息に向かっていくものだ。しかし、有事というものは、終息に向かうどころかどんどん拡大することがあり得るだろう、これが二点でございます。

第三点は、この点がまさに委員の御指摘の点だろうと思いますが、阪神大震災でも何でもそうですが、自然災害の場合には、自衛隊も来る、消防も来る、警察も来る、いろいろな国家の持つておる、あるいは地方公共団体の持つておるすべてのパワーがその復旧に当たるということだと思っております。しかし、有事の場合には、敵と遭遇し、その敵の侵略というものを排除するという役割

は、これは自衛隊のみが持ち得るものでございす。有事になったら私も銃を持つて戦うんだなどという方がいらっしゃると思いますが、そういうことはジュネーブ条約上やっちゃいけない。民間人が銃を持つて戦うということはジュネーブ条約上もあつてはならないことでございます。敵の侵害を排除するということは自衛隊のみがなし得ることだということでありまして。

そうしますと、不幸にして民間人がいらっしゃるようなところが有事の場面になってしまった、そのときに自衛隊は何をするのだということでありまして。当然、民間人の方々を、市町村や警察や消防と連携をして避難誘導のために自衛隊も動きまします。しかしながら、同時に敵の侵害を排除するというのもやらねばなりません。その場合に、自衛隊が敵の侵害を排除するというときに相当の力をそちらに取られるということは私は起こり得ることだと思っております。それは民間人の方の避難や救助をおろそかにすることではなくて、自衛隊しかできないことによって敵の侵害を早期に排除するというのも極めて重要なことだと思っております。

したがって、じゃ、自衛隊がそこで十分といいますが、災害のようなことができないとするならば、じゃ、だれがそれを負うべきなのかという議論、そして、自衛隊と市町村と警察と消防と、それがどのように連携をしていくのかという仕組み、そういうものをきちんと構築をして万全を期することが肝要だということに考えておる次第でございます。

○久世公義君 それでは次に、国会の関与についてお尋ねをいたしたいと思います。

この国会の関与の問題は、今まで安全保障関係の法律の議論の際にも、例えば、PKO法の問題、あるいはPKOの中でもPKFの本体業務の解除の問題、それから周辺事態法の問題、あるいはテロ特措法の問題、そして今回の場合、それぞれ、この国会の承認というものをどういうふうにするのか、あるいは国会がどのように関与するのかとい

うところはいろいろ議論があり、法律の規定もそれなりに適合したものがあると思うわけでございす。

ところで、この事態法につきましては衆議院で国会の関与についての修正がございました。国会の意思を尊重し、シビリアンコントロールを確保する観点から、国会の議決で防衛出動などの対処措置を終了させる旨の規定を設けて、より一層国会の関与に配慮する内容になっております。

この衆議院の修正では、政府の判断が正しいのかどうかを国会がチェックをし、自衛隊の活動に歯止めを掛けるという意味で有用な修正であったと考えますが、総理のお考えを承りたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態への対処につきましては、これは、行政府と立法府とがこれは統一の意思の下で行っていくということですが、これが大事なのだろうというように考えております。自衛隊の活動を含む対処措置の開始だけでなく、衆議院における法案の修正はその終了についても国会の関与を法的に担保するものでございまして、国会と政府の統一の意思の形成が一層重視されるというように考えております。

○久世公義君 今御指摘がありましたように、武力攻撃事態への対処は国会と政府の統一の意思の下で行うことが非常にかなめである、私もそのように感ずるわけでございます。

さて次に、国際人道法の的確な実施の意義についてお尋ねをいたしたいと思います。

ちよつと個別の条文になりますけれども、武力攻撃事態対処法、事態法の二十一条二項では、「事態対処法は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならぬ」と、このように規定されておるわけでございますが、武力攻撃事態に対処するに当たっては、武力紛争による惨禍をできる限り軽減するために国際人道法の的確な実施を確保していくことが重要であると考えます。このよう

な国際人道法の的確な実施を確保することの意義につきましても総理から御答弁をいただきたいと思

います。

○国務大臣(福田康夫君) 国内法制の整備に関するところでございますので私から御答弁申し上げますけれども、委員の御指摘のとおり、これは重要な問題でございます。武力紛争による惨禍をできる限り軽減すると、これがポイントでございます。

今後整備される、事態対処法の整備に当たりましては国際人道法の的確な実施を確保するということが重要課題でございます。そのために必要な国内法制をできるだけ速やかに整備をしてまいりたいと思っております。

○久世公義君 そこで、この国際人道法、非常に今の御答弁にありましたように重要な意義を持つておるわけでございますが、この的確な実施を確保するための法制整備というものは早急に行う必要があると従来から言われております。

冒頭、官房長官から国民保護法制についての御答弁をいただきましたが、同時に、このジュネーブ諸条約に基づく国際人道法を遵守するための法制整備というもののこの一環のこれから検討しなければいけない重要な要素であると思っております。その進捗状況につきまして外務大臣から承りたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) 実施の状況についてでございますけれども、これは現在、関係省庁間で国際人道法の的確な実施を確保した国内法制の整備に向けた検討作業を進めているところでございます。

それで、外務省といたしましては、ジュネーブ諸条約、これは我が国が既に締結済みでございますが、また、現在、締結する方向で検討を進めておりますジュネーブ諸条約第一及び第二追加議定書といった国際人道法の的確な実施を確保する観点からも事態対処法の検討に引き続き積極的にかかわってまいりまして、できる限り速やかにこのような法制全体の整備を通じて国際人道法の実施を確保していく所存でございます。

○久世公義君　ここで少し日米関係の問題あるいは国連関係、それから北朝鮮をめぐる問題についてお尋ねをしたいと思います。全体の時間の関係上、後で武見委員の方からいろいろ御質問もあらうかと思いますが、そちらに譲ることにいたします。

ただ、一点、総理の訪米なりあるいはこれから一、二か月の間にいろいろと外交のためにお出掛けになると承っております。それにつきまして、イラク問題をめぐっていろいろ亀裂を深めました関係から国際社会は国際協調の重要性を再認識していると思うわけでございます。こういうような国際情勢の中で、五月末から六月にかけて総理は、アメリカに行かれ、中東を訪問され、さらにロシアを訪問され、サミットに臨まれるというふうに承っておりますけれども、こういうような会議におきまして総理はどのようなことを国際関係の問題として意見交換をされるおつもりか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)　イラクの戦況が終結に向かつて、いかに今、早く治安を確保して、イラク人のイラク人によるイラク人のための政府を作るかということに大きな関心が国際社会の中でも高まっております。こういう中で日本としても、武力行使はしない、戦闘行為には参加しませんが、イラクの復興支援、人道上的支援に對しては国力に應じた支援をしていきますということを表明しております。

そういう中で、今週アメリカを訪問し、またエジプト、サウジを訪問いたしますが、私は、日米首脳会談におきましてもブッシュ大統領に対して、国際協調体制を構築しながら国際社会がイラクの復興支援にどのように関与し協力するか、またそれが望ましいかという点について日本の立場を説明しながら、ブッシュ大統領に對しましては国際協調体制を作る重要性も指摘していきたいと思っております。

同時に、北朝鮮の問題につきましては、中国と北朝鮮とアメリカ、三者協議が行われました。そ

の中での協議の状況、表面に出ている言いぶりとは実際の真意はどうか、そういう分析、そして、今後、北朝鮮に對しては日本も韓国も参加しての協議が重要である、また、日韓の参加が不可欠であるという認識をブッシュ大統領も持っておりますので、中国の働き掛けによってアメリカと中国と北朝鮮との会談が行われているわけでありまして、今後、関係諸国との協議がますます重要になってくると思っております。

まあ日本の立場、韓国の立場、また盧武鉉韓国大統領は最近ブッシュ大統領とも会談されました。そのときの様子も伺い、日本と韓国とアメリカが緊密の協力の下に中国とロシアとの協力をどのように図っていくかという点も話し合う必要があると思っております。また、日本としてはこのイラクの開戦前から、これはアメリカとアラブ諸国との対立でもないし、イスラム諸国との対立でもない。国際社会全体とイラクとの問題であるということから、アラブと日本との対話なり交流もますます重要性を増してくると思っております。

当然、アラブ諸国にとつて、イラクの問題のみならず中東和平の問題が非常に重要であります。このイラクの戦争終結が中東和平の解決に向けて大きく一歩を踏み出すべきだというのは、私は世界共有の認識だと思っております。その中で日本は、イラク自身に對する復興支援も大事ですけれども、アラブ周辺、アラブ諸国との二国間関係のみならず、エジプトなりアラブ諸国との間でイラクの復興支援のために協力できることはないかという点についてもよく話し合っていきたいと思っております。

○久世公義君　それでは、この事態法、これからの残されたいろいろな問題があるかと思っております。それについてお尋ねしたいと思っております。この事態法三法は、衆議院で修正の上、多数の賛同を得て可決をされ、参議院におきましてもこれは可決、成立ということになれば、有事における我が国の対処に関する骨格はこれで整備されたこととなります。しかし、国民保護法法制の整備等、

これから残された問題も少なからず存在をすると思っております。

幾つか、何点か指摘をしたいんですが、第一点といたしましては、米軍との関係を国民の理解を得ながら今後どういふふうに整理していくべきかという問題、二番目には、対処措置の実施や戦争被害に伴う国民の損失をどう補償していくべきであるかという問題、それから三番目には、国際人道法の実施を図るためにジュネーブ条約の国内化をどのように進めていくべきかという問題、四番目に、民間防衛という視点から国民保護のために地域コミュニティに何を求めていくべきかという問題など、課題は山積をいたしております。

今の四点の中でも既に御答弁いただいた問題もあるわけでございますが、全体としてこのような諸問題にどのように取り組むお考えか、承りたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君)　ただいま四点、御指摘いただきましたけれども、そういう法制の完結に向けて今後整備を行うということになっておりますが、政府としては、衆議院における修正によりまして、これらの事態対処法制の整備は速やかに実施しなければならぬと、こういうふうになされたわけでございまして、そのことを踏まえまして、事態対処法案の成立後、国民の十分な理解と協力をいただきまして、できるだけ速やかに成案を得るよう真剣に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○久世公義君　政治の信頼についてお尋ねをいたしたいと思っております。総理にお願いいたします。

武力攻撃事態において我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するためには、国民の自発的な協力が必要不可欠でございます。有事法制を整えたり武力攻撃事態に万全な対処をするためには、政府に對する国民の信頼が不可欠であると考えております。総理のお考えを承りたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君)　まず、防衛、安全保障につきましては、我が国におきましても自

分の国は自分の力で守ると、自国の独立と平和は自分の国の努力によって守るといふこの決意と意欲が大事であると思っております。その決意なり、我が国の安全は独立は我が国で守るんだという決意を形で表したのが自衛隊だと思っております。

自衛隊がなくていいと、そんな組織がなくていいということとは、一般国民でいざというときに全部対応しろということでもありますから、こんな無責任なことはいらないと思っております。日ごろのそういう訓練をしていない市民に對して、銃の扱い方も知らない、敵が大量破壊兵器を持っているためにどのような対応をするか知らない、訓練も何も分からない人に守れということほど無責任なことはいないと思っております。だからこそ、常に非常時に対して、有事に對して訓練する組織を持っている。我が国においてはそれが自衛隊であります。

しかしながら、自衛隊、我が国だけで自らの安全を保障できない。だからこそ、日本はアメリカと日米安保条約を結んで、日米同盟を強化して、協力して我が国の安全を確保しようということ、で、戦後一貫して日本の平和と独立を守りながら安全を確保してまいりました。

しかし、その際、いざとなつたら、日本には防衛力は不完全であつても、アメリカの軍事力が強大だからアメリカが守ってくれるんだと、そういう考えであつて果たしてよその国が真剣に日本の国を守ってくれるか。まず自分の国民がはっきりと自分の国は自分で守るといふ決意と意思があつて初めて他国は援助の手を差し伸べるんだと思ひます。

そういう点から、私は、まずアメリカが守ってくれる、同盟国だから守るのは当然だと考える前に、日本もアメリカの信頼に足る同盟国でなくてはならない、そういう意識を平時から持つて、自衛隊に對しても、いざという場合に怠りない訓練と修養、国民がその自衛隊に對して支援をする。自分たちができないことに對して、きつい仕事、危険な仕事をあえて自衛隊の諸君はやってくれるんだという敬意と感謝を持てるような環境を作る

のが政治として大事だと思っております。
○久世公麿君 最後の質問になろうかと思いますが、総理にお尋ねをいたしたいと思います。

私は、質問の冒頭に世論調査の結果を申し上げ、若い方々も含めて国を愛する気持ちを持つ者が半数になって、防衛問題に対する関心を持つ者も八〇%になっていることを申し上げました。最近ようやく国を愛するとか愛国という言葉に耳にするようになりまして、三月に出されました中教審の答申にも、教育基本法に新たに規定する理念の中に国を愛する心が書かれておりました。

実は、一昨年の九・一一テロ事件の一日か二日後に、テレビに映し出される米国各地での米国民の表情を見ました。連邦議会の上院、下院におきましては、テロ対策の会議の後に、全員が立ち上がって胸に手を当て、目を伏せ、うなだれて、テロ事件の死者たちを追悼する歌を歌うのを聞きましました。伴奏のないゴッド・ブレス・アメリカでございました。同じような光景が、テレビを通じて全米の町や村の姿が映し出されました。ロサンゼルスでは、俳優のロバート・デ・ニーロがアーティストたちと追悼集会を主催しておりました。野球場やフットボールの球場では、観衆が立ち上がって静かにゴッド・ブレス・アメリカを歌っておりまして。小さなコミュニティハウスやあるいは小さな公園で老若男女を問わず、そこにはもはや人種も職業も地位の別もなく、ただ祖国のために死んだ死者の霊を慰めるためにゴッド・ブレス・アメリカを歌っている風景でございました。

私は、このゴッド・ブレス・アメリカという歌を持っていて米国の率直に言っているうらやましいと思ひました。祖国のために死んだ死者たちの霊を慰め、自分の国が栄えることを願う歌を持ち、全国民が折に触れて口ずさんでいる米国、米国人たち。この米国の人たちの支えが、国家の危機を乗り越えていく米国の力であり矜持であると私は思ひます。

このような歌を日本では持たないばかりか、私たちは、祖国だとか故国という誇らしい言葉もい

つの間にかどこかへ忘れてきたような気がしてなりません。この際に、小泉総理の国家観、祖国観というものを聞きしたいと思います。

ただ、既に御質問申し上げましたように、近年、ようやく国民の国を守るという国家に対する意識が出てきております。今、総理の御答弁にもそのような趣旨のことが言われましたけれども、総理は常々、備えあれば憂いなしという大方針を掲げておられます。国民の安全確保への意識が今高まり掛けております。今国会でこそ、長年の国家的重要な課題である有事法制三法案を是非とも成立しなければならぬと考えますが、総理の国家観、祖国観とともに、確固たる法案に対する決意を改めて伺いをいたしまして、武見先生に譲りたいと思ひます。お願い申し上げます。

○内閣総理大臣 小泉純一郎君 一昨年の九月十一日のニューヨークあるいは国防総省に対するテロ攻撃、これによってアメリカ国民の意識も大分変わってきたと思ひます。

アメリカが攻撃の意思を持たなくても、アメリカに対して強い憎しみを持ち異常な手段でアメリカを攻撃しようとする勢力が各国に存在しているということ、アメリカの指導層のみならずアメリカ国民が大きく認識したと思ひます。これに対して何もしなければ相手は攻撃してこないかという意識とは違っていると思ひます。今までの善意なり好意を信じてくれない、むしろ憎しみを持ってアメリカに被害を与えていくという勢力に対して断固戦わなければならないというのがブッシュ大統領始め多くのアメリカ人の気持ちだったと思ひます。だからこそ、テロに対する強い決意を持っています。まだにその戦いを続けている。

既に、テロ組織にかかわるアルカイダ始め三千人以上の全世界に散らばっている犯人と目される人々たちを拘束している。あるいはそれ以上の人が殺害されている可能性もある。いまだにアメリカのみならずインドネシアにおいても、あるいはサウジにおいても全く関係のない市民を巻き込んで攻撃しようとする勢力が存在しているというこ

とから、日本人にはむしろ、ある面においては理解し難いほどの備えに対して十分にしなやかならない、あるいは、何もしなくてもアメリカを攻撃しようとする勢力が世界に散らばっているという意識をアメリカ国民は持っていると思ひます。そういうこと、テロの問題に対してアメリカ国民の脅威感、不安感を国際社会は理解しているからこそ、各国が協力して今後もテロの防止に、テロの撲滅にできるだけの協力をしようということ、現在も続けております。

日本は幸いにして戦後そのような戦争に巻き込まれたこともない、また自衛隊を戦争に派遣したこともない、戦闘行為で自衛隊員が一人も亡くなったことはない、これは誇るべきことだと思っております。これは、二度と戦争を起こしてはならない、二度と戦争に巻き込まれてはならないという決意と、その間の努力が実を結んでいるからこそ日本は平和のうちに繁栄を築き上げることができた。今後も、いかに平和な環境の下で日本の発展を築くことができるかということについて、日米同盟と国際協調というのは外交政策の基本でございます。また安全保障政策の基本でもあります。同時に、日本の国は日本国民自身が守るんだという愛国心なり郷土愛なり、自分の社会を自分たちの力で発展させようという意欲を持つことができるように、いろいろな場でお互いの意識が共有できるように対応が必要だと思っております。

○久世公麿君 終わります。
○委員長(山崎正昭君) 関連質疑を許します。武見敬三君。

○武見敬三君 それでは、関連して御質問させていただきます。思ひます。

まず、総理にお願いと最初の御質問でございます。我が国は正に北東アジアに位置しております。台湾海峡、そして朝鮮半島には引き続き分断国家というものが存在をしておいて、そしてそれだけの地域にはかなり近代的な装備をした兵力が対峙をして、極めて緊張した状態が今日においても

続いている。すなわち、この北東アジアでは冷戦構造というのはまだ解決されていない。したがって、我が国にとってこれから五年から十年かけて、いかにこの緊張をはらむ冷戦構造というものを解消し、安定化させるかというのがこれから五年、十年をかけた我が国の戦略的な最も優先的な課題だろうと思ひます。

しかし、こうした状況を直面しながらも、我が国はこうした国際社会の中の一部として、グローバリゼーションという洗礼にも遭っている。人、物、金、情報というものが国境を越えてすさまじい勢いで行き交うようになってきますと、そこにはプラスの側面もありますが、マイナスの側面もたくさん出てきた。その一つの典型的な例が最近のSARSであります。従来であれば、あの広東省の一部の風土病で終わるであろうあの新興感染症が、何と人の移動を通じてこれがあつという間にこれが世界に蔓延するかもしれない危険性を及ぼし、そして既に多くの死者をもたらししているわけがあります。

したがって、このようなグローバルバイゼーションのネガティブな側面というものを対しては、幾らこれ防衛力を増強しても国民の命は守れない。こういうような新たなグローバルバイゼーションのいわゆる否定的な側面というもののについては、これはもう政府だけではなく、民間のNGOとも連携しながらネットワークを国境を越えて作り上げてこうした新興感染症を著実に抑止していくということがこれから求められてくるわけでありまして、そうしたことを実行していくということを我々は考えなきゃいけないという非常に複雑な時代状況になりました。

そういう中で、我が国の中に二つの極めて新しい政治的な動きが私は出てきたように思ひます。その一つが、やはり北東アジアの緊迫した軍事情勢というものを踏まえた上で出てきた政治的な動きとして、やっぱり軍事的なりアリズムというのが我が国の中に出てきていて、そういう軍事的なりアリズムを担うそのリアリストの方々様が様々

に新たな発言をされるようになってきている。私はこれは当然のことだと思えます。これは、もう石破防衛庁長官であるとかあるいは安倍官房副長官というのがそういう方々だろうと思うんです。そしてまた、こういう方々が、やっぱりこの北東アジア情勢に、これをいかに着実に正確に対峙することを通じて国民の生命と財産を守ろうかということを実際に考えるようになってきている。

それとまた、他方、このグローバルイゼーションという状況下において、地球市民として、その一員として、正にこういう人類共通の課題というものに対してより積極的にかわらうではないかと。そして、実際にNGO等を組織して、我が国の中でのみならず国外においても、こうした紛争やあるいは災害が起きた場合に、あるいは難民がたくさん発生した場合に、NGOとしてそこに参画をし、こういった人々を救済をする。こういった新たな市民社会の一員としての自覚を持った、そういう主体的な市民というものが我が国の中にたくさん出てきている。そういった人々が新しい政治の動きをまた作り出している。

この正に軍事的なリアリストの方々とこの地球市民としての自覚を持った方々というものが、正にこれから我が国のこの大きな安全保障を考えていく上で二つの大きな流れを作り出していかれるだろうと思えます。それをどのような形で総理が受け止めて、我が国にとつての新たな総合的な安全保障の骨格を再構築するかということが今私は問われていると思う。

その上で、私は、こういう状況下において三つの安全保障の概念を活用することが必要だと考えております。

その北東アジア情勢に対処するためには、やはり従来どおりのこうした伝統的な国家安全保障という概念がまずきちんと確立をしなければならぬ。その国家安全保障という概念の枠組みの中で正に日米の新たなガイドラインに基づいた周辺事態法というものが整備をされ、そして今正に有事法制というものが整備されようとしているのだと

私は理解をしております。

しかし他方で、このような国家安全保障という考え方というのは、とかく周辺諸国というものの持つ軍事力というのに関して、その能力にのみ焦点を当てる傾向がどうしても出てくることによつて不必要な軍拡競争を引き起こすことにもなりかねないという危険性は当然備わっている。したがって、ただ単にそうした周辺諸国の軍事的能力のみに関心を持って対処しようとするだけではこの地域の平和と安定を確保することはできない。当然にそうした周辺諸国の持つ政治的な意図にも焦点を当てて、そして相互の理解を深め、信頼を醸成をし、緊張を緩和し、その安定化を図るといふ、正に二つの安全保障の概念である協調的安全保障という概念がまた常に私どもには求められてきているわけであります。

しかし、この協調的安全保障に基づく安全保障対話、これを二国間さらに多国間で推進するということを通じて、さらには様々な外交交渉を通じてこの協調的な安全保障に基づいてこうした問題点を解決していくという姿勢、常に持たなければならぬわけでありますが、それだけでも不十分。すなわち、先ほども申し上げたとおり、このグローバルイゼーションの結果として、こうした新興感染症であるとかあるいは麻薬であるとかあるいは様々な環境破壊であるとか、そうした組織犯罪、そして、さらにはテロリズムというものが国境を越えて新たな脅威を作り出すようになった今日においては、正に政府と民間が連携をした形での新しい安全保障の概念として、人間の安全保障という考え方もまた同時に中長期的な視点から我が国はきちんと持っていかなければならないという状況になってきているように思えます。

したがって、この三つの安全保障の概念というものを再構築していくことを通じて、我が国は今直面している国際社会の諸状況に的確に対峙をし、そして国民に理解を求めるといふことが私は必要であらうと考えております。

その上で、まず私は国家安全保障に基づくこの

有事法制という点についての正にその歴史的意義というものを私は感ぜざるを得ません。これは、ある意味において、先ほどから総理が御答弁されているような太平洋戦争という悲惨な経験を踏まえて、様々な呪縛をまた国民は受けてきたわけでありました。その中で、改めて私どもは、こうした新たな事態の下でその呪縛というものを一つ一つ健全に解いていかなければならない。その正に呪縛を解いていくための一つのプロセスがこの有事法制であらうというふうに思っています。

そして、その中で様々な国民の権利を保護しようという意向がたくさん出てくることは当然であります。もはや以前の国家総動員のこうした戦争という形態から、巨大なテロリズムによる大量破壊兵器を通じた脅威というふうなものや、あるいは北朝鮮というような近隣諸国が実際に核兵器を有しそしてミサイルを開発し我が国に脅威を及ぼすような事態であるとか、こういうような状況下にあつて、これは正に全く新しいこうした戦争形態に私どもは国家安全保障という視点からも対処しなければならなくなってきたわけでありました。

その際に、盛んに国民を守るということが言われてきておりますが、それは当然のことでありますが、同時に総理、国民を守るのとは国民であります。そして、国民というのは守られるだけではいけません。国民は自らの国そしてまた国民を守るという、そういう意識をきちんと持たなければ、これは有事法制というものは魂が入りません。そして、正に自ら守られつつ、その国民を守るといふ強い覚悟がこの有事法制を通じて私は求められたいという点が、正に我が国の戦後の安全保障という歴史を見たときに最も大きな意義を有するといふふうに私は認めざるを得ないわけでありました。

その中で、改めて総理にお聞きしたいことがございまして。北東アジアの戦略情勢というのは実は着実に変化しようとしてきております。北朝鮮が核を保有するといふことをどうも言ったようでありまして、また再処理施設を稼働しているといふようなことも言っているようでありますが、まだ

それが確証されたわけではございません。しかし、もし北朝鮮が核を保有し、そしてまたそれをミサイルに、弾道として、搭載をし攻撃する能力を持つようなことになれば、これはこの北東アジアの戦略情勢を根底から変えていくこととなります。そしてまた、同時にもう一つ、今韓国に駐留している米軍の部隊というものが三十八度線から漢江の南側に新たに移動をするということがどうやら内定しているように伺っているものであります。こうした状況は、この韓国に駐留する米軍の戦略的な意味合いというものを実は着実に変え得る、そしてまた韓国に駐留する米軍の戦略的な役割というものが実は修正されていくことを私は意味していると思ひます。

その際、改めてそういう戦略的な情勢の変化というものを踏まえながら、いかにして我が国がこうした韓半島等を通じて実際に派生する脅威というものを的確に抑止をするかといふことを考えるときに、私は改めて日米同盟の抑止機能というものを再強化していくことが今着実に求められているといふふうに認識をしているものでございましてけれども、この点、総理はどのような御認識を持っておられるのでしょうか。

私は、既にこの今年の四月に航空自衛隊が米国の空軍との間で空中給油にかかわる訓練を始めました。そして、今度はコープサンダーという改めてこの共同訓練を米国の、アラスカで、行うといふことになっているといふふうに伺っております。

一九八〇年ごろから海上自衛隊とこの米国の海軍との間では実際にこうした共同訓練がシーレーンの防衛あるいは我が国の防衛を目的として始まつてきているわけでありまして、実はこの空とミサイルという点については、改めて、この日米の軍事的な連携というものがまだ実は確立をしていないわけでありまして。したがって、この部分を改めてきちんと連携する仕組みを確立していくことを通じて、私は抑止機能といふものをしっかりとこれから体系的に再構築していくという努力が

求められてきているように思うわけでありすが、この点についての総理の御見解をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 日米安保条約が改定される際にも、この日本の安全保障を図る点については国論を二分するほどの大きな問題になりました。今、武見議員御指摘のように、日米同盟関係の重要性を認識する方々と、あるいは日米同盟の強化を図ると逆に戦争に巻き込まれるという両論があるのも、現在でもあるのは事実でございます。

しかし、私は、現時点においては、日本への攻撃はアメリカへの攻撃とみなすんだというアメリカの決意、姿勢、いわゆる日米安保条約というものが大きな他国に対する抑止力になっていると思ひます。言わば、日本への武力攻撃をした場合には、アメリカと戦うことを覚悟しないと日本へは攻撃できない。アメリカの強大な軍力に対抗できる勢力は今ないと思ひます。

そういうことを考えますと、日本の安全を日本は独自では確保できないからアメリカと共同して日本の安全を確保していくという日米安保条約の重要性については、一部に反対の勢力はあつたとしても、多数の国民は日米安保条約に関して賛意を表明しているのが現状だと思ひます。

しかし、だからといって、アメリカばかりに頼ってはいけません。御指摘のとおり、日本の国は日本国民が守るんだ。日本の国民の安全は政府だけが守るのじゃない、自分たちが守るんだという意識がなくて日本の国民の安全も確保できないし、日本の国家も防衛できないというのには御指摘のとおりだと私は思ひます。

さらに、軍力だけで平和を確保することができるものでもございません。各国と協力しながら、それぞれの国と友好関係を増進していく、協定体制を作っていく。そういう国際協調体制を作っていくのも重要で、最近の北朝鮮に対する対応も、長年にわたって国交が正常化されておりますが、この問題につきましても、一番密接な関係

のある韓国、そして韓国とアメリカもそれぞれ安全保障条約を締結しております。韓国にも米軍が存在しております。日本もアメリカと安全保障条約を締結しております。お互い、北朝鮮に對しては、いかに北朝鮮を国際社会の責任ある一員にしていくかというのを働き掛ける際にも、日本だけではできないことがたくさんあります。

また、北朝鮮の核開発プログラムにつきましても、これは単に韓国や日本だけの問題ではありません。また、北朝鮮とアメリカだけの問題でもありません。中国もロシアも北朝鮮の核保有は容認できない。これは朝鮮半島全体、世界の平和と安全に大きな脅威であるという認識を共有しております。

そういう各国とも連携しながら、単に軍力だけじゃない、外交的、政治的働き掛けというものが平和を維持するためには大変重要だと認識しておりますので、そういう両面からの働き掛けが私にはますます重要になってくるという認識を持っておりますので、いざという最悪の場合の軍事攻撃に対する対応と、それと起させないための外交的、政治的努力、両面が重要である、そのような認識をしております。

○武見敬三君 今、総理御指摘のとおり、朝鮮半島の問題に関しては、日米のみならず、中国、ロシアとも戦略的な利益が共有されております。したがって、この問題を平和的に解決をするという基本路線でこの四か国がきちんと連携をしてこの問題を解決することができると、実はこの地域における主要国間の戦略的な協調というものの基盤が確立します。それによって非常に新しくこの地域全体を安定化させる秩序が形成されていくことになりまして、実は、極めて大きな緊張をはらむ問題ではあります。もし上手に成功したしますと、かなり長期間にわたってこの地域を安定化させる仕組みが私は同時にできるといふ、そういう大きな特質を持っているように思っているわけでありまして。

その上で、人間の安全保障の方について一つだけお願いがございますが、緒方貞子さんが六月にニューヨークから帰ってこられます。人間の安全保障委員会の共同議長として大変大きな役割を果たされたけれども、やはりこういう中長期的に立つた我が国の平和国家としての意思を未来志向で強化するために資するこういう考え方というものを、是非これを更に推進していくための仕組みを総理の音頭で取っていただけないかと。

こういう問題は、政府のみならず、やはり国際機関や民間と連携しなきゃなりませんから、いわゆるセカンドトラックのようなものを作って、そして実際に各縦割り行政も克服するような形でそういう各省の参画、そして在京の国際機関、そしてさらにNGOの代表者などを集めたこういうセカンドトラックを通じて、こういう問題に日本が積極的にいかかわるんだということを国民に對してもまた外に對してもきちんと示すということをやっていたことが、私はこうした有法法制を進めていく一方で非常に国内の政治的なバランスをきちんと確保していく上で必要ではないかというふうなことを切に私は期待しておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

その上で、石破防衛庁長官に御質問をさせていただきます。先ほど久世先生からの御質問で先制攻撃というような言葉がございました。これは、我々よくディフェンスディクショナリーと呼んでおりますけれども、アメリカの統合参謀本部がしております「デパートメント・オブ・ディフェンス・ディクショナリー・オブ・ミリタリー・アンド・アソシエーテッド・タームズ」という、二〇〇一年四月、これは正にいわゆる軍事用語をきちんと定義付けているような本なんですけれども、これは九・一一の五か月前に出された中に、実は先制攻撃、先制戦争と先制攻撃というのがその中に書かれております。

その中の先制戦争というのはいくつに書

かれております。軍事的衝突が差し迫つてはいないが、不可避であり、遅れると一層重大な危険を招くと信じて開始される戦争というのが先制戦争であると。これに對して、先制攻撃というのは、敵の攻撃が差し迫つていよう動かし難い証拠に基づいて始められる攻撃と、こういう定義になっているんですね。

こういう定義に基づいて、私は、先ほどから議論になっているように、先制攻撃については、やはり今のようにミサイルが発達をし、そしてまた同時に核兵器のみならず生物化学兵器等、大量破壊兵器というものが開発されているというおそれが高くなると、それによるもし被害を被るということになると、特に都市部においては何十万人という犠牲者が出ることもさへあり得ると。したがって、そういうことを回避するためにはミサイルディフェンスというのを日米で共同して確立していくことというのは私は当然でありますけれども、しかし、これはどうしても完全なものにはなり得ない。であるとすれば、こういった攻撃が実際に先制攻撃というような形で行われる可能性をきちんと想定をして、そのためのやはり政策的な検討はきちんと私はしておくべきだろうと思ひます。

その中で、専守防衛という概念を、やはり今のままの概念でいいのかという私は問題提起をしておきたいと思ひます。そして、その専守防衛という概念の中で、私は改めて、米国がこうした先制攻撃をするというような事態が想定された場合に、そうした米国の攻撃というものを正に援護するための護衛ぐらゐの役割というものは、私はこの専守防衛の概念の枠組みの中で認められるべきことではないか。さらに、こうした先制攻撃にかかわる情報の提供やそして共有というようなこと、そういう専守防衛の概念の中で認められるのでありますけれども、防衛庁長官のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

私も、今、委員が御指摘のアメリカの軍事用語辞典、これは二〇〇一年の四月十二日作成ですが、改訂が今年の一月九日でございます。ですから、一番新しいアメリカの概念だと思って間違いないだろうと思います。

先制攻撃というのは、まさしく敵の攻撃が差し迫っているという明白な証拠、明白な証拠に基づいて開始される攻撃と、こういうふうになつております。

アメリカ合衆国は国際法に基づいて行動するというふうには私も考えておりますし、さきのイラク攻撃も国連決議に基づいて行われたものだというふうには理解をしております。さきの古典的な戦争と違ひまして、弾道ミサイルが今や四十六か国に拡散をいたしました。国ではないグループみたいなものを、持っているかもしれないという状況、そして、それが数分で壊滅的な打撃を与えるだけの力を持っているという状況の変化、これをどのように評価をするのかということだと思っております。

私どもの国が先制攻撃、たとえそういう状況であるにしても、我が国に対する武力攻撃というものが行われていない状況で私どもは、仮にこの定義をこのとおりだといえども、そのような先制攻撃ができるものだというふうには私どもは考えておりません。

では、委員御指摘のように、そういうことに基づいてアメリカがやるときにどうなのかという議論。それは、武力攻撃事態であるかどうか、そして対処方針を決めるかどうかということはずぐれて我が国の主権的な判断に基づくものであります。我が国が、これは我が国に対する武力攻撃である、武力攻撃事態であるというふうに思えば、それは主権的に決められるものだと思います。

その中でどのような対処をするかということが議論されることになるわけですが、話を少し戻しますと、アメリカでこの先制攻撃の議論がなされたときにこういう話があったそうです。庭

にガラガラヘビがいて、本当にそれが飛び掛かってきてかみ付くまで何もしないのかという議論、これはワインバーガー氏の議論であつたように覚えておりますが、そういうような状況をどう考えるんだというお話だと思っております。弾道ミサイルというものが本当にきちんと整備をされる、そしてその確実性が上がる、それまでは過渡的なものとしてそういうものは合衆国においては存在するのかもしれないということだと思っております。他国のことについてはあれこれ申し上げるべきではございません。

そのときに我が国として何ができるのかということでございますが、それは、我が国がまさしく個別的自衛権というものが発動できる前の時点とそれが発動してからの時点と、これは分けて考えなければいけないと思っております。

その前の時点であれば何ができるかということになりますと、これは武力の行使と一体化することはないかと、こういう議論を今までしてまいりました。現在の政府の立場もそうでございます。そうすると、護衛というものが、我が国として個別的自衛権がまだ行使できない状況において、護衛という行為が、それは一体化というものはかなり抵触する場面が多いのではないだろうかというふうには考えております。

では、情報の交換はどうかということになりますと、これも周辺事態法からずっとされておる議論でございますけれども、その情報を我が国の自衛隊が主権的に集める、そしてそれがアメリカに仮に流れたとしても、それが一般的な情報である限りにおきましては、それは武力行使の一体化とはならない、そういう整理を今までいたしておるところでございます。

それがどういう状況であるか。繰り返し申し上げますが、アメリカが先制攻撃をするかどうかについて我々が論議する立場にございせん。しかし、そういうような状況になったとして、我が国が何をするかということは、そのときの状況、状況に応じまして、憲法の趣旨を体しながらやっ

てまいるといのが私どもの現在の立場でございます。

○委員長(山崎正昭君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時一分開会

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、岩佐恵美君及び広中和歌子君が委員を辞任され、その補欠として筆坂秀世君及び小林元君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 休憩前に引き続き、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○武見敏三君 まず、経済産業大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、どうも不審船引き揚げてみたら、その中にあった多くの武器が実は日本製の部品をたくさん使っていた。また、新聞報道などで、在日朝鮮人系の貿易会社が発注し輸出しようとしていたその部品等々が、生物化学兵器であるとかあるいは核兵器等の開発に資するような部品を相当部分含んでいたと。

そこで、経済産業省の、これは貿易経済協力局ですか、が実際にこれを取り締まるための対応をされた、そして、香港辺りまで既に運ばれていたものを実際に香港当局の協力を得ながら差し押さえるというようなことをされたという報道を伺っているわけでありまして、こういう取締りをする上で、最近、特にこういうことに対して取締

りを強化するという意思が働いているように私は思われるわけでありまして、いかなる状況判断の中からこういう取締りの強化をするという判断を下されたのか、そして、それはまたどういふふうな政府の中の意思決定でそれが策定をされ実行されるに至ったのか、その経緯をちょっと御説明していただきたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 武見先生にお答えさせていただきます。
我が国は二つの法律で、外国為替そして外国貿易法によつて国の安全保障上の機微に触れる物品に關しましてはしっかりとした厳格なそういう体制をしいていただいております。特に昨今、御指摘のようないろいろな問題がございますので、昨年に、キャッチオール規制、こういうものを導入させていただきました。

そして、これによりまして、例えば税関でございますとかあるいは取締り当局、さらには先ほど香港というお話が出ましたけれども、諸外国と連携を取つて、そして迂回貿易等も含めて、そういうおそれのあるそういう品目に対しては、やはりそれが大量破壊兵器でございますとかあるいは核開発等に結び付いては、これは世界の平和と安定にとつて大変重大なことでございますので、その規制を強化する措置を取らせていただいた。その一連の中で、私どもは香港の当局の協力を得て、そしてその迂回融資を未然に防ぐことができたわけでありまして。

御指摘の株式会社明伸というのに関しましては、そういう疑いがございましたので、経済産業省といたしまして立入検査をさせていただきました。さらに、そこが明確になりましたので外為法違反という形で警視庁に告発をさせていただきました。そして香港で現物を押さえることができました。ですから、こういう事態の中で、私は常々そういう問題意識を持ち、役所間の連携を密にして、そして逐次報告を受けながら対処をしてきているところでございます。今後ともこのキャッチ

オール体制ということをも更に徹底をして、そして、こういう大量破壊兵器とかそういうことに結び付くおそれのあるものはしっかりと私も管理して防止をしていこうと、こういうことで問題意識を持って臨んでいるところでございます。

○武見敬三君 今の経済産業大臣の御指摘のとおり、正にこれは我が国のみならず安全保障にかかわる非常に重要な判断に基づいてこうした取締りが実行官庁によって執り行われた一つの典型的な事例だと理解をしております。

このことは何を意味しているかといえは、やっぱりこういう実行官庁の段階だけでこうした安全保障上の判断が下されるといふわけでは本当はなないんではないかと思えます。やはりこうした安全保障上の判断をやはりこうした実行官庁の上に、きちんと内閣の中にそうした組織、機能があつて、そしてそこがやっぱり安全保障上の判断を下し、その判断と指示に基づいて実行官庁がそれぞれ連携をしてこうした取締りを強化するといふ、そういう政策決定過程というものがきちんと確立をしていなければならないんではないかと思ふんです。

このことは何を意味しているかといふと、いわゆる外交と今回有事法制で策定をしているようなこの有事、その間に実はグレーゾーンがあると。すなわち、外交というのがあるけれどもその有事に至る前の段階で実は経済制裁という段階がある。そういう経済制裁というツールというのはいろんな段階、レベルがあります。そういうツールをそれぞれの状況に適した形で着実に実行していくことによって、実は有事に至らしめないで事前に問題を解決していくということがその中で最後の最後まで試されなければならない。

そうすると、外務省という機能とそれから内閣官房の安全保障・危機管理室の機能との中間の、経済制裁等にかかわる、そういう人や物、金をやっぱ一元化してコントロールして、そしてその政策を策定するような、そういう組織、機能がきちんとやっぱなければならないいけないんだということになるんだらうと思ふんです。

民主党さんの御提案で緊急事態基本法というのが御提示されましたね。その中で緊急事態管理庁のようなものを御提案されている。私、これ一つの大変な見識だと理解をされている。ただ、この管理庁においてさえも、やっぱり事態が起きてからの対応というところにその焦点が当たってその役割というものが規定されているんです。しかし、その事態が起きる前の段階というのはまた同時に非常に重要で、その事態にいかに対応して対処するかというところは、こういった外交の延長としての経済的な制裁の領域というものをいかに実質的に実施していくか、そのための政策立案能力、そして権能といふものをどのように整備するかというところに掛かってくるのではないかとこのように思ふのであります。

そこで、官房長官にお伺いしたいわけでありまして、けれども、そうした政策を策定、実施する組織、機能といふものの必要性をお考えになっているかどうか、その点についての御見解を伺いたいと思ふます。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態に至る前、予測の事態もございまして。また、予測の前の状況と、こういうこともあるわけですが、委員御指摘の点は、その前の、予測にも至らないという前の段階のお話かなというふうに思つてお聞きしておりましたけれども、もちろん、武力攻撃事態もそうでありまして、予測の事態におきましても、これはいろいろな事態が想定されますけれども、武力攻撃の発生が回避されるように、まずは外交でしっかりとやるということがございまして。必要に応じては、ただいま御発言がございました制裁処置といったようなことも、経済制裁ですね、そのような措置も講じなければいけないと、こんなふうに思ひます。

ですから、この予測の事態について付言いたしますと、対処基本方針をまず定めまして、そして、内閣総理大臣を本部長として全国務大臣を本部長とする武力攻撃事態対策本部を設置して対処措置を総合的に推進すると、予測事態はそういうこと

なんです。で、対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、対処措置に関する総合調整を行う、総合調整を内閣として行つていくと、こういうことであります。

その前の段階について申し上げれば、安全保障会議がございまして。そしてまた、その下に事態対処専門委員会というものを設けるといふことをこの安全保障会議設置法の一部改正法律案の中に記載しておるわけでございまして、そこでは、この安全保障会議に連言する、的確なる進言を行うために必要な事項に関して調査、分析を行うと、こういう規定がございまして、そこで、これは専門委員会は委員長が内閣官房長官でございまして、そこで常時、必要に応じていろいろな調査、検討を行い、安全保障会議に必要に応じて意見具申をすると、こういう仕組みになっております。

もとより、安全のために平時から十分注意していなければならないということもございまして、そういう意味におきまして、今回のこの有事法制が体系ができてきまして、こういう機能をフルに活用して、そして万全を期してまいりたいと、このようにふに考えているところでございまして。

○武見敬三君 今の御説明は理解するものでありますけれども、実際に外交の延長として、こうした現行法の中でこうした取締りを強化するような判断を下すというのは、ただ単に実行官庁の担当大臣だけの判断でできることでは当然ございませう。これはやっぱりより高度な安全保障上の判断といふものが内閣としてきちんと策定された上で、こうした実行官庁がそれをその指示に基づいて的確に実施するといふような、そういう政策の決定過程がやはり必要になってくるんだらうというふうに思ひます。

その上で、実際に考えなければならぬのは、例えば外為法に関する送金停止にかかわる政府の解釈の変更といふようなことが新聞の中でも取りざたされているわけでありまして、これも、これも実際、以前はたしか三か国以上の協力があつてこ

うした送金停止ができるとか、国連の決議を前提とするとか、様々な条件があったものが、今度の解釈の変更で、実際に二か国の協力の下でこの送金停止を我が国として実施することができるといふような形にされるというようにことが報道されてきているわけでありまして。

しかし、こうしたことが実際に定められたとしても、それは例えば財務大臣の判断だけでこうした送金停止が行われるようなことがあつてはならないわけで、当然にその上に安全保障上の判断とそれから政策方針というものがきちんと内閣の中で策定された上で、こうした外為法の解釈の変更に基づく実施が行われるといふふうになっていなければならないんではないかと思ひます。

さて、そこで防衛庁長官にお伺いしたいわけでありまして、けれども、経済制裁といえは当然に船舶検査といったようなことも実は行われなければならぬ。もし国連の決議に基づいてこうした経済制裁というものが行われ、我が国もこうした船舶検査活動に参画するといふようなことになった場合に、我が国はそれでは直ちにそれに参画できるのかどうか。我が国の船舶検査活動法というのは周辺事態法の枠組みの中で策定されているわけでありまして、周辺事態と認定されない限り、国連が決議してもこうした船舶検査活動には参画できないということになっているのではないかと、思ひますが、こういう問題についての事実認識と、それから、もし国連決議で経済制裁が例えば北朝鮮に対して実施されるようなことがあつた場合に、我が国として一体どのような対応がし得るのか、防衛庁長官にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のとおり、船舶検査法の第二条には、「この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し」と、このように法律がなつております。

国連の決議がなされた、例えば経済制裁のような決議がなされたといふことです。そして、その事態がそのまま我が国の平和と安全に重大な影響を

与える事態と重なればそういうことは起こり得ることでございますが、国連の決議はあつても、その状況が我が国の平和と安全に重大な影響を及ぼす事態というふうな認定がなされない場合、それはあることだろうと思ひます。理論的にも実際にも。その場合には、国連の決議がありながら船舶検査活動ができないということが実際に起こり得ることでございます。

このところをどうするかということは、それこそ立法論の話ということになるかと思ひますが、実際問題、そういう問題が生じるということでは現在の法律で起こり得る状況だということに考へております。それが重なる場合、重ならない場合、その両方の場合があり得るというふうに認識をいたしてあります。

○武見敬三君 以上で終わります。

○直嶋正行君 民主党の直嶋正行でございます。突然の御指名で出だしがちょっとくじけたのでありますが、今日は民主党・新緑風会を代表する形で総理始め各大臣に御質問させていただきますと思ひます。

それで、今日は武力攻撃事態対処関連法案の質疑ということでございますが、本題に入ります前に幾つか、りそな銀行グループへの公的資金の注入について御質問させていただきたいと思ひます。

まず、総理にお伺いしたいのでありますが、りそな銀行グループは資本不足に陥り、去る十七日でございますが、公的資金の申請に追い込まれました。ちょうどその一方で、一―三月の名目GDP、これ統計が発表されて、年率で実にマイナス二・五％という大幅なマイナス成長になりました。このことも合すると、私は、正に小泉内閣の失政の結果である、金融行政の大きな失敗である、こう思ふわけでありませう。

御承知のように、既に金融機関にはこれまでに三十六兆円もの公的資金を投入しております。りそなグループに対しても一兆一千億円の公的資金を投入してきました。にもかかわらず、今日、更

に二兆円とも言われる巨額な公的資金を投入をせざるを得ない事態に立ち至った責任について、一体総理はどのように認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。総理にお願いします。総理の責任を聞いていますので、総理に。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、この経済構造改革、着実に進めていかなきゃならないと思つております。今回のりそなに対する公的資金の注入は預金、預金者に心配を掛けず、また取引先企業にも迷惑を掛けず、未然に防止するための措置であつて、公的資金注入も、銀行の破綻ではない、再生を図る、健全化していくための措置であります。そういう意味において、金融危機は起こさせない、この発言に沿つて判断を下したものであります。

私は、就任以来、二、三年のゼロ成長ないしはマイナス成長は覚悟しなきゃならないということをやつてまいりました。十四年度の見込みもゼロ％、実質経済成長率で見込んでおりましたけれども、結果はプラス一・六％の実質成長でありました。デフレスパイラルと言つていますけれども、スパイラルというのはどんどんどんマイナスに落ち込むことでもあります。そうなつていない。しかも、年率、名目成長率は確かにマイナスであります。これも政府の見通しを上回つて、年率たしか〇・六か七だと思ひます。厳しい状況だとは思ひますが、これは進めていかなくちゃならない改革だと思つております。行財政改革、さらには今言つた金融改革、規制改革、税制改革、歳出改革を断行して、将来の持続可能な成長につなげていきたい。経済失政とは思つておりません。やらなくちゃならない改革だと思つております。

○直嶋正行君 銀行に公的資金注入するのがやらなくちゃならない改革だというのはあきれましたよ。ちよつとこの点に関して二つ、ちよつと御指摘させていただきたい。

一つは、今、総理は経済成長率について実質の話とされました。しかし、小泉政権の今一番問

れているところはデフレ状態からどう脱するかということだと思ふんです。これは総理も御異存ないと思ふんです。しかし、ずっと国会の答弁をお聞きしていると、竹中さんも総理も基本的に経済の説明をするときには実質でしかおっしゃらない。しかし、今問題になっているのは、実は名目なんですよ。デフレというのは名目なんですよ。日本のGDPも名目で五百兆円切つちやいました。今、政府が苦勞している税収も名目です。企業の収益も名目であります。個人の所得もすべて名目であります。今、日本経済が一番問われているのは名目なんです。

ですから、私はこれから総理をお願いしたいのは、経済の議論をするときに必ず名目でやり取りをしていただきたい。これはそういう意識を共有しないといけないと思ひます。これは与党野党、関係ないと思ふんです。これが一つです。

それからもう一つは、何かちよつと聞きますと、今、今回のりそなの資本注入に対して、政府の中で、これは国有化ではなくて公的支援なんだと。今、総理もおっしゃつたですね、危機じゃなくて予防なんだと。こういうような言つてみれば、破綻でなく再生というのそのうだと思ふんですが、何か禁句集みたいなものがあるやに聞いております。これは私は、今回は預金保険法百二条です。これは明らかに金融危機になるおそれがある、したがつて発動されたはずなんです。総理が主宰された会合も金融危機対応会議という金融危機という看板が入つた会議でございます。ですから、言葉はいろいろお使いになるのは自由でございますけれども、やはりきちつとその言葉の定義に沿つた是非議論をこれからお願いをしたい。この二つをお願いしておきたいと思ひます。

それから、結局、こういう状況になつてくるといふのは、私は、この不良債権の処理が思うように進んでいない、このことに一番大きな問題があると思ふんです。結局、それはさつき言ひましたが、実体経済、デフレである、特に地価と株価が下落しつとあると、こういうことに対する私は危

機感が欠如している、そういう結果だと思ふわけでありませう。

今度、金融再生プログラムでもうたわれておりますし、国際公約ともなつておりますが、いわゆる主要行の不良債権比率を十六年度、平成十六年度に半減する、そして問題を正常化すると、こういう方針を出しておられますけれども、これは達成が非常に難しいんじゃないかというふうに思つております。この点について、どうかこれから更に政策を実行されるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 直嶋委員の御指摘の中で名目と実質の話がありました。

これは、名目には名目のやはり解釈があり、実質には実質の解釈がございます。我々、別に実質だけで議論しているわけではなくありません。デフレの克服が重要だというのは我々自身が言ひ出していることであります。したがつて、実質成長率によつて評価する、国民の購買力というのは実質成長率、実質所得によつて評価されるわけですから、これはこれの議論としてしっかりしなければならぬと思ひます。しかし同時に、御指摘のとおり、税収等は名目が重要でありますから、我々としては、実質成長率をできるだけ高め、かつデフレをしつかりと克服していくと、これを政府、日銀一体となつてやつていくという強い姿勢を持つていくわけでございます。

名目の成長率、それに関連して経済のマクロの動向が今回の公的資金注入を生んだのではないかと、失政ではないかという御指摘であります。これもそうではないかというふうに思つております。

今回、六％、三月の時点で六％ぐらいと思われただ自己資本比率が二％台になるといふ報告を受けました。四％ポイント低下したのはなぜかということに当然なるわけですが、そのうちの三分の二は実は税効果会計をめぐる監査法人の評価の問題でございます。株価が安くなつて、それで自己資本比率が低下したという要因もあることはありますが、この四％の低下のうちの〇・四％を

占めるだけでございます。
いずれにしても、デフレはしっかりと克服していく、これは我々にとっても重要な課題だと思っております。

お尋ねの不良債権処理が進んでいるかどうか、これはもちろん極めて重要なポイントでございます。我々は、昨年の九月期で八割台であった不良債権比率を今から二年後ぐらいには四割台に削減したいというふうに考えておりますが、昨年の三月から九月までで主要行で二十七兆円のもの二十四兆円に減っている。今回、今、決算の作業中でございますけれども、不良債権の比率を低下させていくということに関しては決算、これ最終的には決算の数字を見なければ分からないわけでありまして、私は、四割台に向けて着実に低下していくための努力を銀行も危機感を持って必死に行っているというふうに認識をしております。これはいずれにしても結果が出ますので、是非それで御評価をいただきたいと思います。

○直嶋正行君 この議論、またしたいと思いが、今、私、竹中さんにお見せしたのはこの記事なんです。あと二十兆円あるんですよ。この三月期で一年で三兆円しか減っていないんですよ。どうやって減らすんですかね。これ、改めてまた御答弁ください。改めた日、日にちを改めて結構です。

それで、もう一つ申し上げたいのは、実は、昨日、日銀が調査結果を発表されています。これは、金融機関の、国内銀行の中小企業向け融資残高とこのを発表されています。これは百九十六兆八千億、前年同期に比べて八・五割減であります。大企業の方も減っていますが、四・五割減でそれほど減っていません。

私は、一体もう政府は何を指導されているんですかと言いたくなるんですよ。この中小企業向け融資を増やすというのは銀行に公的資金を入れたときの約束なんですよ。そうでしょう。特に、主要行は努力をして中小企業向けの融資を増やしますという約束をしているんですよ。それがずっと

減り続けじゃないですか。しかも、名前は言いませんが、ある大手行は金融庁から業務改善命令まで出されている。これ、一体何をやっておられるのかなと言いたいです。中小企業、本当に今苦しんでいます。ですから、私は、このところの指導もきっちりやっていただきたい。約束を守らせていただきたい。

それから、もう一つ申し上げたいのは、このりそなであります。これは、もう御承知のように、大阪地区で大体取引に対してシェアが二〇％です。埼玉は取引に占めるシェアが四〇％とされています。ですから、とりわけ中小企業に対する融資を、これは経済産業省だけじゃなくて、金融庁はきっちり主要行を指導しなきゃ駄目だと思っております。このことをお願い申し上げておきたいというふうに思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと、日銀の数字につきましては、質問通告をいただいております。基本的には、御指摘のとおり、経営健全化計画を、資本注入を受けた銀行は経営健全化計画を出しております。その中で中小企業貸出しの目標値を定めております。我々は、その計画が実行されるように監督する立場にあるわけですが、これも、直嶋委員正に御指摘いただきましたように、大幅な未達のところに対しては中間期の段階で、年度が終わらない段階で業務改善命令を打つという非常に厳しい態度で臨んでいるつもりでございます。

加えて、様々な立場で協力要請しながら、中小企業に対する金融が円滑化するよう努力を重ねているつもりでございます。

それで、りそなについても、御指摘がありましたように、全国平均で見ますと中小企業の貸出比率というのは六・一％なんです。りそなの場合には大阪、埼玉を中心に中小企業貸出しのウェイト七六％ある銀行でございます。

けでございますから、地域の金融、地域金融に根差した同行のことでありますので、そうした点を重視しながらその経営健全化計画の審査を行いましたというふうに思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。
僕、説明はいいんです、とにかくやってください。いよ、きっちり。要するにもう、小泉内閣はいろいろおっしゃるんだけど、実効性は伴っていないんですよ。このことは申し上げておきたいと思っております。

それでは、本題の方に入らせていただきます。私も民主党についてちょっと申し上げます。五年前の一九九八年に今の民主党を結成しました。実は、そのときの結成の政策の中に、国民の生命、身体を守るためには、シビリアンコントロールや基本的人権を侵害しないことを原則としながら、有事、危機に際して超法規的措置を取ることもないよう関連法制の整備を進めると。ですから、これはもう五年来の民主党の方針として取り組んでまいりました。

もう御承知のとおり、今回、衆議院における協議の結果、私もいろいろ御提案をさせていただいた部分について政府・与党の方でも酌んでいただきました。大幅な修正ができました。私は、このことは、これで衆議院で可決をされて参議院に送られてきたわけでございますけれども、非常に意義のあることだということで率直に評価したいというふうに思います。

ただ、一方でやはり、今後とも私も考える上で重要な課題である例えば国民保護法制でありますとか基本法の制定、こういう問題がございます。したがって、これらについては政府・与党に強く求めて成立を期していきたい、その決意であるということを申し上げておきたいと思っております。

これ以降、法案の議論に入りたいと思いますが、その前に、最初に総理に基本的なことを確認をさせていただきます。

によつて我が国の外交政策、安全保障政策の基本が変わるのかどうかという点であります。例えば中国、韓国を始めとする近隣諸国は、恐らく、この日本国内での議論を見ながら、この点を一番注視しているのではないかなというふうに思うわけでありまして。

我が国は、先ほどの議論にもありましたが、専守防衛政策を堅持してまいりましたし、日米安保体制を維持しつつ、アジアの一員として地域における諸課題の平和的解決を目指す、こういう外交の基本姿勢をこれまで取ってまいりましたが、私は、これを貫くことが肝要であると、こう思っております。

有事法制の整備をこれから進めるに当たり、この点に関しては、私は小泉総理と、我が国外交の基本姿勢が揺るがないと、このことを確認をさせていただきたいと思っておりますが、総理の御所見を承りたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 我が国の安全保障政策、これは専守防衛に徹するということではありません。他国への攻撃ということは考えておりません。

今回の有事法制におきましても、他国から攻撃を受けた場合にどういった法整備が必要かという観念であります。もちろん、憲法の範囲内で基本的人権を尊重しながら法的整備をするかというところでありますので、これからは外交努力、そして戦争をしないための抑止力、これは日米安全保障条約、そして外交的努力等につきましては、国際協調体制によつて日本の平和外交を進めていく。他国に脅威を与えてはならない。防衛力を整備する際にも必要最小限度の防衛力を整備すると、言わば専守防衛に徹するんだと。そして、防衛力の整備については必要最小限度の整備に努めると。

今回、有事法制というのは決して戦争のための準備ではないと、他国から仕掛けられた戦争に対してどのように防衛体制を整備するかということでありまして、何ら今までの安全保障の基本政策

を変えざるものではない。

○直嶋正行君 安全保障の基本政策を変えるものではないということを確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、具体的な法案について、引き続きまして総理の御見解を伺いたいと思うわけであります。

今回の法整備は、私は、ある意味では緊急事態法制の通過点であると、このように思っております。今後、様々な課題が残っているわけでありますが、特に基本法や国民保護法に取り組みなければいけないというふうに思っております。

民主党が提出をさしていただきました緊急事態基本法については、与党三党と民主党との協議の覚書の中で、四党間で「真摯に検討し、その結果に基づき速やかに必要な措置をとる」と、そうした覚書を交わしまして、衆議院での審議では、総理から、基本法が必要という考え方は十分に共有できるとい趣旨の御答弁をいただきました。私は、やはりこの問題は総理御自身が強力な指導力、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたいと、このように思っております。でないと、なかなかできないのではないかと思います。是非、この問題に対する総理の御決意と、それから、ちょっと小さいようですが結構重要な問題なんです御見解を伺いたいの、その覚書の中にあります、「速やかに」という表現があるんですけれども、これは大体どのぐらいを想定しておけばよろしいのか、この点についても御見解を賜ればというふうに思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今、自民党の久間議員と民主党の前原議員が同席されておりますが、これについても十分協議を重ねられた重要な問題であります。基本的な法制の整備につきましては共有した認識を持つことができ、「速やかに」という御質問でございますが、これは時期を明言するということは今の段階では申し上げられませんが、

しかし、速やかに真摯に検討してやらなきゃならないということは、お互いの信頼関係の下でやっていかなきゃならないものと認識しております。

○直嶋正行君 是非、先ほど申し上げましたが、政党内閣で協議をする話ではありますが、自民党総裁としての総理の指導力の方もよろしくお願いを申し上げます。

次に、この基本法について、民主党の提案者に御質問させていただきたいと思っております。

私も、やはり国家の緊急事態に的確に対処していくためには、国民の生命、自由、財産を守っていく、そのためには、明文の規定が我が国の憲法の場合にはありません。そういう状況の中で考えますと、安全保障や緊急事態に関する基本法が必要であると、このように認識をしております。したがって、今回、民主党が提出をされた基本法案の趣旨について御説明を賜ればと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 今御指摘をされましたように、憲法には緊急事態という戦争に関する規定というものがございせん。唯一あるとすれば、憲法第五十四条に「参議院の緊急集会」というものが書かれてあるぐらいでございまして、戦時あるいは緊急事態において、例えば憲法で保障されている基本的人権というのが戦時においても果たして同様に保障されるのかどうかというところをしっかりと書く必要があるというふうに私は思っております。

したがって、憲法にそういう規定がない以上は、基本法のようなものをしっかりと作って、そこに今申し上げた基本的人権の尊重規定、そしてまた、民主主義の根幹であります民主的統制の在り方、そしてまた、我々は日本版のFEMAという言い方をしておりますけれども、緊急事態においてどう行政が速やかにそして効果的に対処するかという省庁横断的な仕組みも必要だと思っておりますし、そういった趣旨というものもしっかり書く基本法が必要だろうと、こういうことで出させてい

ただきました。

なお、政府が出してこられましたこの武力攻撃事態対処法につきましては、基本的な理念と、そして個別の法案、また、国民保護法でありますとかあるいは米軍との支援法案というものはこれからのように規定をしていくかというプログラム規定が混在している極めて分かりにくい法律になっておりますので、その点も指摘をしながら、我々としては基本法を出させていだいたこととさせていただきます。

○直嶋正行君 もう一点、民主党の提案者に御質問をさせていただきたいと思っております。これは、基本的人権についてであります。

ちょっと、やや誤解を恐れずに申し上げますと、緊急時においては、先ほどありましたが、基本的人権といえども無制限に保障されるものではないと、これはそうだと思います。それを保障するというのは、やはり現実性に欠けるのではないかと、このように思っております。ただ一方で、無制限に政府に免許符を与えるものでもない、このことも言えるのではないかと思います。

したがって、緊急時であるからこそ逆に、緊急時であるからこそ安易に人権侵害が行われるという心配があります。我が国がかつてそのような負の歴史を有していたということも言えるのではないかと思います。したがって、特に、思想及び良心の自由、表現の自由といったいわゆる精神的自由については、平常時、緊急時を問わず、普遍的に守られるべきものと私どもは考えております。

今回の与党との修正協議において、基本的人権に関する規定はどのように盛り込まれ、また今後の課題としてどのようなものが残されているのか、この点について伺いをしたいというふうに思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど答弁をさせていただいた中にもかかわらずまいりますけれども、憲法に基本的人権のくだりがございまして、しかしながら、緊急事態においてもそれが果たして

本当に担保されるのかどうかという疑念がございました。

去年からこの三法案につきましては衆議院でいろいろ議論をされてきましたけれども、やはり有事であるときの方がこういう基本的人権の侵害の可能性が高いのではないかと。したがって、先ほど基本法でも書くべきだと申し上げましたけれども、しっかりと具体的な、先ほど御指摘をされたような条文も含めて書くことが極めて重要であると。今までの政府の案ですと、訓示規定的なものしか書かれていないと、それをより詳しく書くことにおいて、そしてそれが最大限尊重されるという文が書かれたことについては、私は大きくこの法案についての基本的人権の尊重についての前進が得られたものと思っております。

と同時に、来るべき、整備をしていきます国民保護法においても、この我が党が出しました六項目については改めてきっちり書く、こういうことも四党間の合意として書かれておりますので、我々は、国が国民や地方自治体に協力を求める、それも大切なことでありますけれども、求められたときにどう憲法上認められた基本的人権というものが保障されるかということをしつかりと担保する立場から法案修正に臨んで、今申し上げたような前進が得られたと認識をしております。

○直嶋正行君 もう一点、民主党の提案者に御質問させていただきたいと思っております。

さつき武見議員からもお褒めをいただいたわけでありましたが、今回の民主党の提案をいたしました緊急事態対処基本法案に危機管理庁を設置するというのが明文化をされておりました。これは、いわゆる武力事態だけではなくて、大災害やあるいは大規模テロ、こういったことが発生した場合にも、現行の国、地方の行政組織で迅速に対応し、国民の保護や避難誘導が円滑に行うことにはならないのではないかと、こういう考えから考え出したものであるというふうに思っております。また一方で、政府・与党の方からは、この危機管理庁を設置すると行革に逆行するのでは

ないかと、こういう指摘もいただいております。この危機管理庁を提案した趣旨と、それから行革に逆行するという指摘に対して、どのような見解をお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○衆議院議員(渡辺周君) 御指摘の点につきましては、私もこの基本法の中で危機管理庁設置について議論をいたしました。

御案内のとおり、従来から、いろいろな国家的な災害等が起きたときに、その都度、対策本部が作られてきたわけでございます。残念ながら、各省庁からの人員が集まって対応しますと、先ほど武見委員からも御指摘ありました、その都度その都度対応策を考えていかなきゃならないわけがあります。そこには縦割りの弊害もあります。また専門知識の、その場において専門知識が必要とされるときに発揮されない部分もある。そして、相互の情報共有あるいは連絡という意思の疎通において非常にそこを来していた部分も指摘されました。

それだけに、私も、内閣府に常設の危機管理の庁を設置をいたしまして、日ごろから、人員とそして予算と権限を併せ持つ、それによって国家的危機に対応できる組織を作ろうというのが私の考え方でございます。考え得る、想定し得る限りの危機を、あらゆる危機を日ごろから想定をした中で、いかにして対処していくか、あるいは政策立案をし、そして政策遂行する手段を構築しておくかと、これは日ごろからやっておかなければならないことだろうと思っております。

そして、行革に反するのではないかと御指摘がございましたけれども、この点につきましても、既存の行政機関、省庁の各部署あるいは行政機関の機能を、例えばこれは警察、消防、国土交通、あらゆる分野におけるその部署を整理統合して、そして人員も一人も増やさずに、予算もゼロベースから作り上げるということによって、いわゆる行政改革に反しているということがなきような、どちらかといえばもうこれは行革に資するという一

元化された組織を作る、そうしたことを我々は念頭に置いて考えております。ですので、そういう行革に反するのではないかと御指摘に對しましては、我々は逆に資するものであると、そのように考えております。

○直嶋正行君 行革に反するものではないということでありまして、今申し上げました私どもの主張も含めて是非御検討いただきたいというふうに思っております。

それで、今度、官房長官にお尋ねをしたいと思います。今度ありますが、今答弁されました危機管理庁の問題についてありますが、今後整備される事態対処法制のために内閣官房に検討作業チームをそれぞれの法制ごとに置いているということ、先ほどちょっとお答えにもございました。今、一つは、この今のこういう進捗状況についてお伺いをしたいということでありまして、

国民保護法制については、元々二年以内に整備をする、こういうことでありましたが、今回、衆議院の方で削除され、附帯決議において一年以内という決議が付けられました。それで、一方で、衆議院の修正の中で、危機管理庁のような組織の在り方について検討を行うものとするという附則がございまして、これは国民保護法制の検討とも密接にかかわってくるのではないかと御ふうに思うわけであります。今後一年以内に、そういう意味でいいますと、先ほど言いました附帯決議等の関係も含めて一年ぐらいで検討、結論が出されるべきものというふうに思っております。けれども、この危機管理庁の検討の期限について御所見を承ればというふうに思っています。

○国務大臣(福田康夫君) 国や国民の安全に重大な影響を及ぼす武力攻撃事態と、こういうことや、またその他の様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処すると、この態勢を構築するということは、これはもう政府として当然の義務であり、そういうために今までも努力をまいりましたわけでございまして、この事態に応じて適切な対応を取れるよう緊急

事態対処の中核を成す組織の在り方、例えば危機管理庁のようなそういう組織についても、これも今後検討していくところでございますけれども、これはいろいろな論点があるかと思っております。そういう論点を整理して、そして問題は、国、国民の安全と、こういう一番大事なところでございまして、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

時期について、今明確に申し上げられるような段階でないということをお願いいたします。

○直嶋正行君 時期を明確にするというのはなかなか難しいということでございますが、先ほどの「速やかに」もそうでありまして、

ただ、元々二年になったのを、国民保護法制が一年という附帯決議になっていまして、私どもやはり、この緊急事態法制はさつき言いましたように通過点でございますので、そういうことも含めて考えますと、余り時間を先送りするということになると結局これは作れなくなるのではないかと、ひとつよろしくお計らいをお願いを申し上げます。

それからもう一点、基本的な人権と国民保護法制の取組について政府の御所見を伺いたいというふうに思っています。

四月にたしか衆議院の事態特委員会において、国民保護法制のこれは骨格というふうに読んだらいいんじゃないかと、これが示されました。ただ、この場合は権利の制限とか義務の部分が先行いたしております、さつきもちよつと議論にありましたが、住民の避難誘導でありますとか、あるいは例えば原発の安全確保とか、こういった国民の非常に関心の強い、また重要な部分の具体的な姿がまだよく見えないというのが実態であろうかと思っております。

この法律については、衆議院での協議で、武力攻撃事態法第三、四項を、入念的という言い方がよろしいんじゃないかと、憲法の条文を挿入する形で修正をされまして、民主党が求めた基本的人権についてはこの国民保護法制で措置することになっております。

したがって、この四党の合意について、一つは、政府は今後きちつと対応していただきたいということでありまして、今どのように対処をお考えか、政府の御見解を賜りたいというふうに思っています。

○国務大臣(福田康夫君) 国民の保護の法制につきましては、これはこの法律が成立しましてから直ちに取組まなければいけない、また時間も限られているというように考えております。国民の基本的な人権が最大限尊重されなければいけないということ、そしてそのための所要の規定の整備に努めると、こういう考え方でございます。

具体的に申し上げますと、国民に協力を求めるための手続とか法律の規定に基づく措置を実施した場合に損失が起った、発生したといった場合の補償に関する規定の整備といったような割合と複雑な問題がこれからあるわけでございますので、またこれは国民の理解を得ながら、またよく国会でも議論をしながら検討を進めさせていただきたいと思っております。

○直嶋正行君 それから、あと一点。これは昨日ちよつと、私、通告をさせていただいたかどうかちよつとはつきりしないのでありますが、ちよつと官房長官、お答えいただければと思うんですが、実はテロとか不審船への対応についてなんです、これは通常、テロとか不審船というのは武力攻撃に至らないというふうにも思われるわけですが、現実には、今、今の日本を取り巻く情勢からいいますと、一番発生する蓋然性が高いといえますか、そういうものであるというふうに思っています。

また、今、普通は武力攻撃に至らないと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、時と場合によつてはその前兆になるということもあり得るわけでありまして、今回の法案について若干追加が、修正の中で追加が加えられました、加えられたわけでありまして、一つは、こういうテロ・

不審船対策についてどのように考えておられるのか、これが一点であります。

それから、この三法案を閣議決定されましたときに、これは昨年の四月十六日でありましたが、総理談話の中で、当面する課題への対応として、「テロ対策を引き続き推進するとともに、警察機関と自衛隊のより緊密な連携のための運用面の改善を図ること」といたします。」という一節が総理談話の中にございます。

こういった連携、緊密な連携のための運用面の改善ということであつたわけですが、でございますけれども、具体的に今、これまでどんなことが、どんなことをおやりになつてきたのか、この点についてもちよつと確認をさせていただければというふうに思います。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

テロ・不審船対策についてどうかという御指摘でございます。

委員がおっしゃいますように、テロでありますとかあるいは不審船というのは、それが我が国に対する武力攻撃というふうにはすぐには認められないのだと思います。したがって、第一義的には警察機関であります警察、そしてまた海上保安庁が対処することになる。しかし、その能力を超えた場合には、警察権を行使する自衛隊、すなわち治安出動でありますとか海上警備行動、それによって対処することになるわけでございます。

一昨年、法改正をいただきました。例えば警護出動というのが認められるようになった、あるいは情報収集活動というのが認められるようになった。九十条の武器使用の権限が緩和された、あるいは海上保安庁法を改正し、それによる運用が自衛隊法になされた等々のいろいろな改正をいただいております。したがって、私は法的にはかなり詰まってきた、緻密なものができたというふうに思います。

あとはこれをどのように、海上保安庁と海上自衛隊、警察と陸上自衛隊、主にそういうことにな

ると思いますが、それが連携ができるかということだと思ひます。

例えば陸で申しますと、四十七都道府県すべての県警と陸上自衛隊との間に協定ができた、今までは中央レベルでしかなかったものが、今はもう各四十七都道府県全部と協定を結んでおります。そういうような協定が結ばれた。そして、海上保安庁と私どもの間も、それぞれの現場レベルにおいていろんな協議、訓練をいたしておるところでございます。

要は、法的にはきちんとしたものができていたのだけれども、本当にそれがちゃんと運用できるか、それを現場レベルにおきまして中央レベルにおきまして、すべての事態というものをそれぞれ具体的に検証する、そして図上演習をやる、そういうことが必要なのだというふうに私は考えておるところでございます。幾ら法律がきちんとしていたとしてもそれができなければ意味がないこととでございますので、私は要は運用の問題だということに考えます。

大事なことは、要は、警察官の皆様方がかなり犠牲が出てから初めて自衛隊が出てくるとか、あるいは海上保安庁で手に負えなくなつて事態が拡大してそこでようやく海上自衛隊が出てくるのか、そういうような間隔があつてはならないのだと思つております。

ただ、それはあくまで自衛隊が自衛権を使うのではなくて警察権に基づいて治安出動を行い海上警備行動を行う、そのところはきちん認識をすべきだということに考えておるところでございます。

○直嶋正行君 まだこの法律案、議論をしていきますとたくさんありますが、参議院の審議も今日始まったばかりでございますので、あとまた残る部分は同僚議員の議論に譲りたいというふうに思ひます。

それで、あと少し、私の持ち時間の中で総理に特に北朝鮮の問題についてお伺いをさせていたきたというふうに思ひます。

実は、先ほどもちよつとお話の中にございましたが、先月下旬でございますが、北京で米朝中三か国協議が行われました。たまたま私も民主党の代表チームが、その日程が、日程といひますか協議が決まるというふうな報道された日に北京に参りまして、私も行く末を、この協議の状況を目撃して見ていたわけでございます。もちろん内容は外へ公表されておられませんので、あくまでもこれは報道等を通じて推測ということになるわけでございますが、その中で、北が核爆弾を二個保有していると、それから、そういうふうな言つた上で、あらゆる手段で核兵器の能力を示すということをおやりなさいと伝えたというふうな言われております。このあらゆる手段で能力を示すということは、アメリカ側の分析によりますと、これはテロ組織とかテロ支援国家に核兵器を売却する、これを意図したものであるというふうな言われております。

さつきも言ひましたように、これは事実関係、特にまだ不明確でございます、明確になつていないわけではございませんが、もしこれが仮に事実であるということになれば、国際社会は北の核開発という問題だけではなくて、今度は北による核の拡散という新しいこういう問題にも対応しなければならぬ、こういうことになるわけでありま

す。総理は今週アメリカへ行かれて日米首脳会談が開催されるというふうな伺つておりますが、当然、日米首脳会談では北朝鮮の問題というのは重要なテーマになるといふふうに思つておりますし、こ

ういつたことについても対策を協議されるんではないかというふうな思つております。もちろん、協議をする上で、日本政府としてもどういう対処をしていくかということを示すことも求められるのではないかと

いふふうに思つております。総理はこの件に関して事態をどのように今認識をされておられ、そしてどう対処をされようと思ひます。○内閣総理大臣(小泉純一郎君) アメリカと北朝

鮮と中国との協議について、北朝鮮側は核兵器の問題について言及したということについてはアメリカ側も公表していると思ひますが、その北朝鮮の真のねらいとか背景については、今私がここで申し上げることは差し控えたいと思ひます。

こういう点についても今週アメリカを訪問してブッシュ大統領と話し合いをしてまいりますが、今までの例でいひますと、北朝鮮側の表面的対外発表の言ひぶりと真のねらいは何かという点につきましては、各国ともよく分析する必要があります。また、核保有については一致していると思ひます。また、核保有については日本も容認しないし、韓国も容認しないし、中国も容認しない、アメリカも容認しない、ロシアも容認しない、そういう中で北朝鮮側の言及でございます。その点もよく見極めて判断する必要があります。その点もよく見極めて判断する必要があるのではないかと。

私は、この問題につきましては日本だけで核問題とかミサイルの問題、北朝鮮側と交渉してもうまくいくとは思つておりませんし、だからこそ韓国とアメリカと緊密な連携の下に北朝鮮側に対応しなかならぬということでありま

す。今週私とブッシュ大統領が会談して、そして来月には盧武鉉大統領が日本を訪問されます。そのときには私もまた盧武鉉大統領とも話し合いを行います。そういう中で日米中朝協議が行われたわけでありまして、当然、アメリカ側も今後の協議には日本と韓国の参加が不可欠であるということもはっきりと表明しております。

そういう点を踏まえまして、強硬なあるいは挑発的な発言も北朝鮮側はするときにござい

ますが、その点はよく真意とねらいを見極めながら、日本は各国と連携しながら北朝鮮との交渉に当たつていきたいと思つております。○直嶋正行君 今総理もおっしゃつたように、公式には北がアメリカに核保有について言及をしたと、こういうことでありますが、この会談、協議以降、私は、若干日本政府の動きも少し変わってきたのではないかと

ほど来いろいろな議論がありました。例えば、今までは対話と言っていたわけですが、例えば法律の運用を厳格にして、いろいろないわゆる違法な輸出等について厳しく取り締まるとか、あるいは昨今報道されておりますけれども、状況によっては送金を停止できるように法解釈を変えらる。つまり、ずつと動きを見ていますと、やはりこのままの対話とだけ言っていたのでは駄目なことで、様々な形で、これは制裁になるとかそういうことではなくて、いろいろな圧力をかけますか、そういうことによつて我が国のやはり意思をきちつと伝えようと、こういう表れではないかというふうに思っています。

それで、恐らく、さつき総理がおっしゃったように、日米首脳会談、米韓はもう終わっております。それから今度は日韓首脳会談もあるということになります。そういう中で、そこでいろいろなことが話し合われるでしょうが、先日の米韓首脳会談について、一応平和的解決ということで合意はされたということですが、その中には、朝鮮半島の平和と安定が更に脅かされた場合には一層の措置の検討が必要になるもの、これ日本語ですからちょっとよく、何か意味がうまく通じないところもあります。なるものの平和的解決は達成可能と、こういうくだりが入っています。マスコミなんかでも追加的措置がいろいろ取りざたされているわけがあります。

それで一方、その状況の中で、これはアメリカの国務省の筋の話ということなんです。平和的解決というのは軍事以外のすべてのオプションを含んだと、こういうコメントが出されたりしております。

そうすると、やはり軍事は使わない、もちろん話し合いをベースにしてやるわけですが、その間にはいろいろなレベルがあると、こういうことになるわけなんです。ここら辺の認識、つまり平和的解決というのはいろんなことがあつて話が進んでいくんだ、だからその中にはいろいろな対応することが含まれているよという認識について

は総理はどのように認識をされておられますか。
○内閣総理大臣 小泉純一郎君 プッシュ大統領も、この北朝鮮に対する対応はイラクと違うと、私の発言に対してそのとおりだと。イラクに対する対応と北朝鮮に対する対応は違つていいんだし、日本は違う対応を求めると。あくまでも平和的、外交的解決を求めるんだということをプッシュ大統領はよく理解し、支持しております。しかし、アメリカはアメリカ自身の戦略を持っていますから、あらゆる選択肢、拒否するものではないというのがアメリカの戦略であります。

そういう中で、これから日本は韓国とアメリカと緊密な連絡の下に対応するわけですが、どういう対応が有効かということを考えなさいかぬと。制裁というものが、実際、軍事的制裁ではなくて経済的制裁が有効なのかどうか、あるいは有効でないのか、その点をよく見極めなさい。いろいろな、外為法の問題あるいは他の法律でも、解釈によつては現行法で対処できるじゃないか、あるいは法改正が必要ではないかというのは自民党でも与党でも議論が行われております。

そういう点も踏まえながら、日本政府としては、関係諸国との対応をにらみながら、北朝鮮を何とか核開発プログラムを放棄させ、拉致問題、ミサイル問題等、解決することが北朝鮮にとつて最大の利益になるんだというふうな働き掛けをどうやってしていくかというのが重要であつて、私は現時点で、どのような話し合いをしたいとか、北がこう思っているから日本はこうやるんだということとは今の段階で具体的に言うべきものではないと思っております。

○直嶋正行君 あと一つ、特に今、総理も触れられました。日本はこの核兵器、ミサイルの問題以外に拉致問題という非常に重要な問題がございます。先日の米中朝三国協議でも、北朝鮮は、北朝鮮の一つの提案として行われた提案の中に日朝正常化も含まれているというふうなことも言われております。

そうしますと、やはり私は拉致問題も含めて日本の強い意思を示す必要があると。それがもちろん総理がおっしゃるやうに有効な、有効と見られる効果があるやり方ではないといけないというのはもうそのとおりだと思ふんですが、なかなか今のままではその日本の強い意思というのがうまく示せない、示せていないんじゃないかなと、こんなふうにも思っております。

それで、そういう中で一つ総理に申し上げたいのは、今の状況を考えますと、北朝鮮は、昨年末の十二月でしたつけ、いわゆる再処理施設の再稼働、これが一番始まりだつたと思ふんですが、それが以降、約半年の間にどんどんどんどん事態を進展させてきております。瀬戸際外交と言われているわけなんですけれども、そうしますと、総理は衆議院の審議なんかでも、平壤宣言ですね、平壤宣言をやはり踏まえて、それをてこにして、そこへ北朝鮮、北を戻したいと、こういうこととお考えだというふうに思ふわけでございますけれども、事態は残念ながらだんだんだんだん平壤宣言と遠ざかっているんじゃないかと。そうしますと、そろそろ新しい、何といいますか、新しいメタリティーというんですかね、そういうものではないかというふうなものも考える時期に来ているんじゃないかと、そう思ふわけでございますけれども、この点どうでしょう、総理。

○内閣総理大臣 小泉純一郎君 日朝平壤宣言を誠実に履行することが北朝鮮にとつて最大の利益になるし、またこの朝鮮半島の平和と安定のためにも一番いいんだという点については、韓国もアメリカも中国もロシアも共有の認識を示しているわけでありまして、また、EUもそうであります。国際機関もそうであります。だからこそ、昨年九月、私は訪問して金正日総書記との宣言、署名したわけでありまして、今言った国は支持をし、歓迎した。現時点においてもこれを支持すると。つい最近の連休、五月の連休を利用して、イギリス、スペイン、フランス、ドイツ、そしてEU定期首脳会議にギリシャを訪問いたしましたけれども、共通して、日朝平壤宣言、これを支持してくれました。そして、今後これをいかに誠実に履行させていくことについて各国が協力していかうということでもあります。

どのような働き掛けをして、見えていないじゃないかと。私が九月十七日に北朝鮮へ行くのも、発表するまで全然見えていなかったでしょう。今、米中朝協議、これが始まるまで、北はアメリカとしかやらないと言っていたんです。中国が入つて三者協議になりました。私は、外交問題ですから、あれをやっています、これをやっていますとみんなに言うべき問題と、言わないで水面下でやらなきゃならない問題、両方あるということを御認識いただきたい、御理解いただきたい。

そういう点におきまして、私は、日朝平壤宣言を誠実に履行するために北朝鮮は何が必要かというところを今よく分析しているはずであります。九月十七日以来、新しい事態の展開もありました。それは、イラクの戦況、よく見ているはずであります。こういう点も踏まえて、私はいろいろな働き掛けが必要だと思ふので、この日朝平壤宣言、重要な政治文書であります。これを誠実に履行することが北朝鮮にとつて最大の利益になるということを、日本だけでなく、各国で働き掛けていきたいと思っております。

○直嶋正行君 まだこの問題、いろいろ事態が動いておりますので、また改めて議論をさせていただきたい。ただ、確かに総理がヨーロッパ等も行って理解活動をされたことは報道等で承知しておりますが、あえて申し上げますと、なかなか状況は厳しいんじゃないかというふうに思っています。

一応私の時間終わりましたので、あと同僚の齋藤議員に関連質問をお許しただけだと思います。どうもありがとうございます。

○委員長 山崎正昭君 関連質疑を許します。齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。

ます。残り時間、質疑を交わさせていただきます。最初、総理も昨日の本会議、あるいは本日のこれまでの委員会の答弁でも繰り返し答弁されているなというふうに思いますが、改めて、衆議院から我が院の方に送付をされてまいりました今回のいわゆる有事法案、緊急事態対処法でございますけれども、今回の法制化が国内にあっては国民の生命、財産、これを守るためであって、基本は国民に安心感をこれはやっぱり与えなければならぬというの、これは言うまでもないというふうに思います。

したがって、戦争を仕掛けたり、外国の戦争に参加をするとか、そういうためではないわけであって、国内、そして国外も、とりわけ我が国は歴史、様々な厳しい歴史を、痛ましい歴史を持っておりまして、アジアの人々に対し危険性を感じさせるものではあつてはならないことだと思ひます。

したがって、万が一の備えなんだということ、また万が一の備えであつても使われてはならない、そういうことをするためにこの法律あるいはその法律以前のまた外交、様々な努力がこれは必要だということであると思ひますが、このことは私も今度は合意を、修正を申し上げ、そして多くの点で一致をし、そして今後また国民のための保護法制とか幾つか様々な課題がございますが、スタートの時点でもございますので、このことについて総理からの答弁をお願いしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回の有事法制は、決して他国を攻撃するためのものでもなし、他国へ脅威を与えるためのものでもありません。他国から日本が攻撃を受けた場合、あるいは日本国民に危険が及んだ場合、様々な脅威が想定されますが、そういう事態にどういう法的整備をしなければいけないかというための法制でありまして、この点についてはこれからの議論でもよく御理解いただけると思ひます。また、外国に対しても、

日本は専守防衛に徹すると。防衛力につきましても、必要最小限の整備でいかに我が国の安全を図るかということに努力してきているんだ。そして、日本は経済大国になると軍事大国になるんじゃないかという外国の懸念、これに対しては常に、今までの歴史だと経済大国は必ず軍事大国を目指したというけれども、日本は戦後そうじゃない、経済大国になつても軍事大国にはならないというのをいろんな場で私も外国で表明しております。

そういう点につきまして誤解のないように、いかにこの有事法制が日本国家の独立と平和と国民の安全を図るための措置を法的に整備する法案であるかということにつきまして、お互い与野党を通じて御理解いただくように、国民に対しても、また国外に対しても努力をしていきたいと思ひます。

○齋藤勲君 通告してないんですけど、久間さん、今お立ちになつていらっしゃるんですけど、中谷先生、たまたまよくテレビで、私どもの前原議員と久間さんがもう両筆頭同士でこの修正についていろいろ語り合つていたんで、本院の審議に当たりまして、少し、一問でございますけれども、いらつしやいましたけれども、多分、もう賢明なる久間先生ですから半分聞いてすばつと答えられるんじゃないかと思ひますけれども、大変長い間の衆議院での議論だつたと思ひますね、そして修正、そして修正から本院に送付をされてきまして、私も、これ昨日から本会議、今日始まつたばかりですけども、これは、何がというのとは分らないです。しかし、先ほど総理の答弁でも、おれはこう思つていたんだけれども、やつぱりおれの思つていたんだというやうなやり取りがございましたけれども、そうすると提案者としてどうなのかなと思ふんで、おれがこう思ふんだつたら、最初からそういう法案出してくれりやいわけであつて、いろいろ与野党の修正議論でそれはそれですとすることだと思ひますが。

参議院でもやつぱり質疑を交わしていく中で、大勢としてこれはやつぱり改めていくという一致点があれば、当然、修正案提案者のお立場でも、あるいは政府でも、こつちの本院の与野党の方々も、そう思ひじゃないかと思ふんですが、これスタートでございますので、いや、おれたちはもう修正論議して、これがもう精一杯だつたんだと、もう参議院に行つたらもう何にもいじらないでそれを上げてほしいというお気持ちでやられてきたのかどうか、それぞれちよつとお伺ひしたいんですけれども。

○衆議院議員(久間章生君) このたびのこの政府提案に對しまして、基本法という形、あるいはまた武力事態対処法に對する修正動議という形で民主党さんの方から案が出てきたというのは、私もとしても大変心強かつたわけでありまして、そういう中で、いろいろと議論させていたたたけでございますけれども、基本法一つ取つてみましても、民主党さんの案では全体の上位法みたいな位置づけされておりますが、やはり災害対策基本法とかそういう、あるいは原子力災害特別措置法とか、そういう形との整理をどうするのか、この辺はまだまだ問題がたくさん残つていられるわけでありまして。

だから、そういうこともございますし、また今まで警察あるいは消防、あるいはまた地方自治体それぞれ現在の個別法に對して慣れておるわけでございますから、新しい基本法ができたときに、そういうこととの関係はどうなるのか、この辺についてやはり議論をこれから先していく必要があるんじゃないかと。そういうことで、政党間同士で真摯に検討しながら、この問題についてはこれから先、更に詰めていきたい。できれば、何かそういう一つの法体系みたいなものが、法制ができればそれもいいんじゃないかと。といいますのは、衆議院の方で参考人を呼びましたときに、我が党の推薦人の中からもそういう意見が出てまいりました。

ただもう一つ、FEMAといいますか、要するに危機管理庁でございますけれども、これについてはやや問題がもつと大きくございまして、参考にされたのがアメリカのFEMAを参考にしておられるようでございますけれども、最近ではアメリカでもこのFEMAが余り評判よろしくなくて、これはむしろもうなくなる方向に向かつておりまして、国土安全省といひますか、そういう形で新しい省が作られたわけでありまして。

したがって、この問題についてはやはり政府の方で検討していただいて、世界各国の制度がどうなつていのか、それらをもう少しつまびらかに検討した挙げ句結論を得ていんじゃないかということ、これは検討するといふ形でややトーンダウンした形になつたわけでありまして。

そういうような経過でございますから、参議院においてもまたいろんな角度から議論していただいて、その後は私も決して、衆議院でやつたからこれで終わりというやうなそういうつもりはございせんけれども、いろんな問題点を含んでおるといふことはひとつお含みおきたいだと思ひます。

○委員長(山崎正昭君) ずっとですか。

○齋藤勲君 一言。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど総理は、政府原案についておれもおかしいと思つていたんだよなと、こういうことをおっしゃつて、それは提出者として私もいかなものかと思ひます。したがつて、今回の修正案については自信を持ってお送りしておりますけれども、しかし一〇〇%完全なものかといへば、そうではなくて、これからもつと詰めていかなければいけない問題というのでもたくさんあると思ひます。

したがって、参議院で熱心に議論されて、そして賛成をされた五党ですかね、五党の間でよいものをまとめようというやうな合意をされれば、それはそれで私は大変結構なことじゃないかというふうに思つております。

○齋藤勲君 私自身の限られた時間ですので、要点的に今日は質疑になると思ひます。その上に

立って、私どもの党としまして、二つの問題点があったのではないかなと思ひまして、一つは国民の基本的人権の問題であり、もう一つは極めて、対策本部長そして内閣総理大臣イコールですけれども、総理大臣が非常に権限と権力が集中する、こういうような内容を持っているという疑問もございまして、一つは基本的人権については幾つか修正をすることができましたし、そしてまた、この対処法においては総理大臣の権限で地方公共団体、指定公共機関に対して総合調整を行うということを指示し、実施させることが規定をされておりますが、幾つかまた国民保護法制ができるまでの間凍結をするという、こういう議論になってきていると思ひます。あるいはまた、附帯決議での盛り込まれていることがあろうと思ひます。

そこで、官房長官、ずっと衆議院からの議事録を見ながら全部やりますと、いろいろ理解の度合いがそれぞれしやすいのかなと思ひましたけれども、本当に限られておりますので、指定公共機関なんですが、指定公共機関の指定の問題で、先週、衆議院の事態で我が党の横路議員が、福田官房長官は、日本赤十字社が指定公共機関に指定されるものとしても、その自主性、公平性及び中立性は尊重されなければならない、今後、個別の法整備、運用に当たっては、指示又は自らの対処措置の実施については、日赤をその対象と想定していないと答弁されておりますが、その考えは変わらないですね。これ、議事録をそのまま読んでいます。

○国務大臣(福田康夫君) 日本赤十字社につきましては、避難住民等の救援、医療の提供、それから外国人の安否情報の提供などを指定公共機関の対処措置とすることを想定しているんです。これらの措置はいずれも日本赤十字社の本来業務というように言えるものばかりでございまして、また、日本赤十字社は自ら作成する業務計画に基づいて自主的な判断により活動するものであるということから、日本赤十字社の自主性、公平性、中立性に影響を及ぼすものではない、そういうふうにか

えているところでございます。

○齋藤勲君 そうしますと、自主性ということになりますと、私は幾つかこれからの議論ですが、この事態対処法二条五号のところでは日赤を指定公共機関と挙げているということについて、総理の指示権なり、そこのかかわり合い方の問題なんですけれども、指定公共機関に入っていくこと自体、これは必要ないんじゃないかというふうに思ひますが、削除すべきじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) この国民のための保護の法制におきましては、指定公共機関にかかわる内閣総理大臣の是正のための指示又は自らの対処措置の実施については、これは日本赤十字社をその対象とするとは想定していない、こういう考え方でございます。

○齋藤勲君 指定公共機関としてこの法律で入っていますよね。ですから、この自主性を日赤に対しては尊重するんだということになりますと、この指定公共機関の意味合いは、じゃ、日赤に対してどういうかかわり方になりますか。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほども御説明申し上げましたんですが、日本赤十字社というのはいろいろな仕事をしておられます。避難住民等の救援、医療の提供、外国人の安否情報の提供、収集、そういったような役割を担っておるわけでございまして、元々、元々担っているわけであります。そういう意味で、総理大臣が指示をするというそういうことではないと、こういうことでございまして。

○齋藤勲君 ここが衆議院ですと議論していた中で、そのままここに送付されてきているんですね。

今さら日赤についての基本原則、人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性とか、私、今短い時間で申し上げるつもりはなく、それで、我が日本赤十字社につきましては、名譽総裁が皇后陛下であるということで、皇室の方々がそれぞれ名譽総裁、副総裁に。

として日赤を入れること自体、これは日赤そのものは分け隔てなく対応するわけですから、そしてまた医療機関としても自主的にやっていくわけですから、この対策本部長である総理大臣が何かをしようということではなくて、そのことが専らもう仕事ですから、指定公共機関に盛り込むということ自体が私はむしろ削除すべきだということを申し上げさせていただいております。

並びに、いわゆるNHKとか日本民間放送連盟、NHK自身は会長からこの法案の推移ということしかコメント出ておりませんが、民放連から、今回の衆議院のこの法案が、法律が可決された時点で、十五日ですけれども、民放連委員長は、「武力攻撃事態法案が、憲法二十一条の最大限の尊重を盛り込む修正を加えて、これは表現の自由ですが、衆議院を通過したが、民間放送が指定公共機関に指定される可能性が、完全に払拭されたとは言えない。指定公共機関となれば、有事における放送計画を事前に策定して、首相と協議する義務が課される。法案修正によつて、政府が放送内容に介入するおそれなくなったわけではない。こうした懸念が払拭されない限り、放送事業者への有事指定公共機関制度の受け入れは難しい。理念としての表現の自由・報道の自由の尊重にとどまらず、これを事態として保障するシステムが不可欠だからである。われわれはこの点に関する参議院の審議を重大な関心を持って見守る。」と、こういうコメントを出しております。

これは表現の自由、報道の自由に入っていくわけで、むしろ報道機関というのは、むしろそのことについて客観的立場に立つて伝えていくわけであつて、危惧になりますのは、こういうことをしなさいよ、これは放送しなさいと駄目なんだ、こういうことをしようということについて恣意的内容が入るということについて、私は報道機関側というのは非常に、私は危惧を、問題点を投げ掛けているんじゃないかというふうに思ひますが、このことに関して官房長官、いかがでございましょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 民間放送の放送事業者につきましては、指定公共機関としていかなる法人を指定するか、これは別にいたしまして、緊急事態に警報を正確にかつ迅速に国民に伝達する、そのことによつて国民の損害を、被害、損害を最小限に食い止めることができるならばそれはしていただきたいということであります。

このことは、国、国民の安全のためにとっても極めて重要でございまして、要するに放送の速報性ということが大事なんでございまして、緊急情報の伝達を指定公共機関の対処措置とすることを今現在想定をいたしております。指定公共機関である放送事業者自ら作成した業務計画に基づいて、放送方法等を自主的に定めた上で緊急情報を放送するものでございまして、放送の自律性を損なうというものではない、こういう考え方をいたしております。何から何まで指示をすると、そういうことではないんです。

○齋藤勲君 答弁では、衆議院の答弁ではそういった官房長官の答弁というのはされております。自主性を損なうものではないということがございまして。

で、今、凍結を、なっています文書の中で、この法案の中で、法文ですね、十五条二項ですけれども、「実施させることができる。」「前項の指示に基づく所要の対処措置が実施されないとき。」とか、これはずっとあるわけですね。これが報道機関に関するかどうかということになるのだろうかというところで衆議院での議論もあつたし、私もそういう危惧を申し上げさせていただいているわけですね。

そこで、やっぱりやり取りの中で、総理大臣のいわゆる対処措置が実施されないときの実施権の問題なんですが、福田官房長官は、途中で、強制ではないあるいは義務ではないと言つたけれども、後段、いや、義務はないと言つたけれども間違いで、義務はある、しかし強制ではない、そういう仕組みなんだと。内閣総理大臣が指示をする、それに対して、国民としての義務は発

生する、しかし、強制するまでの指示はできないと。

これ、十三日の答弁ですから多分御記憶にあるというふうに思いますけれども、この指定公共機関への指示について、それでは官房長官は義務はあるが強制ではないということの答弁しました。どういう意味なんだろうかと。義務はあるが強制ではない。では、協力義務というものは、これたしか周辺事態法のとこに出てきたと思うんですけども、このことを指しておっしゃっているんですか。

○国務大臣(福田康夫君) 放送事業者を指定公共機関とした場合に、対処措置の実施について総理大臣から指示をするということ、そのことは、これは想定はいたしておりません、指示では、ございませぬ。それで、もしその要請をして、そしてそれに、それは今、委員からも御発言ございましたけれども、これは義務が、国民としての義務が発生すると。しかし、そのことについて、それをじゃそのとおりしなかったからといって、例えば罰則を適用するとかそういうことはしない、そういう強制力はない、そういう意味においてという意味でございます。

○齋藤勲君 そうすると、指示を拒否をする、指示を拒否をするということは可能ということでしょうか。そうすると、そのときに何か正当な理由ということを求めるといことになるんではないか。その場合、何か納得をするということであって、側の方としては正当な理由はどういうことなんだろうかと、こういうたようなやり取りというのは想定するんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) もし、放送事業者が緊急情報である警報を放送しないという場合、内閣総理大臣が法的拘束力のない総合調整の一環として放送事業者に対し放送の実施を求めることはあり得るが、是正の指示まで行うことは考えていないと。これは、放送事業者の公共性にかんがみて、総合調整を行えば放送の実施が確保されると、そういうふうにご考えておるためでございます。

○齋藤勲君 平成十四年四月十八日の衆議院の安全保障委員会、村田政府参考人が質疑の中で、内閣審議官だと思えますが、この武力攻撃事態、いろいろやり取りの中で、強制力を伴うような指示権といった概念でこの権限を考へるならば、対策本部の長としてこの権限の枠を越える。新たな法律に基づいて、対策本部長としてではなく、内閣総理大臣の権限として新たに付与して、それに基づいて指示を行うという形にするのが妥当であるという判断から、そのような規定の仕方になったものでございませぬというところが述べられております。そして、今回の法律なわけでありまして、内閣総理大臣の権限として新たに基づいてこの強制力を伴うような指示権というものを、これを実は答弁をされているんですね。

すると、今具体的に指定公共機関ということでは放送機関、報道機関というふうに出ておりますけれども、福田官房長官の答弁との十四年四月十八日の村田内閣審議官の答弁は違うんですよ。違うんです。これひとつ整理していただかないと困ると思うんですが、いかがですか。

強制力と言っているの。強制力を伴うからこの法律というのは……

○国務大臣(福田康夫君) ただいま申し上げたのは、放送についてこれは内閣総理大臣の指示はないと、こういうふうに申し上げたわけでございますけれども、例えば民間の場合に海運事業者、この海運事業者の場合には、これは内閣総理大臣が指示をする、こういうことができることになっております。

それは、なぜそうなっているかと申しますと、緊急事態のとき、避難のために県を越えて移動するというような場合も想定されるわけでございます。そういうような避難のために海運事業者に対して指定公共機関の対象として、これは今検討し、そういうことを検討いたしておりますけれども、その上で指示を行うと、こういうような考え方になっておるわけでございます。

○齋藤勲君 ちょっとかみ合っていないんです。

まだこれ始まったばかりですから、引き続きやっていきます。是非、これまでの議事録とかいろいろ検証していただきたいと思うんですね。結論からいいますと、最初に戻りますと、日赤の話はさせていただきます。マスコミの話させていただきます。いわゆる総理大臣の指揮下に入った、実施権という強制権を持つということ自体問題点があるんじゃないかという一つの今対象として挙げさせていただいたわけで、例えば何も無関係ということじゃないと思うんですね。ですから、実施機関というのは指定公共機関ということもあり得るんじゃないかというふうに思っています。何か全部外せばいいということではないんで、是非この表現の自由とか報道の自由、そして日本本来の持つ歴史的な経緯、今日の組織の成り立ちがありますから、是非このことを整理して議論をしながら、冒頭、久間そして前原両衆議院議員にお話ししましたけれども、参議院が合意をすればですけれども、合意していただける対象として私は指摘をさせていただきます。

時間がなくなりまして、専守防衛について、先ほど防衛庁長官と武見議員のやり取りを静かに聞いておりました。それから、総理大臣の方は、先ほど私どもの直嶋議員の質問に対して、専守防衛についての極めて、私は、今の政府の、これも答弁を繰り返しておりましたけれども。

どうも閣僚の一人として防衛庁長官というのは、おそれ、何かその攻撃をする、られるおそれとか着手したときということについて、このことについて検討をして、そのことについて論議展開をして、論議は、議論はいいと思うんですよ、議論というのにはある。どこの議論はいいと思うんですが、あのおそれとか着手したときということについては、現行の今の専守防衛の議論の中で、私は、あり得る議論として、閣僚の一人としていかなかなというふうに思いますけれども、いかがですか。いかがですか、それは、いや、防衛庁長官、長いんだ。余り長いから、もう三分しかないから。

総理大臣、聞いていておかしいと思いませんか、閣僚の一人として。いやいや、駄目だ、駄目です。総理大臣がいいです、また長くなっちゃうから。

○国務大臣(石破茂君) 申し上げておりますのは、おそれでは足りないということ、被害が発生してからでは遅いということ。それであれば、着手という時期が我が国に対する武力攻撃があったというふうになされるというのが昭和三十一年からの政府の見解でございます。何も政府の見解を変えたことはございません。おそれでは足りない、しかし被害が発生してからでは遅い、そういう場合の間が実行の着手ということは一つの考え方としてあり、政府の立場でございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじゃないですか。というのは、分かります。座して死を待つわけにはいかぬと。はっきりと侵略の意図がある、組織的、計画的意図がある、それをまず日本国民が被害を受けるまで、それが分かっているが何もしないというわけにはいかぬだろうと。これはもう論理的な頭の体操にもなるんですけれども、そういう点を石破防衛庁長官は言っているんだと思います。

○齋藤勲君 国民がまだ、ある意味では被害を受ける、もうほとんど十中八九分かっていていうことについてどうするかというのとは当然議論はあると思います。しかし、かねがね我が国のこの専守防衛というのは攻撃があったときなんですよ。攻撃があった後どうするかということであって、「死んでからじゃ間に合わない」と呼ぶ者あり) いやいや、死んだ後では間に合わないです、それはそのとおりです。だけれども、これは我が国の防衛と同時に、我が国は、二国間であり、これは日米、総理だって言っているでしょう、日米という関係の中で、日米安全保障条約に基づいて。

だから、これは我が国の国是、専守防衛というのは非常に極めて狭義に私どもは解釈をしながら、こういう実は対応してきたと思うんですね。ここは、かつての政府答弁で、どこかにあるんだ

と言いつつも、それはそうそう出てこなかった防衛庁長官の発言なんです。これは、これ、先ほど直嶋議員とやり取りをしておりますからまた振り返しはしないつもりなんですけれども、非常に狭義に私どもは専守防衛というのは解釈してきたから、防衛力についても攻撃的兵器は持たないんだというふうには実は対応してきているというふうに思います。

おそれがある、何かされるからそこへ行くという、これはかつての専守防衛の考え方と違いますが、大変私は逸脱しているものだと思います。いかがですか。いやいや、総理大臣がいい。

○国務大臣(石破茂君) 一切逸脱をしておると思っております。そういうようなことは法令上は認められる、しかしそういう能力、打撃力については米国のゆだねておる、今の日本の立場でございます。従来の政府の立場と、今回の武力攻撃法によって何ら見解の相違はございません。

○齋藤勲君 中身は全然違うけれども、総理、ちよつと。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、論理的にいろいろ議論すればこれ切りがないんですけれども、もしそういう攻撃あれば、これは日本は日米安保条約があるからアメリカから攻撃を受けるなどというのが抑止力になっているから、今までそういうことはあり得ないだろうと、現実的に、原則として、しかし、論理的に頭の体操しようとするれば、今言った石破防衛庁長官みたいに、向こうが来たら座して死を待つわけにはいかぬと、攻撃を受けて、日本は専守防衛だから相手の基地をたたくことはできないと言いつつ、はつきり攻撃を受けた場合は、それは相手の基地をたたくこともあるだろうと、そういう一つの論理を言っているのであつて、それを抑止するために、日米安保条約を締結してそのような気を起こさせないというのが日本の安全にとって大事なんだと、日ごろの外交努力も重要であるということで御理解いただけるんじゃないかと思っております。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます

ます。

このたびの法案が衆議院において修正されて、より幅広い合意を得て当院に送られてきたということは極めて喜ばしいことだろうと思ひます。特に、独自の案を出しておりました自由党、さらには民主党、それぞれが法案を取り下げるとか、あるいは大幅な修正に応じるとか、こういう言わば英断とも言ふべき決断をされたことは高く評価したいと思ひます。その上で、関係者の御努力に深く敬意を表するものであります。

この法制全体の整備の仕方については非常に特徴があります。これはたくさん関係省庁がかかわっております。それぞれのいろいろな法律の言わば束が必要なのであります。しかし、これを議論するに当たっては、長年いゆる有司法制研究が行われてきたわけでありまして、これは主として防衛庁を中心に行われてまいりました。残念ながら、関係の薄い省庁は特別強い関心や努力があつたとは思われません。しかし、このたびこういう全体的な法制化をしようとするに当たって、そういう言わば認識のギャップ、作業のギャップというものがあつて、一気にこれを必要な法律を作り上げるといふことはできなかったわけでありまして、したがつて、この法律にも明記されておりますように、総合的、計画的に整備を図っていくということも条文にうたわれているところでありまして、ですから、今回で上がる法律でかなり整う部分もありますし、また、言わば法律をこれから作り上げるための地図を作るといふような、計画を作るといふような部分もあります。

その上で、これからまだ未整備な部分、これから検討し、作つていかなければならない部分、一体どういふところがあるのか、これは国会議員の合意ほどには国民の皆さんの理解は浸透してないと思ひます。これからこういうふうにより作ります、足りないところはここですといふことをまづ明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) この武力攻撃事態対処関連三法案の今御審議いただいておりますが、こ

の成立後、今御指摘のようないろいろな法案に関する必要な政令の整備が必要になる、こういうことになりまして、また、事態対処法制としては、例えば国民保護法制、自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制に加えて、国際人道法の確かな実施を確保するため、捕虜の取扱ひに関する法制や、また非人道的行為の処罰に関する法制についても速やかに整備を行うということにしておるところでございます。

また、この今申しました国際人道法につきましては、既に我が国が締結済みでございますジュネーブ諸条約以外に同条約の第一及び第二追加議定書について現在締結する方向で検討を進めておるところでございます。

○山口那津男君 今おっしゃられましたように、国内法を作るといふ部分と、条約を締結しなければならぬ部分、あるいは今度できる法律の政令を整備しなければならぬ部分、いろいろこれから整備すべき課題があると思ひます。

そこで、衆議院で修正をされた部分について幾つかお尋ねしたいと思ひます。

まず、基本的な人権の保障に關してであります。武力攻撃事態対処法の三條四項という規定が、当初の案では「日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、」と、こう書かれていたわけですね。今回の修正にはこの言わば前段の部分と、それからさらに後段の部分が付け加えられました。その後段の部分には、こう書いてあります。この場合において、日本国憲法十四條、十八條、十九條、二十一條その他の基本的人権に關する規定は、最大限に尊重されなければならぬと、こう書かれたわけでありまして、

そして、この後段の部分で具体的な条文が列挙されているわけでありまして、その他の基本的人権に關する規定も尊重されると、こう書いてあるわけでありまして、ここに明示されなかった例えは憲法二十條の信教の自由でありますとか、あ

るいは憲法二十三條の學問の自由でありますとか、こういう様々な人権規定というものも同様に保障されると、こういう趣旨であるというふうには理解しますが、修正案提出者の御意見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(久間章生君) 全くそのとおりであります。

この四條だけを列挙したといひますのは、実は、民主党さんの修正案で六項目と六項目につきまして、これは損失の補償等に係る問題でございますから、これは国民保護法制を作るときにそのような規定、法律をどつちみち作らなければなりませんから、そのときに対処すればいいという。それで、一号から四号ぐらゐまでをやつぱり列挙することによつて、平時において憲法上の基本的人権を守るといふのは当然でなければならず、有事においてもそういうことを強調したいという思いがあつたので、修正案に入つておりましたのでそれを列挙したわけでございますけれども、今おっしゃられましたように、二十條と二十三條、學問の自由とか、そういうような基本的人権についてももちろん最大限の配慮をしなければならぬわけでございますから、そのような形で列挙しておるということでございます。

○山口那津男君 続いて伺ひますが、そうしますと、ここで、当初からあつた前段の部分、そして新たに修正で付け加えられた後段の部分、これは、念のため同じことを言つていふというふうな趣旨に私には受け取れるわけでありまして、この修正の議論の過程で、屋上屋を重ねるものであるとか、具体的なこの保障を充実させるものであると、いろいろな御主張があつたと思ひます。この後段をあえて修正で付け加えたといふことの意義を念のため伺ひておきたいと思ひます。

○衆議院議員(久間章生君) 衆議院におけるこの議論の途中におきましても、民主党さんの修正案に対して、憲法で保障されているのをあえてここにこのように列挙するのはどういう意味かといふ

ときに、提案者の方から、これは人念的にこのように書くのであるということを言われたわけであります。そういう意味で、私たちも、これは人念的に念を入れて要するに列挙したと、そういうようなふうに理解しております。

○山口那津男君 この武力攻撃事態にあつても人権を保障しなければならぬと、そういう思いは各修正案提出者同様であらうと私は思います。

ここであえて人権保障を基本理念としてうたつたということは、緊急事態においては憲法が停止するとか基本的人権の保障が停止するとか、そういう考え方も一つあるわけですね。しかし、我が国におきましては、日本国憲法の精神からいって、原則として基本的人権は保障されると、しかし全く無制約ではないと、仮に制約が必要な場合であつても必要最小限のものにとどめると、この言わば大原則を基本理念としてまず確認をするということが必要であると。これは公明党がこの立案当初から強く主張したところでありまして、これが、修正においてもこの精神は維持されていると私は思います。

その上で、実際に大切なことは、今後整備する法律の中で必要最小限度はどこのかということ、この言わば法益のバランスをどこで取るかということとを具体的に確定することが一番大事なことであらうと思ひますので、是非ともこの点を原則を踏まえた上で今後の議論に生かしていかねばならないと、こう思ひます。

そこで、国民保護法制をこれから整備するということになったわけでありまふけれども、この整備の期限について、当初の原案では成立後二年以内に整備を実施するというふうな決めておりました。しかし、提出したときからもう既に一年を経過をいたしました、今回の修正ではこの二年以内というのを削つて速やかに整備すると、実施するということになりました。そして、附帯決議では、これを一年以内にやるといふこともあえて確認をされたわけでありまふ。

そうしますと、来年の通常国会にこの国民の保

護に関する法制を仕上げて提出するということを決議されているのかどうか。これは政府側にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国民保護法制につきましては、政府としては、今御審議をいただいておりますこの法案の成立後、地方公共団体等が関係する民間機関との本格的な調整を早急に進めまして、国会の意思を十分尊重しながらその早期整備に努めてまいりたいと、こういうことにならうとありまして、今、この法案そのものを御審議いただいておるということでございますので、その後の段取りについて申し上げるのは遠慮させていただきますと思ひます。

○山口那津男君 これまで、国民保護法制について、全く指標がなくてただ作りますということでは到底国民や自治体の御理解が得られないということ、既に何度も意見交換を重ねてきて、その自治体あるいは住民側の意向というものを酌み取りながらこの準備を進めてきておるということは既に御承知のとおりであります。しかし、このたび、統一地方選挙も済みまして、言わば自治体においては新たな民意が反映される状況になつたわけでありまふから、この最新の民意を反映した上でこれからこの国民保護法制の整備に準備を重ねるということが必要だろふと思ひます。

これを今後具体的にどういうふうな作業していかれるおつもりか、念のためお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国民の保護の法制につきましては、広く国民の御理解を得なければいけない、そういう観点からこれまでも地方公共団体等に對しまして、もう何度も説明を行つてきました。またそして、その中でこの法制に対する理解を得るよう努めてまいつたところでございます。

この法案が成立しまして、国民保護法制整備本部というものを立ち上げまふけれども、その整備本部を活用するなどしまして、節目節目で地方公共団体の御意見を伺うということが必要でございます。

ます。

今、委員がおつしやられました、今後の段取りと申しますか、そういうことについても、いろいろ都道府県知事などの御意見も聞かなきやいかぬだろうというふうなことも考えておまして、これは現在総務省において日程調整をいたしてありますけれども、知事さんだけでなく地方自治体、やはり広く御理解を得るための努力は全力を挙げて尽くしてまいりたいと思ひます。

○山口那津男君 この点については、自治体は当然でありますけれども、民間や住民、個々の見識ある方々からも意見を聞くというふうな努力はしていただきたいと思ひます。

そこで、この国民保護法制を整備するということは極めて重要なことでありますけれども、これまで自治体の側で必ずしも自衛隊や防衛庁の行政の在り方については統一した共通の理解があつたかどうかについては疑問なところがございます。例えば自衛官の募集について、情報の提供の在り方とか協力の度合いとかというのはやっぱり差があつたというふうな言われております。また、防災の訓練その他の行政行事等に関しても、自衛隊の参加の在り方についても、これも相当な差がありまふ。阪神・淡路の震災を契機にしてこはかなり改善されつあるというのが実情だろふと思ひますが、それでもなおばらつきがあるだろふと思ひます。

私は、この国民保護法制が重要である、自治体の関心も高いところ、これは非常にいい機会だろふと思ひます。この機をとらえて、こういう自衛隊と自治体の関係の在り方について、ばらつきが出ないような努力が必要だろふと思ひます。防衛庁としてその点は、自治体側の懸念を取り扱うような努力というの必要だろふと思ひます。

そしてまた、総務省におきましても、そういうばらつきを解消するような御理解の御努力をお願いしたいと思ひます。その点について、総務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、山口委員が言われますように、昔よりは相当変わつてきておると思ひますけれども、まだ地方団体の中には自衛隊アレルギーがあるところがあるんですね。それから、いろんなやり方で協力をしているところもありますし、それは薄いところもあると。こういうことの中で、国民保護法制、これは決まつていくわけですね。

それで、地方団体は、国民保護法制の中で自治体の役割ということには私は十分な認識を持つておると思ひますが、中身が決まらないものだから不安があり懸念があり、自分の方からの注文もある。その意味で、今、官房長官御答弁ありましたけれども、あらゆる機会を通じてこちらが説明をして向こうの意見をくみ上げると。

こういうことの中で、防衛庁にも入つていただいて、この機会に、今、委員が言われるように、自衛隊アレルギーを少なくして、今の募集のことでも、これは個人情報保護法制の方で大変議論になつておるんです、御承知のとおりですね。それからまた、防災活動への協力、参加についても私は新しい局面を作つていく、こういう連携を成果をあらしめるものにしていくということが必要だと考えております。

○山口那津男君 再び修正案提出者に伺ひますが、国民保護法制については一年以内に実施すると、こう決めました。附帯決議ができました。しかし、そのほかに整備しななきやいけないものは、先ほど御指摘のあつたとおりで、例えば国際人道法に関する国内法整備その他いろんな課題があるわけですね。これらについては何年以内という取り決めはなくなつたんですね。「速やかに」ということしか残つておりません。

そうすると、これはどういう期限についての考え方になるのか、何かある程度の目標というものをもちなのかどうか、ここは修正者の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(久間章生君) 附帯決議を付けるときに、やはり国民保護法制については、先ほどか

ら話がありましたように、国会に提出されましたからもう一年近くが、一年以上がたつておりますし、その間に政府においても具体的に骨子案なるものを各都道府県に示したりなんかして、かなり作業が進んでおります。

しかしながら、その他の法制についてはまだ準備もできていないような嫌いもございまして、それをここで附帯決議できちんと日限を切ってしまうというのは少し酷じゃないかなと、そういうふうにも思いましたので、早くできれば一年以内でも結構でございますけれども、これらについては日限を切りにくい、そういうような思いもございまして、この国民保護法制については、そしてまた国民からも一日も早くという、そういう気持ちがございますので日限を附帯決議で決めたというところでございます。

○山口那津男君 このこれから整備しなきゃならない法制につきまして、かつて私は外交防衛委員会において、平成十四年七月二十三日に質疑をさせていただきまして、必要な法制について、一体どこが言わば所管官庁になるのかという質問に対して、なかなかこの省庁であるという明快な答弁がなされませんでした。これはほかの委員も同様の質問ではなかなかなされなかったわけでありました。

そこで、私は違う聞き方をいたしまして、こういう法制を整備するのに主たる関係省庁はどこになりますか、複数で結構ですと、こういうことでお尋ねしましたら、内閣官房の方から明快な御答弁があったわけでありまして、それについて、国民保護のための法制については、内閣官房を中心に、警察庁、防衛庁、総務省、外務省、国土交通省などが考えられますと、こういう御答弁です。

これは、冒頭申し上げましたように、仮にも防衛庁は長年の研究の実績がありますけれども、しかし御縁の薄い、あるいは関係性のよく分からない、そういうほかの省庁においては必ずしも積極的にこの法制の作業に参加しようという意欲が見られなかったわけでありまして、だからこそ、この

所管がどこかということについては、なかなか自ら手を挙げて我が省庁ですと、こうも言いにくかったわけですね。そこで、この関係省庁を明示していただいた上でこれからのグループごとの作業というものを密にしていこうということが必要だと私は考えたわけでありまして、そして、今、国民保護に関する法制についての関係省庁の指摘がありました。

それから、国際人道法に対応する国内法については三つの法制に分けて検討しますと、こうおっしゃっているんですね。その中で、一つは、国民保護のための法制を整備する中で、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人的な取扱いについて必要な措置を講ずること、これについての関係省庁は、内閣官房、総務省、厚生労働省等が考えられますと、こう指摘されております。

この点について、総務省としてどういうお考えをお持ちか。国民保護の法制について、一般はもちろんな主たる官庁の一つとして責任感をお持ちだったと思います。しかし、国際人道法というこの条約絡みの点についても視野が必要である。これは、なぜここが重要かと、私なりの考えを申し上げますと、国民保護の法制というのはやっぱり日本国民が第一義的に対象になる、これは当然のこととあります。しかし、住民としては外国人の方もいらつしやるわけでありまして、こういう外国人の方も含めて保護に当たらなければならぬ、こういうことが条約の精神としてうたわれている。正に、この条約をきちんと踏まえた上での整備が必要だと、こう思うからであります。

この点について、大臣のお考えをお願いします。○国務大臣(片山虎之助) 今お話しした国際人道法に基づく国内措置ですね。これについては、内閣官房や外務省が中心で現在検討して、我々も入って検討していると、こういうことでございしますが、我が省の関係で言いますと、一つは、武力の衝突、紛争で傷病者が出ますね、これを搬送する人々、それからもう一つは消防活動等、こういう

う非戦闘員の保護の在り方をどうするか、国内法制として、これが当面の私は課題かなと、こう思っております。

○山口那津男君 是非、消防等の活動を中心に、この点の必要な議論を進めていただきたいと思っております。

そこで、今の点について、紛争後の結果生じた傷病者、死者等に対する人的な取扱い、これについては厚生労働省がやはり大きな責任を負うと思います。この点について、厚生労働大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 国際人道法の範囲の中で申しますと、二つの立場あると思いますが、一つは、これは予防的なことでございしますけれども、これは多くは日本国民というふうにご考えてよろしゅうございしますが、その傷病を最小限に食い止めるためにどうするか、避難をどうさせるか、分散をどうさせるかといったような問題がございします。これは総務省などよく連携を密にしてやらなければならぬことだというふうに思います。

もう一つは、傷病者が出ましたときにどうするか、そして死者が出ましたときにどうするかというその対応でございします。とりわけ傷病者が出ましたときに、それに対する対応が適切に迅速に行われなければならぬと、日本の国のいかなる場所においてもどのように起こりましてもそれを迅速的に行うための対応、それを細かくやはり決めておかなければいけないというふうに思っている次第でございまして、そうしたことがやはり国際人道法上求められると。

傷病の場合には、時には、日本国民だけではなくて外国の人にもいるかもしれない、傷付いた人、亡くなった人の中には双方いる可能性もある、そうしたことも含めてどうするかということを検討しておかなければならないと思っております。

○山口那津男君 続いて、国際人道法に関する国内法のもう一つの、二つ目の分野として、捕虜の取扱いに関する法制というのがあります、これは防衛庁を中心に検討すると、こう書かれており

ます。防衛庁もこの点については既にかなりの研究を進めてこられたと思っておりますので、是非、他の分野と併せて法案を提出できるような御準備をお願いしたいと思います。

そして、三つ目の分野といたしまして、武力紛争時における非人的行為の処罰に関する法制という分野があります。

この関係省庁は、内閣官房、防衛庁、法務省、外務省が主な関係省庁と、こう指摘されているわけでありまして。

その中で、どういうものが非人的行為として処罰に値するものか、いわゆる構成要件を決める、そしてそれに当たる場合との程度の処罰が必要であるかという罰則を決める、こういう点では法務省の長い経験と技術というものが非常に必要になるわけでありまして。

法務省として、この点についての考え方と整備の目標期限というふうなものがある程度お持ちかどうか、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(森山眞弓君) このような法制の整備につきましては、ジュネーブ条約によって保護される傷病者、捕虜等に対する非人的行為を行った者等の処罰等に関して必要な措置を講ずる必要がございまして、法務省といたしましては、内閣官房や外務省、防衛庁など関係省庁と連携しながら必要な検討、協力を進めていきたいというふうに考えております。

○山口那津男君 この国際人道法、核心はジュネーブ四条約であります、その後には作られました第一追加議定書、第二追加議定書という、これも条約の一種であります、これはまだ未締結であります。それは、外務省にお聞きすれば、やっぱり国内法の整備が十分整わないと締結に踏み切れない、国内法の側がどれだけ準備を進めるかに掛かっている。主役は国内法を整備する官庁でありますので、是非とも早急な準備、検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、次に、緊急事態への対応、危機管理と

いう点についてお伺いしたいと思います。

この緊急事態の対応というものは、言わば典型的な武力攻撃事態への対処とはまた別に、いろんな対応が検討されなければならないと思います。この点も、当初は必要な措置を検討の上、講ずるというふうになつていたわけですが、若干の修正が加えられました。

そこで、今、現行法制の中で、役割分担とある程度の能力というものは一応私はでき上がつていて、こう思つております。しかし、それでお十分かどうかという点について幾つかお尋ねしたいと思ひます。

例えば、原子力発電所あるいは石油化学コンビナートなど我が国の重要な施設に関して緊急事態が起きた場合に、それに対応する能力、これを政府としてきちんと備えているかどうか、不十分なところはないかどうかという点であります。

この点について、私はかつて、平成十三年の十月二十三日、外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会の連合審査の折に質問させていただきました。そのとき、国家公安委員長は、石油化学コンビナートに小型航空機が突入してきた場合、これを直ちに武力攻撃事態とも認定し切れないし、まずは第一次的に警備の責任を負う警察庁が対応すべきだ、警察組織が対応すべきであろうと思ひましたが、しかし実際にそういうものに対して警察組織がこれに対応する能力があるかどうかというふうにお尋ねしたときに、村井国家公安委員長は、その点についての能力は警察にはありません、しかしながら、その他の、自衛隊やその他の組織と協力をしながらやっていくという趣旨のことをお述べになつたと思ひます。

私はやっぱりその点で、どの能力がどの組織が持つてゐるか、限界がどこか、そしてそれを補うためにはどうすればいいかというところは、やっぱり明確にしていかなければ今後の課題というものも見えてこないと思ひます。こういう点について、まず第一義的に責任を負われる警察組織の代表である国家公安委員長、御答弁をお願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、委員が指摘されたような事態に対応するために一番大事なことは未然に防止することでありまして、警察としては情報収集活動というものを強化しまして、そしてテロ関連の情報の早期把握にまず努める、これが前提でございます。

その上で、重要施設の警戒警備を今強化しているところでありまして、その典型的な例として、今お挙げになつた中の一つ、原子力発電所を取りますと、ここには銃器対策部隊というものを常駐させております。この部隊は、ライフフルであるとかサブマシンガンであるとか、あるいは耐弾仕様様の装甲車を整備して二十四時間態勢で常駐しているわけですが、もちろん原発のある沖合に、沖合で警戒をしております海上保安庁の巡視船と緊密な連携を取りながら行うというのは当然のことだろうと思ひます。

さらに、緊急事態が起きた場合には、警察ではSATという部隊を用意しております。これは、ライフフルあるいは自動小銃、それから作戦用のヘリコプターといったものを装備してございまして、テロリスト制圧の高度な能力を持つてゐるわけでありまして、いざという場合にはその部隊を投入すると、こういうことになりまして。

それで、さらにそれで、警察の力では治安が維持できないと、こういうことになりましたら、先ほど石破防衛庁長官も御答弁をされたところでありまして、治安出動を下令していただくということになるわけでありまして。で、先ほどの石破長官の答弁にもございまして、先ほど、そういった場合、警察と自衛隊というのは緊密な連携に立たなければなりません。そこで、先ほどのお話にありますが、防衛庁長官と国家公安委員会委員長との間で協定を結び直しまして、そして、それだけではなく全国の都道府県でも警察と自衛隊との間で協定を結びまして、昨年の秋から共同の図上訓練を繰り返してございまして、そういう活動を通じてその運用能力を高めていく、また、どこに問題点があるかということをしつかり把握、整

理していくということが大事ではないかと思つております。

それに加えまして、我々としては、装備資機材あるいは体制、それからそういうものに対応する手法、こういったものに何か足りないところはなにかというのには不断にこれから検討も続けていかなければなりませんし、必要があればそれに対応する方策も考えていかなければならないと、こういうことであらうと思つております。

○山口那津男君 同様の質問で国土交通大臣に伺いますが、不審船、工作船に関して排他的経済水域については主権の行使に制限があります。また、領海を警備するといつても誠に広大でありまして、物理的な能力もこれは十分かどうか考えなきゃいけないところだらうと思ひます。この点について不十分な部分がないかどうか、御認識を問いたいと思ひます。

○国務大臣(扇千景君) 海上保安庁、御存じのとおり戦後初めての銃撃戦を行ったという経験をいたしました。こういうことを今まであり得ないことだと思つていたのも甘うございまして、また、日本領海内にあれだけの重装備をした工作船が徘徊していたということも初めて経験したわけでございます。ですから、その中で、今おっしゃいましたように、E・E・Zの中に、他国の経済水域内に入つた場合ということもこれもございまして、少なくとも、少なくとも我々は、今までの法整備の中で甘かつたこと、また、少なくとも今までの装備で本来は防衛できたにもかかわらず装備が整わなかつた点、その分類をいたしました。

その中で、装備と運用面という面では、少なくとも三つございまして、巡視船艇の防弾化、あの操縦席を防弾ガラスにするなんて当たり前のことだったのですけれども、それもできていなかったという反省点で、これを防弾化をいたします。

二つ目には、遠距離から確実に不審船に対応できる武器の装備ということで、あれだけの重装備に対応できるということはあり得ませんけれども、最低限船員の生命の確保ということで装備の拡充を図つていきたい。

それから三つ目には、大変悪天候の下で工作船を追跡すると、そういうときに海上保安庁の船といたしましては高速の大型の巡視船を装備しなければならぬということで、スピード自体も今まで整つていないということで、これも十四年度の当初予算、また十四年度補正予算等々におきまして、これらのでき得る準備、最低限装備しなければいけないものに対してはその予算によつて早急に整備する。

また、今お話しございましたけれども、装備をするのみならず、平時におきましても少なくとも関係の二国間協議等々で多国間及び二国間の海上保安機関長官級会議、これを行ひまして、多国間あるいは太平洋の安全保障会議、そして又は二国間では、日韓とかあるいは日中というようなことでそれぞれ長官級会議を開きまして、平時から余り武装しないでもいような会議というものをずっと続けておりますので、両面に対処していきたいと思つております。

○山口那津男君 弾道ミサイルについて対応能力があるかどうかについては、午前中同僚議員の質問にもありました。我が国はそういう能力を持つていない、じゃ持つべきかどうか、これについては今後の検討課題であると思ひます。それから、防衛庁長官に簡潔に御答弁いただきたいと思ひます。

本法案が成立した場合に、中期防衛力整備計画、あるいは防衛関係予算、これが変更し、増額しなければならぬということはあるか否か、その点だけお願いします。

○国務大臣(石破茂君) 本法案は、ある意味、自衛隊法、防衛二法ができました昭和二十九年からの課題だつたと思つております。そういう点で、本法案が今参議院で御審議いただいておりますが、これが、本法案が成立、仮にいたしましたとしても、これが、中期防でありまつかあるいは大綱でありますとか、そういう

うものと必然的な連関を持つものというふうには考えておりません。それは、要するに、周りの状況がどうであるのか、それによって日々刻々検証されるべきものだというふうに考えておるところでございます。

○山口那津男君 そうしますと、この本法案整備によりまして我が国の防衛力が急速に拡大するとかあるいは周辺諸国に脅威を与えるものではない、これは当然のことです。しかしまた、あらぬ疑心や懸念を抱くという周辺諸国もあります。そこで、やっぱり外交努力というのは必要だろと思うんですね、御理解を求めるといふ必要だろと思ひます。特に、韓国あるいは中国あるいは東南アジア、こういった国々の理解を求めることが重要だと私は考えます。

近々、サンクトペテルブルクで中国首脳とお会いになるという報道もなされておりますし、韓国大統領も訪日されるという話もあります。こういう機をとらえて理解を深める努力を是非総理に期待をしたいと思います。総理のお考えと御決意をお述べいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この有事法制の整備は、長年懸案でありました日本が他国から攻撃を受けた場合の対処であつて、決して他国を攻撃するものではないという点について国民にも御理解いただく、また各国に対しても御理解をいただきたいと、努力を続けてまいります。

○山口那津男君 終わります。

○委員長(山崎正昭君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、若林秀樹君が委員を辞任され、その補欠としてツルネンマルティ君が選任されました。

○筆坂秀世君 有事法案は、衆議院において与党と民主党との間で修正に合意して本院に送付されてきました。しかし、私は、修正によつてこの法案の危険な本質は何も変わっていないと、こう思ひます。最大の問題は、有事法制制定の取組を加

速させることになつた九七年の日米防衛協力指針、新ガイドラインとその具体化である周辺事態法との関係であります。

そこで、まず総理に確認的に伺ひたいと思ひますが、周辺事態法というのはアメリカが何らかの軍事行動を起こして初めて発動される、そういう法体系になつています。また、周辺事態とは地理的概念ではないんだと、つまり理論上は地理的な限定はないと、周辺事態法に基づいて自衛隊が公海上、つまり海外に展開することもこれは想定されている、そしてその海外に展開した自衛隊の艦船、これは領土と同じように我が国とみなすというの、これがこれまでの政府の説明だつたと思ひますが、この点は間違ひないでしょうか、一応確認します。

○国務大臣(石破茂君) 周辺事態に地理的な要素は全くないわけではございません。これは、日米安全保障条約の効果的な運用に資するためという文言がございます。日米安全保障条約は極東条項は掛かつております。地理的に無限定ということとは考えておりません。

そしてまた、先ほど来、我が国ということについてでございますが、それは何でもかんでも海外にある自衛隊とか、そういうものが我が国だと申し上げているわけではございません。我が国に対する武力攻撃ということの評価がなされるかなされないかということでありまして、海外にある何が攻撃を受けてもそれは我が国であるということにはならないというのが政府の立場でございます。

○筆坂秀世君 我が国になることもあるということとです、つまりね。

しかし、この周辺事態法には幾つかの制約がありました。例えば、後方地域支援を行うが戦闘地域には行かない、アメリカの武力行使と一体化しない、もし危なくなればこれは回避する、ありていに言えば逃げるといふ、こういう制約であります。では、海外に展開している自衛隊艦船が武力攻

撃事態の下で武力攻撃を受けなければならないか。これについては、それが組織的、計画的なものであること、状況が整つた場合には武力攻撃事態と認定することもあり得るといふのが官房長官の答弁であります。

したがつて、こういう武力攻撃事態という認定になれば、戦闘地域であつても、これは当然のことだと思ひますが、米軍を支援するし、自衛隊の三要件に合致すればこれは武力行使もすることもあり得ると、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、一に掛かつて自衛隊行使の三要件に該当するかどうかということでございます。我が国に対する武力攻撃があるということ、ほかに手段がないということ、そしてまた必要最小限を超えない範囲内であるということ、その三要件を満たした場合に限りまして自衛隊の行使としての武力行使があり得るといふことでございます。

要は、我が国の自衛隊行使の三要件に該当するかしないかということでありまして、そしてまたこれが我が国に対する武力攻撃事態ということになるかどうかという点におきましては、それは防衛出動の下令を含めます対処方針の決定というものが閣議で決まり、そしてまた国会の承認をいただくということでございます。その都度その都度閣議の決定、そして国会の御承認というシビリアンコントロールの縛りが全部掛かつてくるわけでございます。

無限定に行うということはありませんし、ましてや憲法が禁じております集団的自衛権の行使を行うということもございません。我が国に対する自衛隊の行使ということで個別的自衛権の発動がなされる場合があるかどうかという問題なのでございます。

○筆坂秀世君 そんなことは当たり前のことで、武力行使に踏み切るんだから閣議決定もある、当たり前前の話です、そんなことは。国会の承認も得る、当然のことです。無限定でされたら困ります

よ。当然のことなんだ。だから、結局あり得るといふことでしょう、今の答弁は。あり得るといふことでしょう。

問題は、武力攻撃予測事態のときにはじやどうするのかということ。石破長官はこういうことを衆議院で我が党の木島議員の質問に対して答えられていますね。周辺事態法とは、武力攻撃予測事態は、武力攻撃予測事態というの、周辺事態法とはまたおのずから異なつた局面である。周辺事態とはおのずから異なつた局面だといふのがあなたが言う武力攻撃予測事態だということなんです。そうすると、周辺事態法とはおのずから違う対応をする。つまり、周辺事態法が設けている制約、戦闘地域には行かない、武力行使と一体化しない、こういう制約を武力攻撃予測事態では取り払う、これがあなたの立場だということですか。何がおのずから違うんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、例えばPKO法にいたしましたも周辺事態法にいたしましたもテロ特措法にいたしましたも、そういう事態にならないように戦闘地域では活動は行わないということになつておるわけです。そしてまた、そういうことがあれば活動を一時中断する、あるいは撤収をする、退避をする、そういうふうになつておるわけでございます。

そういうふうな、私どもの方が、例えばPKO業務なりテロ特措法なり、そしてまた周辺事態なり、そういうふうな私どもの方から定められた要件に従つて行動しているという場合と、我が国に対する武力攻撃を受動的に受けたというふうな、我が国に対する武力攻撃あり、ほかに避けるべき手段がないというふうな認定がなされるという場合とおのずから場面が違うということを申し上げておるわけです。それを同列に論じること自体が論理としてそれは無理があるのだらう。私どもとしてはそういうことにならないようにやつておるわけでございます。

○筆坂秀世君 今、防衛庁長官が言つたのは、武

力攻撃事態と言ったじゃないですか。そうじゃない。武力攻撃予測事態のときに、予測事態と周辺事態とは、あなたはあつた局面が異なつた局面になると、こう言っているんですよ。しかし、武力攻撃予測事態だつてまだ日本有事じゃないでしょう。別に攻撃されているわけじゃないんですよ。何でそれが、どこがだから違うかと言っているんです。今のは答弁になっていないですよ。

○国務大臣(石破茂君) では、そういうような武力攻撃というものが起こるという可能性が高い予測事態ということですね。そういうことが起こる、我が国に対する武力攻撃が起こるというように予測される事態ということとPKOや周辺事態やテロ特措法やということは全く場面が違う。それは重なることはございません。しかしながら、想定している事態が違いますし、そういうことになるという要件もすべて違うわけでございます。それを混同して議論をするから話が分らなくなるということだと私は思っています。

○筆坂秀世君 あなた方一体、これまで何回答弁して、今、重なるということもおっしゃつた。周辺事態と武力攻撃予測事態については、周辺事態がそのまゝ武力攻撃事態にも、武力攻撃予測事態にもなり得ると、全くそれが一つのケースだつてあり得るとこれまで答弁してきたじゃないですか。今日、中谷さんが防衛庁長官のときにはっきりとおっしゃっている。前も、周辺事態と武力攻撃予測事態が全く違うものだ。それは全く違うことあるでしょう。しかし、全く同じの場合だつてあるとあなた方が答弁してきたじゃないですか。そのときに何で、何を、どこが異なつた局面なんですか。あなた方がそういう答弁をしてきたじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 要するに、別の法律に基づく別の事態なんです。それが重なる場合もありましようよ。つまり、周辺事態の中でやっておりますことが武力攻撃事態になることは。ただし、申し上げておきますが、先ほど来答弁申し上げており

ますように、PKOにせよ、周辺事態にせよ、テロ特措法にせよ、そういうことにならないようにということでは法律が作つてあるわけですね。

例えば、PKOであれば、周辺事態であれば、そういう場合には撤収をするわけですね。私も今は気を付け気をつけてそういう法律を作つてきて、そういう事態にならない、内容にならないように。ですから、重なる場合があるではないかという御指摘ですけれども、そういう重なる場合というものが極めて考えにくいというふうな衆議院でお答えを申し上げましたのは、そういうふうな法律が作つてあるからでございます。であればこそ、衆議院、参議院で法律をお認めいただき、成立をし、私どもの自衛隊が海外で活動しておるということでございます。

○筆坂秀世君 それじゃ聞きますが、武力攻撃予測事態のときには、予測事態のときには、周辺事態法であるような制約、こういうものは取つ払うと、そういう考えでしようか、将来。例えば、これから対米支援法、二年後めどに作るでしょう。それとも、周辺事態法と同じ制約を設けるんですか。その点はいかがですか。

○国務大臣(石破茂君) それは今後の御議論であるとは思いますが、事態が違いますので、先ほど来申し上げておりますように、その武力攻撃事態あるいは予測事態というものと、周辺、失礼、周辺事態というものは全く違う評価がなされる別の法律でございます。ですから、そういうのを取つ払うとか取つ払わないとか、そういう御議論自体がどうも何を意図しておられるのか、よく理解ができないところでございます。

○筆坂秀世君 明瞭じゃないですか。武力攻撃予測事態のときに自衛隊が動くわけでしょう。そのときに、武力攻撃事態法を適用すれば、予測事態でも戦闘地域に入っていく、あるいはアメリカの武力行使と一体化することもあり得ると、こういう考えかどうかということをお聞いているんです。○国務大臣(石破茂君) それは今後の検討でございますが、事態が全く違うわけですね。武力攻

撃事態というのは、我が国が攻撃を受けるあるいはそれが予測されるという事態でございますから、全くそれは評価が違うことなのだと思います。

今後、議論をされることでございますが、私は、それを取つ払うとか取つ払わないとか、そういうような議論というものは、何かなじまないといひますか、違和感を覚えるものでございます。

○筆坂秀世君 じゃ、聞き方変えましょう。

周辺事態法はいいですよ。武力攻撃事態法で、予測事態のときには戦闘地域に行くことがあるのか。あなた方は、今、長官がおっしゃる、おのずから違う、全く違う法律なんだとおっしゃつたでしよう。じゃ、武力事態法、武力攻撃事態法案の言う予測事態では、戦闘地域に入つてもいい、予測段階で、武力行使と一体化してもいい、こういう解釈かどうかということをお聞いているんです。

○国務大臣(石破茂君) 周辺事態であるというふうな認定があるとするならば、そこで一体化ということとはあり得ない話でございます。そういう意味においてそういう事態はあり得ないということだと思ひます。

○筆坂秀世君 いや、だから予測事態。駄目だよ、答えていないよ。

○国務大臣(石破茂君) いや、ですから、周辺事態と予測事態というものが重なつた場合ですね、併存した場合です。(発言する者あり) いや、ですから、併存した場合でなければこれは議論する意味がないわけであつて、併存しておつて、周辺事態と予測事態が併存する場合でなければこれは議論にならない話でございますから。

○筆坂秀世君 じゃ、逆のときはどうなるの。

○国務大臣(石破茂君) それは、周辺事態法に定められているように一体化しないということになるはずでございます。

○筆坂秀世君 全く明快じゃないでしよう。だつて、あなたは変なことを言ひますよね。可能性は少ないけれども重なることがあると、周辺事態と予測事態が。そう言ひながら、そう言ひながら全

く別の法律だ。だから、周辺事態法今ちよつと忘れたつていいですよ。武力攻撃事態法と言う予測事態のときにどうするのかと聞いているんです。明瞭でしよう、質問は。あなた、それにちつとも答えていないじゃないですか。

じゃもう、もういいですよ。ただ、いや、じゃもう一つ関連して聞きますからね、一緒に答えてください。

政府は武力攻撃事態法に基づく対米支援について今後検討するということだけれども、その基本は、検討の基本は何かというと、アメリカのニーズにこたえるということでしょう。これは例えば川口外務大臣がそうおっしゃつていますよね。アメリカの今後、ニーズにこたえるということとで今後検討していくことをおっしゃつています。アメリカのニーズにこたえようと思ひえば、予測事態であつたとしても戦闘地域に入つていく、武力行使と一体化するということ、そういう支援もアメリカは求めているんじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 米国のニーズにこたえるというお話でございますが、そのときの米国は何をしてるかという、我が国を守るために行動している米国のニーズにこたえるということでございます。そしてまた、我々は繰り返して申し上げておりますように、我が国を守るために個別的自衛権というものを行使するのでございまして、どういふ場合におきましても集団的自衛権を行使するということにはあり得ません。それがないように細心の注意を払つて法律を組み立てておるわけでございます。

そして、先ほど来のお話、もう一度お答えを申し上げますが、武力攻撃予測事態におきましては我が国に対する武力攻撃は発生をいたしております。我が国を防衛するために米軍が武力を行使しているということもそもそものわけでございます。我が国に対する武力攻撃が発生していませんから。その時点で周辺事態と武力攻撃予測事態が併存するということになるわけでございます。

我が国防衛のためではなく、周辺事態に対応するために武力の行使を行っている米軍がある場合には、我が国の当該米軍に対する措置というものは周辺事態法に基づき実施をされるわけでごいまして、いずれにいたしましても、武力の行使と一体化するということは起こり得ないことでございます。

○筆坂秀世君 要するに、あなたのおっしゃっていることはだんだん分かってきましたよ。武力攻撃予測事態で自衛隊が活動する、集団的自衛権の行使には当たりませんと、こう言うんですよ。周辺事態法の中には、これは一緒に、もし一体化すれば、これは集団的自衛権の行使になるということだったんですよ。したがって、これはできません、一体化はいたしませんということを、これは現実にはどうか分かりませんよ。実際にはそんなことは不可能だと思いますが、とにかくにもそういう建前で言ってきたんですよ。

ところが、今いみじくも長官おっしゃったように、今度は個別の自衛権で説明しようとするんですよ。それは何でかと。それは、日本に対する武力攻撃が予測される事態だからというので、個別の自衛権で説明しようとするんですよ。しかし、起こっている事態は一緒なんですよ。だって重なることがあり得るんですよ。同じ事態が起こっているのに周辺事態法を適用すれば集団的自衛権の行使になる、だから憲法以上できませんと。そこへ武力攻撃事態法を作っちゃえば、これが個別の自衛権で説明できると。これは全くからくりみたいなもので、全くのインチキですよ。これがあるんですよ。

私は、長官までもに答えなければいけません、今何が制約か、アメリカの要求ははっきりしているんですよ。

例えば、ホワイトハウスの国家安全保障会議で日本・韓国部長をしているマイケル・グリーンという人がいますよね、長官なんかもよく御存じじゃないでしょうか。この方が、日本が今取り組むべき目標について、次のように述べていますね。それ

は、武力行使の一体化禁止原則の緩和である。つまり、周辺事態法で言っている一体化禁止原則の緩和である。周辺事態について、自衛隊が米軍を効果的に支援することを妨げている内閣法制局の見解は、極めて現実離れした独善的なものである、したがって、最初の落としどころは武力行使の一体化禁止原則の緩和である、こういうことをマイケル・グリーン氏は明瞭に述べています。

戦間地域に行けない、行けば米軍の武力行使と一体化すると。こんな周辺事態法じゃ、実際には間に合わないじゃないかと。だから、こんな一体化禁止原則を取り払えというのが、これがマイケル・グリーン氏、つまりアメリカの要求なんです。これは当然でしょう、アメリカの立場に立てば、私たちは反対ですがね。アメリカの立場に立てば当然でしょう、戦争をやっている最中に危なくなったら逃げますよと。そんなものね、認めるわけじゃないですよ。だから、あなた方はそれを武力攻撃事態法で取っ払おうということじゃないんですか。

大体、自衛隊が行う後方地域支援あるいは後方支援ということであろうと言っているのは何ですか。米兵の輸送、武器弾薬の輸送、油や水、食料の補給あるいは医療、通信関係の業務の提供等々、正に戦争遂行にとって決定的な一翼を担うものなんです。ところが、その自衛隊が周辺事態法じゃ、危なくなったら逃げますと、そもそも危ないところには行きませんと。大体、危ないところに行かずに本当に支援活動ができるのかと。こんなことは当たり前の話ですよ、本当にこれはそれを取っ払おうと、これはだから、じゃ、それを取っ払おうということでしょう。(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 静粛に願います。

○筆坂秀世君 それを取っ払おうというのが武力攻撃事態法案だ。今、みんな自民党席笑ったけれども、正にそれを取っ払おうということでしょう。そこにねらいがあるんじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 御質問の意図がだんだん分かってまいりましたが。

要するに、予測事態において私どもが何ができるかということは、これから御議論を賜ることだと思っております。これから予測事態において私どもが米軍の支援に対して、支援として何ができるか、これは正しく米軍支援法の中身にかかわることでございます。まだ法律ができていないことを前提にしてあれこれ議論することに意味があると私は思っております。

しかしながら、はっきりしておりますのは、じゃそれを取っ払ってしまったら、集団的自衛権のものではないかと、一体化論というものをやめてしまおうとしているのではないかと、そういう意図は私どもにはございません。

その事態がどういふような事態であるのか、周辺事態であるのか予測事態であるのか、あるいは我が国に対する武力攻撃というふうになり我々として個別の自衛権を行使する場面であるのか、その場面場面において私どもがやれますこと、あるいは米軍に対して支援ができますこと、それがおのずから決まってくることでございます。

憲法に禁ぜられておるといふふうに政府が考えておりますところの集団的自衛権の行使に踏み込むようなことをなし崩し的に考えておるのであるという御指摘であれば、そのようなことにはなり得ないと思っております。

○筆坂秀世君 長官は、これは三月五日の参議院の予算委員会でおっしゃっているんですよ。水、油、そういうものの補給は米軍にとっても必要なオペレーションであると、そのときに、これは危なくなりましたからさようならといった場合に何が起るんだらう、同盟国とは何だろう、実際の現場で本当にそれがもつのかと、さようならではもたないかと。つまり、さようならと言わないうようにするということじゃないんですか。

だから、あなたね、今、二年後に米軍支援法を作ると、今これ議論することが意味ない、とんでもない話ですよ。その米軍支援法がどうなるのか。武力行使と一体化しないのか、そういうこと

は絶対やらないのか、戦間地域には行かないのか。だって、予測事態というのはまだ予測事態だ、あくまでも、武力攻撃事態じゃないんですから。そのときに、そこに入っていくのか、一体化するのか。これがはっきりさせないで、これこの法案の中心問題でしょう、本来は。それはまだ出てきていないです。しかし、議論することに意味がないというのは何事ですか。重大な問題じゃないですか。あなた方は、それ、そのところを聞いているんですよ。意味がないじゃ、そんなことで済まされないですよ。

やるのかやらないのか、どっちなんですか。○国務大臣(石破茂君) その法律は、これから先政府全体として議論をしまっていることでございしますので、私がそういうことを前提にして申し上げることは適切ではないということを申し上げておるわけでございます。

憲法に触れるような、憲法に反するような、そういう法律が成り立つはずがないということは委員よく御案内のとおりでございます。

○筆坂秀世君 そんなもの駄目、これ答弁になっていないですよ。

憲法を守るのは当たり前だと、そんなことは当たり前だと。しかし、あなた方、そう言いながら一体幾ら破ってきたんですか。何言っているんですか。そんなことじゃ駄目ですよ、ちゃんとはっきりしなさい。

対米支援法では戦間地域に行くのか行かないのか、武力行使と一体化するのかしないのか、それちゃんと答えなさいよ。それちゃんと答えなさい、これ答弁になっていない、そんなことは。

○国務大臣(石破茂君) 繰り返しの答弁になって誠に恐縮でございますが、それはこれから議論をされることですが、集団的自衛権というものの行使というものが認められない、これは政府の立場として一貫しておるわけでございます。

ですから、一体化をなし崩しにするとか何とか、そういうようなお話がございしますが、集団的自衛権に触れるような、そういうようなことがで

きるはずもない、そのような立法があり得るはずもないということでございます。

これでお許しをいただきたいと存じます。

○筆坂秀世君 結局、答弁回避しているんですよ。集団的自衛権になるようなことはしないと書いてあるだけです。そんなこと分らないじゃないですか。

大臣、しかし、この法律の中心の一つは対米支援でしょう。どう対米支援、アメリカ支援どうするかが中心問題じゃないですか。それについて全く方向を明らかにしていない。言っていることは、憲法を守りますと言っていることだけじゃないですか。何を言っているんですか。

だから、制約取り払うのか取り払わないのか、どっちなんですか。対米支援法では周辺事態法と同じような制約を設けるのか設けないのか、どっちなんですか。その方向もはっきりさせないで、一体何を今後検討していくんですか。そして、アメリカはそれを取っ払えと要求しているじゃないですか。それ、何で明言できないんだ。

○国務大臣(川口順子君) まず、マイケル・グリーンが言ったと委員がおっしゃられたことですが、彼は元々NSCに入るまでは学者でございます。今おっしゃった、引用なさったことがどの時点で出てきたかということであるかと思えます。少なくとも、NSCの部長としてのマイケル・グリーン氏から日本政府はそのようなことを聞いたことはないということを申し上げたいと思えます。

それから、先ほどのおっしゃっている御質問でございますけれども、武力攻撃事態においては、いかなる支援をするかということについては、先ほど来、防衛庁長官がおっしゃっていらつしやいますように、これは、具体的にはこの法案成立をさせていただいて、そこで示された枠組みに基づいて事態対処法制の整備の中で検討していくということでございます。

具体的に中身が明らかではないじゃないかということをさっきからおっしゃっていらつしやいます。

すけれども、これについては正に今後、議論を具体的にしていこうということでございますし、将来、必要があれば、その時点で国会にそういうことをお諮りをするということになると思えます。

○筆坂秀世君 結局、答えられないんですよ。そのところは。結局、戦闘地域に行くとも行かないとも、武力行使一体化原則を、一体化禁止原則をそのまま続けたともあるいは破るとも言わないんですよ。それは何でかと、それは、そこを破るためにこれ今やろうとしているんですよ。それ隠しているだけですよ。

だって、アメリカのこの戦争がどういうものですか。例えばイラク戦争見てごらんない。三十数万の軍隊を事前に集結させて、何か月も前から先制攻撃やるといって、何千という戦車や航空機やあるいは車両を投入する、そうやってやるわけですよ。そして、これ、イラク戦争のアメリカのコンバットゾーンですが、イエメンを除いて、この色の付いているところがそうです。(図表掲示)これは、水のところは海ですね。それと、これは陸地ですよ。これだけ広大な地域なんです。ここで展開して、三十数万の軍隊、展開したんですよ。そのときに、それを後方から支援するという日本の役割が、これは別ですよ、イラク戦争は、イラク戦争は別ですが、それが戦闘地域には入りませんと、一体どこから支援するんですか、それは。だから、それを取り払って言うんです。

しかし、周辺事態法は、少なくとも建前は、戦闘地域には入っていないという建前になっているんですよ。だから、周辺事態法適用だったらコンバットゾーンには入っていない。だから、戦闘地域にも入らないう、アメリカの側からすれば、何だと、日本の自衛隊は肝心なところに入らないじゃないかと、こうなるわけでしょう。だから、アメリカは戦闘地域にまで入ってこいという要求をしているんじゃないんですか。それにこたえようというんじゃないんですか。それははっきり言わないんです、言えないんです。それはそうです。言えば、これは武力攻撃事態法案、大変なことに

なりますから、予測事態で戦闘地域に入っていくとなれば。当たり前ですよ。だから、それを隠しているだけなんです。

しかし、あなた方は既に、現実には、戦闘地域に入っていない、武力行使一体化はしないんだと、こういう原則、既に破っているんですよ。例えば、テロ特措法で派遣された自衛隊の補給艦「ときわ」がアメリカのイラク戦争のコンバットゾーンに指定しているオマーン湾、ここですよ。(図表掲示) オマーン湾、ここです。ここでアメリカの補給艦に約二十万ガロン補給する。それが空母キティホークに補給された。これは石川統謀議長も認めています。開戦前だと、まだ戦争が始まる前だと、イラク戦争が、というふう

に弁解しています。しかし、この時点で、空母キティホークはイラク南部の飛行禁止空域での監視爆撃行動「ササンウオッチ」と言われていますが、これに参加しているんですよ。

要するに、アメリカのニーズがあれば、コンバットゾーンであろうとそういうところでも入っていく、これを実際に自衛隊の艦船はやっているということじゃないですか。現に、もう破っているんですよ、そうじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) この答弁、何度も申し上げたかと思いますが、御理解をいただけないようでございますので、もう一度申し上げます。

コンバットゾーンとは何なんだろうかということでございますが、コンバットゾーンというのは戦うところと今お話がありました。普通そういうことになってしまいうわけでございますが、コンバットゾーンというのは、よろしいですか、当該地域に派遣されている米軍人の手当、税制優遇措置等、福利厚生観点から設けられているものでございまして、軍事行動における米軍の活動地域をそのまま意味するものではないということは何度も答弁を申し上げているとおりでございまして、それをコンバットゾーンは戦闘地域だという前提において御議論をされますと、そういうような話になります。

ということ。

そして、「ときわ」の補給につきましても、これも何度も答弁申し上げておりましたが、これはテロ特措法の範囲内で行ってございまして、これは合衆国と我々との間で交換公文を締結をし、テロ特措法の趣旨をよく理解し、その目的の範囲内でしか使わないということを確認しておるものでございまして、したがって、何ら問題のあるものとは考えておりません。

○筆坂秀世君 何も分かっていないんですよ。何も分かっていない。分かっていてそう言っているのか分かっていないのか、どっちかですよ。

大体、コンバットゾーンについてアメリカの統合参謀本部はどういうふうに行っているかといえ、戦闘部隊が作戦遂行のために必要とする地域というふうな規定しているんですよ。兵たん地域とも明確に区別しているんですよ。兵たん地域はコミュニケーションゾーンというふうには呼んでいません。

福利厚生と言いますが、別にこれは福祉施設造っているんじゃないですよ。要するに、危険な地域なんですよ。戦闘で負傷したり死傷、死んだりする、だから給与体系を特別にしていると、こういうことなんです。

例えば、これはアメリカの陸軍幹部学校の教本です。コンバットゾーンについてどう言っているか。射撃、砲撃は毎日発生する、死の恐怖は広がっている、コンバットゾーンではいつでも敵が現れるかもしれないが、常にストレスがあり、不確実性に満ちているというふうな指摘しているんですよ。そういうところなんですよ。

しかも、テロ特措法で行っているんだということをおっしゃった。しかし、石川統謀議長、何と言っているか。このキティホーク、これがテロ特措法のためにキティホークが動いていると、それはアメリカを信じるしかないと言っているんですよ。

しかし、さっき私が言ったように、イラクに

する監視爆撃行動であるサザンウォッチにちゃんと参加しているんですよ。しかも、開戦前だということも防衛庁は言うんです。しかし、コンバットゾーンというのは開戦の前から指定されるんですよ。アフガンのときだって三週間前に指定されたんです。二月二十五日でしょう、補給したのが、「ときわ」が。二月二十四日の国防総省、ペンタゴンのホームページ見ると、既にその地域はコンバットゾーンに指定しているというふうに書いてあるんです。あなたの方の全くとまかしです。これは福利厚生と関係ない、何を言っているんですか。さつき自民党席からやじ飛んだとおり、戦うところなんです。正に戦場地域なんです。そういうことまかしで、実際には、ある制約を破って行っているんですよ。そして、その制約を今度は法律の上でも取り払おうというのがあなたの方のねらいなんです。

もういいです。だってあなたの答弁聞いたって、いいよ、もう同じことばっかりだから。

本当に私、周辺事態、これを武力攻撃予測事態、これ読み替えるだけで話がらつと変わってしまうんです。行けるようにするんです。制約取り払うんです。そこに本当に一番の大きなねらい。

もう一つ、私、時間がなくなってきましたからあれですが、新ガイドラインで約束したもう一つの問題に、施設の使用という問題がありますね。民間の空港、港湾の使用は周辺事態法で法的な義務とされました。新ガイドラインでは、しかし、新たな施設・区域の提供ということも約束しています。有事三法案の一つ、自衛隊法改正案では、予測事態の段階で陣地を作れることになっていますね、法案では。この土地は米軍に提供することが大きな目的の一つになっているんじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 私どもといたしましては、その陣地なるものは自衛隊の行動のためというふうに考えております。したがって、委員御懸念のような、それが米軍に提供されるというようなことを想定はいたしておりません。

○筆坂秀世君 川口外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 同じでございます。

○筆坂秀世君 これはおかしいな。去年の五月七日、川口外務大臣がこうおっしゃっていますよ。「今後の検討課題の、どういふ分野でということでございますけれども、対米支援、あるいは日本政府が米軍へ陣地として使用される施設・区域をより迅速に提供ができるような、あるいは緊急通行についても今後検討していく必要がある」とあなた答弁されているじゃないですか。

○国務大臣(川口順子君) 米軍への支援につきましては、先ほど申しましたように、この法制の示す枠組みに従ってこれから具体的に検討していくということでございます。それと先ほど委員の御質問の自衛隊法の改正の結果の話とは、これはまた別な話でございます。

○筆坂秀世君 いや、あなたが言う、日本政府が米軍へ陣地として使用される施設・区域をより迅速に提供できるようにというのはどういう意味なんですか。

○国務大臣(川口順子君) そういう事態が必要でございまして、それは日米地位協定に従いまして考えていくということでございます。

○筆坂秀世君 ですから、米軍への陣地提供も当然あるということでしょう。もちろん、それは自衛隊が新たに使うこともあるかも知れません。しかし、米軍に陣地を提供すると、新たに、新たな施設・区域を提供するというんですから、そういうことも当然あり得るということでしょう。

それはもう全くないということじゃないんです。米軍にはもう新たな施設・区域は提供しませんと新ガイドラインだって約束しているでしょう、あなたの方。それが全然ないとはあり得ないことでしょう。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたように、米軍に対してどういふ支援を行っていくかというところはこれから検討していくことを申し上げたわけですし、そういう意味では検討の課題の一つであると思います。必要であれば日米地位協定に従って考えていくということで、委員の御質問の、それが米軍への地位、自衛隊がその基地を、施設を求めて、それを米軍に渡す、貸す予定ではないかという御質問については、そういう具体的なことを今申し上げているわけじゃなくて、これは具体的な今後の検討課題であるということなんです。

○筆坂秀世君 委員長、ちょっと速記止めて。駄目だ、そんなの。駄目。小泉さん。それは間違っているよ。自分の答弁じゃないか。(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 再度、御質問願います。明確な答弁をお願いします。(明確な質問をお願いします)と呼ぶ者あり

○筆坂秀世君 だから、何を言っているんだ、五月七日に、あなたは、去年の、対米支援、あるいは日本政府が米軍へ陣地として使用される施設・区域をより迅速に提供ができるようなことを今後検討していくと明確に答えているじゃないですか。あなたの答弁ですよ。

○国務大臣(川口順子君) 具体的にいかなる支援を行うか、そのためにどのような制度が必要かというところはこれから検討いたしますけれども、先ほど来申し上げていますように、必要であればそれは日米地位協定に基づいて行っていくわけでございまして、そういう意味では、その中にはその施設・区域ということも入る可能性はありますけれども、それは今後議論をしていく、あるいは必要であれば日米地位協定の中でそれを行っていくということでありまして、自衛隊の基地の話とは違う話だということを申し上げております。

○筆坂秀世君 要するに、アメリカのニーズがあれば、要請があれば、米軍のための新たな施設・区域の提供もするということなんですよ。そのことを、結局それは否定はされなかった、お認めになった。

結局、私、今日二つの問題を言ってきました。周辺事態法というの典型的な対米支援法でした。だって、アメリカが戦争をやらなきゃ周辺事態法なんて動きようないんですから。それを、その制約を取つ払って、陣地の提供なんかは今度は罰則付きで強制的に土地の収用までやるんですよ。アメリカに新たな陣地を提供するために国民に罰則付きでまで動員していくと、典型的な正に極め付きの対米支援法、これが有事三法案なんだと。こんなものは絶対認められない、廃案しかないんだということを指摘して、私の質問を終わります。

○田村秀昭君 国会改革連絡会(自由党)の田村でございます。

有事法制の今審議でありますけれども、私は、現在の自衛隊、防衛庁のいろいろな問題点について総理に二、三、お伺いさせていただきます。共産党のような神学論争はいたしませんので、建設的な質問をさせていただきます。

まず、私は、歴代の戦後の総理大臣というのは、我が国の総理ですよ、自分の国は自分で守るといふ、そういう決意がなかったように思っています。

(委員長退席、理事阿部正俊君着席)

それは、そんなことないと言われるかもしれませんが、小泉総理は、私は、防衛大学の卒業式に、選挙区ということもあるんですけど、ずっと出席しておられる。防衛に対する思いが強い方だということに私は思っております。

そういう小泉総理は、我が国を自ら守る決意というものはお持ちなんですか、ちよつと確認のためにお答え願いたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 我が国は、我が国民の力で守らなきゃならない。政府として常にいざというときに、外国の侵略あるいは危険な勢力が日本国民に侵害しようとするときには断固たる決意を持って抵抗するぞ、戦うぞという決意を形に表したものが自衛隊だと私は思っております。

そういう点におきまして、これから我が国は我が国民の手で守るといふ決意を外国に誤解させないようきちんと整備していかなきゃならない。そういう意欲を持った国で初めて外国は支援

態法なんて動きようないんですから。それを、その制約を取つ払って、陣地の提供なんかは今度は罰則付きで強制的に土地の収用までやるんですよ。アメリカに新たな陣地を提供するために国民に罰則付きでまで動員していくと、典型的な正に極め付きの対米支援法、これが有事三法案なんだと。こんなものは絶対認められない、廃案しかないんだということを指摘して、私の質問を終わります。

の手を差し伸べる。日米安保条約があるから安全なんだというだけでは足りないと思います。不断の我が国自身の努力、相手国、侵略しようとする国に対して、この国は抵抗しない、いつ侵略しても手を挙げるな、何ら抵抗しないなどという、そういう安易な気持ちを侵略勢力に持たしてはいけません。そのための自衛隊であり、そのための今回の法整備である。しっかりとした防衛体制、防衛意識を持つことによって日米安保条約も有効に機能していく、抑止力として機能していくという考えを私は基本的に持っております。

○田村秀昭君 さすがに小泉総理、自らの国はきちっと自分で守るという決意を披瀝されました。そうであるならば、その戦士である自衛官に名誉と誇りと地位を与えないとおかしい。全然、名誉も誇りも地位も五十年前と少しも変わっていない。その辺はどういうふうにお考えなのか。

そして特に、後から申し上げますけれども、自衛官というのは我が国の社会の中で、命を懸けるという、自分の命を賭して勤務をするという特殊な組織でございますが、その最高位である統幕議長はなぜ証証官ではないんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは外交防衛委員会におきまして、常に先生から御指摘をいただいていることでございます。

先生おっしゃいますように、事に臨んでは身の危険を顧みずという宣誓は自衛官しか、自衛隊員しかいたしておりません。このところはきちんと考える必要があるという意識を私も持つておるところでございます。

証証官についてでございますが、統幕議長及び三幕僚長を証証官とするということにつきましては、証証官となっておりません政務官あるいは事務次官、それとの均衡をどうするかという問題があるというふうに聞いております。これはどっちが上でどっちが下だみたいな議論をしますと非常に妙な話になると思います。そういう議論を先生も考えておられるとは思っておりません。ほかとの兼ね合いでどうなのかという議論が必ずしも最

もその正当な、真つ当な議論だと私も考えておりませんけれども、これ今後とも考えていかねばならないことでございますが、政務官あるいは事務次官が証証官となっておりません、そういうことも併せて、しかしながら、そういうような服務の宣誓をやっている者の最高位としての統幕議長、幕僚長というものをどう考えるか、また今後とも御教導を賜つてまいりたいと思つておる次第でございます。

○田村秀昭君 自衛隊の行動は防衛庁長官の命を受けて幕僚長が執行するのであつて、事務次官は省内外の事務を総括するわけで、全然内容が、職務が違ふ。そういう点において、最高裁判所長だとか特命全權大使とかみんな証証官ですが、証証官になつていない。命を懸けて国を守る人たちの最高位の人たちは自衛官の人たちにとつて歴代の政権というのはもつとそういうものを大切にすることをしないのか。そのまま、今までも大丈夫だったからそのままにしようということだと思ふんですが、そういうふうにお答えになつた内閣総理大臣もおられますけれども、その点、総理のお考えをお尋ねいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、日本国民として自衛隊に対して何か他の国と違つて特別の感情を持つてゐる、言わば自衛隊を軍隊として認めたがらない、これはやっぱり戦争の経験が大きく影響してゐると思ふ。

言わば、これは私自身の考えでございますが、戦争中、いわゆる第二次世界大戦において、日本の軍隊に対して多くの国民が、日本国民を守つてくれたという感情以上に日本国民を抑圧したという気持ち強く持つてゐるんだと思ふ。アメリカの軍隊は違います。よその国の軍隊は、自国の国民を守るためだと、自国の国民を解放するためにあるんだと、自国の国民を侵略から防ぐためにあるんだという、そういう意識を強く持つてゐるんだと思ふ。ところが日本は、第二次世界大戦、これにおいて指導部は過酷な要求を一般国民に押し付けたんじゃないかと。軍隊も、アメリカ

カの軍隊に比べると、輸送とか補給とか装備とかに加えて、十分な手当てをしなかつたんじゃないかと。あるいは、特攻隊というような、若き青年たちに非情な要求をしてあのような貴重な命を散らした。これはやっぱり軍隊を持つたからだという、軍隊に対する反感がよその国よりも非常に強いんだと思ふ。

そういう戦争体験、軍隊に対する一つのアレレギー、これが今まで、戦後、防衛論争、憲法論争には強くにじみ出ている。だからこそ、自衛隊という組織に対して、軍隊としてなかなか認められない。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

しかしながら、最近ようやく、やはり我が国においても軍隊の組織は必要だという気持ちを持つてゐる国民が多くなつてきた。危険はいつ起こるか分からない、脅威がいつ起こつても不思議ではないという状況になつてきて、やはり我が国においても、侵略勢力に対して、あるいは日本国民に危害を与える勢力に対しては、しっかりとした抵抗組織、対抗組織を持たなきゃいかぬという気持ちだんだん沸き上がつてゐるんだと思ふ。

そういう中で、かつては自衛隊を平和維持活動に送るときでも戦争に参加するんだという反論が巻き起こりました。しかし今、しばらく時間がたつと、やはり自衛隊の組織でなくては、いろいろな普通の国民ではできない活動があると、平和維持活動だつたら自衛隊派遣してもいいというのが大方の国民の私は気持ちだと思ふ。だんだん変わつてきてゐるんです。

これからは私は、自衛隊というのが将来やはり我が国の平和と独立を守る軍隊であるということ、が正々堂々と言えるように、将来やはり憲法を改正するというのが望ましいという気持ちを持つておりますが、いまだにその機運にはまだ至つていない。それは戦争の痛手、これを強く感じてゐると。やはり本来の軍隊というのは、自国民の独立と平和を守るものと、自国民を侵略から防ぐも

のだと、そういう気持ちで、やはりほかの国と違つて、手痛い戦争の敗戦、これが大きく影響してゐるのではないかと。

私は、いずれ、民主主義的な軍隊というのはあるべきか、一國の国防というのに対して、独立国としてどのような戦間組織を持つかという健全な意識が芽生えれば、今、田村議員が指摘したような、事に臨んで身を挺して危険を顧みず任務を遂行するという自衛隊諸君に対して、正当な名誉と地位を与える機運が盛り上がりつつあることを期待しております。

○田村秀昭君 私は、自民党政権によつて作られた防衛大学の一期生であります。戦前の軍隊とは全く無関係であります。にもかかわらず、戦前の軍隊のいたしたことによつて、今、総理がおつしやつたそういう負い目を、ずっと軍隊なるがゆえに、自衛隊なるがゆえにそれを負つていけと、そういう厳しいごさたでありますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 二度と戦前のような軍隊を持つてはいけなかつた、また他國を侵略するような意思を持つような人を指導者にはしていけないと、してはいけなかつた、そういう反省の気持ちを持つて、戦後一貫して日本の指導者なり日本の国民は当たつてきたと思ふのであります。

○田村秀昭君 自衛官は、先ほど申しましたように、服務の宣誓というのをいたします。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の完遂に努め、」云々というのに宣誓署名をいたします。

こういう、事に臨んでは身の危険を顧みずということ宣誓している組織は自衛隊以外にありません。警察はそれに近いんですが、「公平中正に警察職務の遂行に當ることを固く誓います。」と、これ命を懸けるとは言つていない。

そういう服務の宣誓をするんですが、そのことについて、まず、総理はどういう御所見をお持ちですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 他に類を見ない、事に臨んで身の危険を顧みず任務を遂行すると。しかしながら、正当な地位と名誉を与えられ

ていないという状況にありながら、自ら志願して自衛隊に参加している諸君に心から敬意を表したいと思ひます。

○田村秀昭君 それで、防衛庁長官は、防衛庁長官及び副大臣、政務官はこの職務の宣誓はしていないんです。自分の部下はみんな命を懸けると言っているのに、その最高指揮官である内閣総理大臣及び防衛庁長官はこの職務の宣誓をやっておられない。少なくとも防衛庁長官には、総理から、なぜ宣誓しないのかと、職務の宣誓をやったかどうかとおっしゃっていただきたいなど私は思うんですが、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、防衛庁長官にしても総理大臣にしても、職に就けばいつ身を挺してもいいという覚悟で私は職務に当たっていると思ひます。

○田村秀昭君 それはそのとおりだと思いますけれども、みんな職務の宣誓をやっておるわけですから、その最高指揮官である防衛庁長官、内閣総理大臣は職務の宣誓をおやりになるのが、そういう部下を統率する上に必要なことではないだろうかと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) すべて職務規定とか法律以前の問題だと思ひます。

○田村秀昭君 そういう職務規定以外の理念できちっとやっておられると、そういうふうに出て止めてよろしいんですか。(発言する者あり) 最高指揮官の覚悟ですか。はい、分かりました。いいよ、そこ答弁しても。自民党の総裁だから同じじゃないですか。

次に、防衛庁を国防省にすると、したいという、これはどの国でも防衛、ディフェンスエージェンシーというのは、エージェンシーじゃなくてミニストリー、省でありますので、私は特に形だけそういうふうになったらいというふうに言っている人ではないんです。

防衛庁長官というのは、防衛庁は大臣庁でありますけれども、内閣法による主任の大臣ではないので、所管の法律案の制定とか改変、改廃につ

いて閣議の開催を要求する閣議請求権を有しておられない。しかも、防衛庁の所掌事務は量的に極めて膨大であつて、総理府を経由して事務処理を行うという非効率性はもう是非とも改善しなきゃいけないというふうに思つておるんですが、防衛庁の省への昇格について総理がどういうふうにお考えなのか。総理がやれと言つたらもうすぐなるんじゃないかと私、思ふんですが、いかがですか。

り組むという申入れをしようだいをいたしておるところでございます。どうか政治の場におきまして、防衛庁の省移行につきまして引き続き御尽力を賜りますように私もどもとしてお願いを申し上げる次第でございます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、国民の意識がどのように変化してくるかということも見極めなきゃいけないと思つております。

○田村秀昭君 どうぞよろしく防衛庁長官も御尽力いただくようお願いしたいと思ひます。

今、ようやく、タブーと言われていた有事の議論もタブーでなくなりました。与野党対決法案と言われたこの有事関連法案も、与野党合意の下に衆議院を通過して、今審議が行われております。そして、憲法改正も、国会に調査会も設けられ、野党の中にも憲法九条は改正すべきだという、堂々と言う方も出てまいりました。五十年前には考えられなかったことであり、かつて社会党の委員長も、自衛隊は違憲でなく合憲であるということとを総理大臣になつて表明されました。日米安保条約があると日本は戦争に巻き込まれると言つていた勢力も、日米安保条約は日本にとって必要だと言つてようになってまいりました。いろいろ時間がたてば変わつてまいります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 外国の侵略に対して戦う集団ということになれば、外国から見れば軍隊と見られても当然でしょう。しかし、日本では憲法上のいろいろな規定もあります。自衛隊を軍隊とは呼んでおりません。そこが不自然だから憲法を見直そうじゃないか、いろいろ議論が今出ております。

いづれ国民により、自国の戦闘組織に対して、やはり自分たちはできない大変危険な仕事、きつい仕事、身を挺してやる仕事に従事している諸君に対してしかるべき名誉と地位を与えようという機運がいずれ時がたてば来ると思ひます。その時期を見極めて私は判断したいと思ひます。

私は、自衛隊なくともいいという方もかなり日本国民にはおりますが、それは極めて無責任な考え方だと思つております。戦闘組織がなくてもいいということとは、一般、何にも訓練の必要ない市民に戦えということでもあります。あるいは降参しろということでもあります。泳げない人に海飛び込めと言つて、そんな酷なことはありません。常に泳げる人、訓練している人が外国の侵略に対して戦う訓練をふだんからしている、そういう組織が自衛隊である。しかし、日本はそれを軍隊とは呼んではいけないということになっている。ですから、自衛隊と呼んでおられるんです。しかし、外国人から見れば、外国の侵略に対して戦う自衛隊というのはやっぱり軍隊と見ているでしょう。

○田村秀昭君 そういうことですと、総理は、言っておられるのは、最高指揮官ですから、自衛隊の、

憲法上許されないの自衛隊という名前を使つていると、軍隊持てないから。だけれども、実質的には軍隊であると、そういう認識をお持ちなのか、いや、そうじゃないのか、ちよつともう一度総理の御認識を承りたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 自衛隊を軍隊とは言つてはいかぬと、そういう議論さえしていい、してはいけないという時期がかつてありました。だから、戦車のことを特車と言つていたでしょう。しかしながら、私は実質的に自衛隊は軍隊であらうと。しかし、それを言つてはならないということとは不自然だと思つております。

○田村秀昭君 私は昭和三十三年に防衛大学を卒業したわけですが、そのときに今のようなことを、今、総理のおっしゃつたようなことを、間もなく軍隊になるからしばらく我慢しろみたいなことを言われて、そのときまだ十九歳ですから、前途有用な、有望な青年たちがみんなそう思つて、そのうちになるんだ、なるんだと、自分たちでならすわけにいかないものですか、国会議員じゃありませんから。ずっと待つていたんですが、もう五十年以上たつてもなつていないと。そういう思いをしている人たちが、反対をしている人もいるかもしれないけれども、一生そう思つてきた人たちがいるということとを総理は是非御認識を賜りたいと思つております。

それで、最後にお尋ねいたしますが、私は、やはり自衛隊の位置付けを不明確なまま、今申し上げたような不明確なままに緊急事態法が成立しても、それを実際にやる大本の自衛隊というのがそういういろいろな問題点を含んでいるということ

憲法上許されないの自衛隊という名前を使つていると、軍隊持てないから。だけれども、実質的には軍隊であると、そういう認識をお持ちなのか、いや、そうじゃないのか、ちよつともう一度総理の御認識を承りたいと思ひます。

で、それをきちつとしない限り、本当に国家国民のために有効な法律なのかどうかということに若干の疑問を持っているわけです。もちろん自由党は賛成ですので反対はいたしません、そういう危惧を持っているということを上上げて、最後の質問といたします。

総理の御所見を承って、私の質問を終わりたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 防衛大学校第一期生の田村議員にとつてみれば、現状の自衛隊に対する在り方に対して憤慨される気持ちはよく理解できます。かつては防衛大学生に対して、一部勢力から不当な誹謗中傷が行われた時期もございました。しかしながら、そういう批判にめげず、黙々と努力されてこられた自衛隊諸君も立派だと思えます。

これからも、しっかりとした独立国として、自国の戦闘組織はどうあるべきか、また憲法はどうあるべきかという議論の中で、国民全体で我が国を守るんだと。そのために、いつでも身の危険を顧みず人々に対してしっかりとした体制を作るといふのは正に政治の責任だと思っております。

○田村秀昭君 大変どうもありがとうございます。

○田英夫君 朝から皆さんの御議論を伺っておりますが、戦争にまつわる大変厳しいはずの議論がいつも淡々と話されているといいます、大変私のような太平洋戦争で特攻隊で生き残ったという経験を持っている者にとつては心外であります。

武力攻撃事態というのは、そもそも一体、今までの日本語にはなかったことでありますが、なぜこういう言い方をするのか。要するに戦争の話じゃないでしょうか。また、有事とか武力攻撃事態とか、なぜそういうふうな言い方をするのか、国民の皆さんは分かりません。戦争を、戦争に対してどう対応するかという、それが有事の法案でしょう。

総理は、そもそもその戦争というものをどうい

うふうにお考えになっておられるのか、どういう状態を戦争というふうに通じておられるのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 戦争を望む人はだれもいないと思えます。戦争というのは、今、各国で絶えることなく、この歴史、人類史始まって以来何度か繰り返されてまいりました。人と人とが殺し合う極めて残酷な戦いでありました。二度とあつてはならないことであると思えます。

しかしながら、あつてはならないと思いつつ、人類、歴史を見るとなくなならない、常に最悪の事態に備えるというの、これまた政治の責任ではないかと思っております。しかし、戦争というのは残酷非道なものであり、これを避けるための努力は不断にしていかなきゃならないのもこのまた政治の当然の責務だと思っております。

○田英夫君 本日に人類の歴史は残念ながら戦争の歴史でありました。しかし、今冷静に考えると、これ以上戦争というものをやっていたら、考えなければいけない状態にある。世界じゅうの人が考えなければいけないと思えます。

戦争が終わったときに、今の憲法を作る、特に第九条を作る中心になられた時の総理大臣、幣原喜重郎さんが、後に後輩に対してこういうことを言っておられる。

自分はあの広島、長崎の原爆の体験の中から、もう日本は二度と再び戦争をしてはならないと思う。じゃ、どうしたらいいのか。それには武器を持たないことだと思いつた。つまり、非武装だ。非武装などと言うと狂気のさたと言われるかもしれない。しかし、戦争で人間が殺し合うことと非武装とどっちが狂気のさただろうかと、こういうことを言っておられる。それが凝縮したのが憲法第九条だということでもあります。

私の戦争の体験の中からも、本日に明日の朝までに特攻隊を志願するかどうか決めると言われたときの苦悩ですよ。これは本日に二度と再び我々の後輩にそういうことを体験させてはならないと思ひましたね。

多くの戦友が死んでいきました。そういう中で、彼らは、ちょうど私どもは二十二、三歳、大学に入つたばかりで学徒出陣で出ていきましたから、本来なら前途洋々たる人生があるはず。それを戦争のためにそこで断ち切られて命を失つた。正に無念の思いですよ。

こういうことを二度と再びやつてはならないというその気持ちから申し上げるんですが、戦争というのは要するに人間が人間の名において殺すことです。私は本心に思ひます。殺す話ですよ。だから、兵器というものはいかに効率よく相手を殺すかということと人間は考えてきた。弓矢から始まって、鉄砲になって大砲になって、そして今核兵器ですよ。生物化学兵器ですよ。今度のイラク戦争で使われたクラスター爆弾というのを自衛隊も持っている。このクラスター爆弾というのは、ベトナム戦争で使われたボール爆弾が進歩といえます、改良されたものです。私もベトナム戦争にジャーナリストとして取材に行きました。そのときに使われたのがボール爆弾という、野球のボールぐらいの大きさで、真ん中のあるところに当たるところに火薬が入っている。周りが鉛で、その鉛の中にちようどパチンコの玉ぐらいの鋼鉄の弾が埋め込んである。それを三百個ぐらい入れる大きな容器に入れて、戦闘機が、戦闘爆撃機が抱いて相手の上に行つて投下すると、空中でそれが開いて中から数百個のボール爆弾が落ちてくる。地上に激突すると爆発する。そして、このボールが、鋼鉄の弾が飛び散る。正に殺人兵器ですよ。それを今度改良して、缶ビールぐらいの大きさのようすけれども、子爆弾が飛び出してくるのはクラスター爆弾ですよ。殺人兵器、しかも極めてむごたらしく人を殺す、それを自衛隊が持っているというのは一体どういうことですか。専守防衛の自衛隊がこれは何に使うんですか。どういう場面です。その目的は、防衛庁長官、どういうことなんです。

○国務大臣(石破茂君) クラスター爆弾についてのお尋ねでございます。

委員御案内のとおり、クラスター爆弾を作っております国というのは世界じゅうに三十三か国でございます。保有しておる国は五十六か国でございます。何も日本国自衛隊だけがそのような残虐な兵器を持っているというような御指摘であるとすれば、製造している国は三十三か国であり、保有をしている国は五十六か国でございます。

クラスター爆弾というのは、子爆弾というものを保持しておくことは委員御指摘のとおりでございます。これが通常爆弾とは何が違うのかといえ、広範囲の敵に対して攻撃を仕掛ける場合にこちらの方が効率がよいことはございます。そして、それでは不発率が高いのかといふことでございますが、私ども、今日の新聞にも一部報道がございました、あの数字にもいろんな議論がございしますが、格段クラスター爆弾の不発率が高いといふふうには承知をいたしておりません。

私どもは、このクラスター爆弾というものをやむを得ず使用いたします場合には、当然のことでございますけれども、民間人の避難、これはもう朝からずっと申し上げているところでございします。民間人の方々にまず避難していただくということが第一でございますし、仮に敵を、侵害を排除した場合、民間人が戻ってくる、そこでクラスター爆弾を拾つてけがをするとかそういうようなことがないように、敵の攻撃というものを排除した場合に、民間人の方々が戻られる場合も、そういう危険がないということを確認してからでなければ戻っていただくことはあり得ません。要は、この兵器をどのように使うかということでございます。この兵器を保有していることがすなわち残虐な行為といふことには当たらないものと考えております。

○田英夫君 持っている国がたくさんある、作っている国もたくさんあるということを言われまして、たけれども、日本はそういう国と違うんだということ、改めて若い皆さん、考えていただきたい。日本国憲法というのは、先ほどの幣原さんのお言葉のとおり、そういう中で作られた、日本は普

通の国じゃないんですよ。この間、ある新聞の政治部長が、衆議院をこの法案が通過した日の翌朝の朝刊に書いておる、署名入りで書いておりましたが、これで日本は普通の国になったという書き出しですよ。それでいいんですか。日本はそういうことではないという決意をしたんじゃないんですか。あの戦争の広島、長崎などの貴重な体験の中から、多くの犠牲者の中から我々はそういう決断をしたはずですよ。このことをもつともっと重く考えていただきたい。

戦争というのは本当にどういふものか。人間と人間が殺し合うということをまだ続けていっているのか。サバンの猛獣だって共食いはしませんよ。本当に人間だけがそういう人間同士の殺し合いということをまだやってると。アメリカのブッシュ大統領のイラク戦争に突入していくとさのやり方などは、本当に人間がやってはならないことの模範のような、モデルのようなことをやっているじゃないですか。しかも、日本はあるいふ憲法を持っているということをもっと重く考えていただきたい。

いや、それどころか、三年前ですか、これはちょうど衆議院の速記録が手に入りましたから持ってきましたけれども、戦争決別宣言というのを、つい三年前にやっただけですよ。しかも、与党の皆さんが提案をして、小淵さんが亡くなった直後です。その本会議では、まず小淵さんの追悼の演説があって、その後、衆議院ではこの戦争決別宣言という決議をやっている。

唯一の被爆体験を持つわが国は、日本国憲法に掲げる恒久平和の理念の下、歴史の教訓に学び、国際平和への貢献に最大限努力するとともに、九州・沖縄サミットを契機に、日本はじめ各国が国家間の対立や紛争を平和的な手段によって解決し、戦争を絶対に引き起こさないという誓い合うことについて、世界に向け強く訴えるという、これが正に戦争決別宣言。

このことを今大事にすべきじゃないですか。
○国務大臣(石破茂君) 総理が御答弁なさいまし

たように、私どもは、戦争をするための有事法制だということは思っておりません。

ただ、今のままで平時の法体系でいった場合には超法規定なければできない。それは法治国家として許されることではない。日本はいざとなればいろんな法の障害があつて自衛隊は整然と動けない、そして国民が避難するための手だても整っていない。そうだとするならば、日本に攻撃を仕掛けたとするならば自衛隊は行動はできない、民間人は避難できない、それでは乾坤一てきやってみようかという誘惑を抑えることができない場合もあり得る。したがって、自衛隊は整然と行動でき、そして民間人が整然と迅速に避難できるようにという法制を作ることが日本に対して攻撃を仕掛けようという誘惑を抑止することになるといふふうに私は考えておるところでございます。

そして、先生が今御指摘になりました戦争決別宣言、正しく戦争から決別することを実効あらしむためのこの有事法制であるといふふうに私も考えておりました、この宣言を実行するためにきちんとした法的な整備をする、それが今回御審議を賜っておる有事法制だという理解をいたしておるところでございます。

○田英夫君 時間がなくなりました。

細かな具体的な問題については改めて議論をしたいと思いますが、私は、やはりこの国会決議を受けて、政府が日本は戦争をしない国だと、不戦宣言を世界に向かってすべきだということを強く申し上げたいと思います。改めてそのことの具体的な提案をさせていただきます。

終わります。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、有事関連法案反対に関する請願(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一号)(第三二号)

(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)

(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)

(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)

(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)

(第五三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)

(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)

(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)

(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)

(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)

(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)

(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)

(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)

(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)

(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)

(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)

(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)

(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)

(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)

(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)

(第一一七号)(第一一八号)(第一一九号)(第一二〇号)

(第一二一号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)

(第一二五号)(第一二六号)(第一二七号)(第一二八号)

(第一二九号)(第一三〇号)(第一三一号)(第一三二号)

(第一三三号)(第一三四号)(第一三五号)(第一三六号)

(第一三七号)(第一三八号)(第一三九号)(第一四〇号)

(第一四一号)(第一四二号)(第一四三号)(第一四四号)

(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)

(第一四九号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五二号)

(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)

(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)

(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)

(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)

(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一号)(第一七二号)

(第一七三号)(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)

(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)

(第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)(第一八四号)

(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)

(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)

(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)

(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)

(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)

(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)

(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)

(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)

一、有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)

一、有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願(第九三五号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三一号)(第一〇三二号)(第一〇三三号)(第一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四一号)(第一〇四二号)(第一〇四三号)(第一〇四四号)(第一〇四五号)(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)

一、有事関連三法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願(第三四七号)

一、イラクに対する武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願(第一四四一号)

一、有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願(第一六二四号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七一五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二一号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)

一、憲法違反の有事法制の撤回に関する請願(第一六七八号)(第一六七九号)

一、有事法制と民族差別強化反対に関する請願(第一七四〇号)(第一七五三三三)

一、有事法制阻止に関する請願(第一七四九号)

第二八号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市横山四ノ七ノ四

紹介議員 小泉 親司君

有事関連三法案は、有事法制は許さないという広範な国民世論の広がりと国会での追及で、成立が阻止された。ところが政府は継続審議とし、通常国会での成立をねらっている。政府自身、今、日本に大規模な侵攻を企てるような外国勢力はないことを認めている。有事法制は、日本を守るものでなく、アメリカの戦争に参戦協力するため、自衛隊が海外で武力行使できるようにするものである。アメリカはイラク攻撃を公言しているが、こうした無法な戦争に、自衛隊が参加することになりかねない。そして、有事法制は、自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先し、特権を与え

るとともに、国民を強制的に動員する、憲法破壊のかつてない悪法であり、日本を戦争をする国につくり変えてしまう法案である。地方自治体、電力・ガス会社など指定公共機関、医療、運輸・交通、土木・建築などの民間業者や従事者を始め多くの国民が、強制的に協力させられる。物資保管命令を拒否すれば罰則まで科せられる。また、土地や建物、食料品など、国民の財産が奪われ、言論・表現の自由など基本的な人権が踏みじられる。さらに、国民保護の名の下に、国民の自由と人権をあらゆる面で踏みじる法律の制定も準備されている。今、日本が行うべきは、戦争を準備するのではなく、イラク攻撃に反対し、憲法第九条をいかにした平和外交を進めることである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、有事関連法案を成立させないこと。

第二十九号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都八王子市大塚二一〇ノ二四

紹介議員 沼田芳孝外二百八十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三〇号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田五ノ一ノ九 赤塚憲治外二百八十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十一号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島一ノ一ノ三

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十二号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市幸区小倉二七七 山田三善外二百八十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十三号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市青木一ノ一ノ三

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十四号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市港北区高田西三ノ三ノ三

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十五号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越四ノ三三ノ四一

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十六号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市幸区下平間四八 星野由雄外二百八十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十七号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区平安町一ノ四五ノ一

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十八号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市御園三ノ七ノ八

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第三十九号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市御園一ノ一ノ一

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四〇号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市幸区小倉一、三一〇ノ四

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四一號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市旭区今宿東六七一 西村勇之外二百八十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四二號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区南瀬谷二ノ一八ノ二

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四三號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県逗子市小坪三ノ一四ノ七

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四四號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市堤一四ノ一〇

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四五號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区駒岡四ノ八ノ三二

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

第四六號 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 新井英夫外二百八十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二十八号と同じである。

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪四ノ五一
ノ一三 秋野ひろみ外二百八十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七号 平成十五年一月二十二日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南一ノ一二
ノ一二 鈴木茂子外二百八十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六九号 平成十五年一月二十二日受理

有事法制反対に関する請願

請願者 岡山県苫田郡鏡野町小座三ノ一
早瀬宏祐外五千四百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

有事法制関連三法案は、我が国の平和憲法を踏みにじり、米軍の戦争へ参戦させるために、海外での自衛隊の武力行使に、初めて公然と道を開き、国民の人権と自由を侵害し、強制動員する、かつてない悪法である。この国民抑圧と同一線上で出てきた「人権擁護法案」は、真に国民の人権を擁護するものでなく、国民の人権救済の美名の下に、国家が国民の自由な言論活動を抑圧し、言論を管理統制する国民の権利侵害法、違憲法である。「人権擁護法案」は、(一)厳密な定義ができない「差別的言動等」と称した表現行為への国家の介入により国民の言論活動を抑圧するものである、(二)マスコミの自主的解決によるのではなく人権侵害からの救済と称したマスコミ報道への国家の介入に道を開くものである、(三)政府から真に独立した人権委員会の設置でなく、ただ法務省人権擁護局を横滑りさせただけのものである。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、有事法制の立法化を行わないこと。

二、憲法の平和主義の原則を守ること。

第一〇号 平成十五年一月二十三日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 和歌山県有田郡金屋町市場一四八
ノ一一 栗生昭外四千七百二十一

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一〇号 平成十五年一月二十三日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市小浜町二ノ二ノ三
西川美香外四千七百二十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇七号 平成十五年一月三十一日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市栄区上之町七ノ七 橋田英
洋外五万六千九百二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇八号 平成十五年一月三十一日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 大阪市生野区桃谷一ノ二ノ二
田中秀憲外五万六千九百一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五〇号 平成十五年二月四日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区伊勢町八ノ九 田口
幸子外三千三百六十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五一号 平成十五年二月四日受理

有事関連法案反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

請願者 川崎市川崎区観音一ノ二ノ四
寺山盛夫外三百四十名

紹介議員 小池 晃君

今、世界中が、アメリカのイラク攻撃を心配する中、二〇〇二年一月八日、国連安保理事会は決議一四四一を全会一致で採択した。この決議は、国連の枠組みでイラク問題を平和的に解決することを求めている。世界には、平和を守るためのルールがある。国連憲章は武力攻撃を受けた場合の自衛のため以外に武力行使を禁止している。アメリカが計画しているイラクへの先制攻撃は、この世界平和のルールを乱暴に踏みこむものである。世界でイラク攻撃反対の声が広がっている中、アメリカに追随している異常な国が日本である。小泉首相はアメリカの先制攻撃を「選択肢」として理解する。などと弁護している。また、戦争になった場合、どう支援できるか検討し、有事関連法案の成立をねらっている。日本国民は世論調査でも七七％(朝日新聞一九月四日付け)がイラク攻撃に反対である。イラク攻撃反対、核兵器の使用は許さない、有事関連法案を廃止という、国民の願いに政府はこたえるべきである。アメリカのイラク攻撃は、多くの罪のない市民を犠牲にする道理のない戦争である。国連憲章を始めとする国際平和秩序に対する蹂躪であり挑戦である。世界の多くの国が反対している。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、イラク攻撃に反対すること。

二、この戦争には一切協力しないこと。

三、有事関連法案を廃案にすること。

第二六九号 平成十五年二月五日受理

有事関連法案反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 京都市北区紫竹下本町八 小松敬
子外四百七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第二七六号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井四ノ二ノ二
齊藤芳夫外六千六百二十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七七号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市南町一ノ四ノ七
佐藤健一外六千六百二十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七八号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字松崎高谷二四〇
千葉昭一外六千六百二十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七九号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字百目木三〇ノ一
八 佐藤節子外六千六百二十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八〇号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町字志賀町一
ノ一〇ノ五 今野雄二外六千六百一十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八一号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都練馬区高野台三ノ三〇ノ一

四 佐々木レイ子外千六百二十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八二号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町字志賀町一ノ一〇ノ五 今野わか子外千六百二十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八三号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町羽衣町四七ノ二 高橋裕良外千六百二十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八四号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市春日町一〇ノ一 藤松秀明外千六百二十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八五号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大曾根四四八ノ一二 田所隆外千六百四十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八六号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒五ノ三七ノ一二 山本光信外千六百二十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八七号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大字二丁目三六〇ノ六 星川光男外千六百二十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八八号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市中ノ島町二ノ一一ノ四〇 藤崎進外千六百二十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八九号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市南仲町三ノ八ノ九 古河達幸外千六百二十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九〇号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市朝日町四一ノ六 齊藤和浩外千六百二十八名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九一号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市常盤町三ノ八ノ三三 渡部真央外千六百二十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九二号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市高栄東町四ノ六ノ一 五 渡辺鉄夫外千六百二十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九三号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 北海道北見市栄町三ノ二ノ三 伊藤三夫外千六百二十八名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九四号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都品川区大崎一ノ一九ノ九 木我寛外千六百二十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九五号 平成十五年二月六日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市緑町二ノ二四ノ一二 田部実外千六百二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五四号 平成十五年二月七日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区亀住町四ノ九 石山正弘外五百四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七五号 平成十五年二月十八日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野上門前町二七 池田勝次郎外二百四十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五一七号 平成十五年二月二十一日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市岩戸五ノ一四ノ二〇 中山信外四百一十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第六二〇号 平成十五年三月五日受理

有事法制三法案反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一一ノ七六 奥谷正男外九百三十五名

紹介議員 小泉 親司君

政府は、「武力攻撃事態法」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」の有事法制関連三法案を国会に提出し、今国会での成立をねらっている。政府は、有事法制が日本を外国の武力攻撃から守るための備えであるかのように言っているが、防衛庁長官自身が、日本が武力攻撃される現実的な危険はないと明確に述べている。有事法制の最大のねらいは、アメリカの戦争に日本が参戦し、初めて海外での武力行使に踏み切ろうとすることにある。アメリカの強い要求で一九九九年に作られた「周辺事態法」は、アジアでアメリカが軍事介入したとき、自衛隊が米軍支援を行う法律であったが、武力行使はしないということが建前とされてきた。ところが、「武力攻撃事態法」は、アメリカが海外で介入戦争を始めたとき、自衛隊が武力行使を含めて参戦できる仕組みをつくるものである。日本がどこからも攻められていないのに、海外での武力行使に踏み切ろうというのである。しかも、こんな戦争に国民を強制的に動員し、自由と人権まで縛ろうというのがある。有事法制である。法案では、すべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなどの指定公共機関や医療、輸送、建築・土木などの関係者も強制的に協力・動員を求められる。国民は、戦争に必要だと判断された

家屋、土地、物資を差し出すよう要求され、そのための調査を拒否したり、保管を怠ると、犯罪者として処罰される。加えて、有事法制を発動するかどうかを決定するのも、自治体や国民の動員を指揮するのも首相であり、国権の最高機関である国会はなすがしろにされ、首相の独断が横行する仕掛けとなっている。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

さきの日朝首脳会談において北朝鮮が認めた拉致・工作船による国家犯罪がまかり通っていたように、我が国における安全保障政策は決して十分とは言えない。日本人拉致は政府が認定した以外にも多数に上ると見られ、また工作船は対空ミサイルなどを重武装する軍艦並みの威力を持つていることが判明している。こうした事態を踏まえ、我が国の安全保障政策を抜本的に見直すべきと思われる。さきの国会では「武力攻撃事態法改正案」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」のいわゆる有事三法案が継続審議となったが、これらを今国会で早急に制定する必要がある。また、有事の際に国民の生命、身体及び財産保護を図る国民保護法制も併せて成立させることが望まれる。さらに、拉致を許した背景として、我が国には他国に必ず存在するスパイ防止のための法律がなく、それゆえに工作員が容易に侵入し活動したと指摘されていることを踏まえ、スパイ防止のための法律を制定することも不可欠と言える。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律を早急に国会で成立させること。

第六二二号 平成十五年三月五日受理
有事法制三法案反対に関する請願

第七二八号 平成十五年三月十日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市高野台二ノ一八ノ一
三 高橋豊子外四百四十九名

請願者 長野市栗田東番場五七二ノ三 両
角宗晴

紹介議員 池田 幹幸君

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第六二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第六三八号 平成十五年三月五日受理
有事関連法案反対に関する請願

第七二九号 平成十五年三月十日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市小谷田四五ノ二 奈
良隆三外二百七十八名

請願者 福岡県糟屋郡久山町久原三、五五
五ノ一六 玉石勝次外二百二十二
名

紹介議員 池田 幹幸君

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六一号 平成十五年三月六日受理
有事関連法案反対に関する請願

第七二八号 平成十五年三月十日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬五ノ七ノ一
藤野繁雄外三百三十二名

請願者 佐賀市光三ノ一四ノ四二三 平田
英明

紹介議員 池田 幹幸君

紹介議員 岩水 浩美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七二六号 平成十五年三月十日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

第七二九号 平成十五年三月十日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 佐賀市光三ノ一四ノ四二三 平田
英明

請願者 佐賀市光三ノ一四ノ四二三 石橋
靖民

もので、絶対に許されない。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、有事法制の立法化を行わないこと。

二、憲法第九条を守ることに。

第七九二号 平成十五年三月十三日受理
有事関連法案反対に関する請願

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市三春町五ノ八一
池谷晴美外十九名

請願者 京都市伏見区深草池ノ内町四ノ四
〇 蔵本敏男外三百五十八名

紹介議員 畑野 君枝君

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七九三号 平成十五年三月十三日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作一ノ九ノ二
二 酒井敬三外千九名

請願者 福岡県飯塚市大字下三緒一七八ノ
三七 塩見ゆう子外六百九十八名

紹介議員 畑野 君枝君

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七九四号 平成十五年三月十三日受理
有事関連法案反対に関する請願

有事関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字下三緒一七八ノ
三七 塩見ゆう子外六百九十八名

請願者 福岡県飯塚市大字下三緒一七八ノ
三七 塩見ゆう子外六百九十八名

紹介議員 大門実紀史君

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第七九九号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案反対に関する請願

有事関連法案反対に関する請願

請願者 福岡県西區生の松原三ノ一九ノ二
四 植村昇外五百五十九名

請願者 福岡県西區生の松原三ノ一九ノ二
四 植村昇外五百五十九名

紹介議員 大門実紀史君

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第八六七号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草池ノ内町四ノ四
〇 蔵本敏男外三百五十八名

請願者 京都市伏見区深草池ノ内町四ノ四
〇 蔵本敏男外三百五十八名

紹介議員 井上 哲士君

有事関連三法案は、さきの国会で有事法制に反対する広範な国民世論の広がりで、不成立となった。ところが政府は、継続審議とし、国民保護という名の国民統制にかかわる法制を整備し、この国会での成立をねらっている。しかし、政府自身、日本に大規模な進攻を企てる勢力がないことを認めている。また、テロや不審船対策は、犯罪を取り締まる警察と海上保安庁などで対処すべきことである。有事法制を急ぐねらいは、アメリカの強い要求にこたえ、米軍が引き起こす戦争に、日本が「武力攻撃が予測される」事態として、国民を総動員して海外での武力行使に踏み込むためのものである。また、有事法制関連法案では、首相に絶大な権限を集中させ、国会をないがしろにし、地方自治体や指定公共機関等を指揮し、国民の土地・財産の収用や徴用、戦争業務への従事命令など、罰則を設けて国民を戦争に強制動員するものである。さらに、国民生活の統制や言論・表現の自由を制限するなど基本的な人権を踏みにじるものである。プッシュ政権は、国連や国際法を無視してイラク攻撃を公言している。また、核兵器の先制使用も否定していない。昨年九月の世論調査(朝日新聞)では、「イラク攻撃反対」が七十七%に上り、「日本は協力しない方がよい」が六十九%と回答している。また、世界では、ドイツやフランスなどNATO加盟国など各国から、批判の声があがっている。二〇〇一年九月十一日、アメリカで起きたテロ事件とその後の報復戦争は、多くの悲劇を生んだ。テロ根絶は、武力でなく国際法による国連中心の国際協力が大切であることが明らかになった。戦争の放棄を明確にした憲法第九条を持つ日本は、平和のための外交努力と国際貢献こそ行うべきである。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、有事法制関連法案を廃案とすること。
二、米国・プッシュ政権の国際法や国連憲章に反するイラク攻撃に反対すること。

第八六八号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 東京都府中市新町一ノ六二一〇
木村博子外三百五十八名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八六九号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡胆沢町若柳寺下一
九六 千田布美夫外三百五十八名
池田 幹幸君

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七〇号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 京都府八幡市男山香呂一ノAノ二
〇ノ三〇一 長崎法生外三百五十八名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七一号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 東京都八王子市千人町三ノ一三ノ
一三 小川洋子外三百五十八名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七二号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 東京都墨田区八広二ノ五六ノ三ノ
一、〇〇一 油井恵外三百五十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七三号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡岩村町飯間三、三
二七ノ二〇 林健三外三百五十八名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七四号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡前沢町字平小路二五
ノ四 志和あけみ外三百五十八名
紙 智子君

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七五号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸一ノ一九ノ六ノ
八一〇 松井三晴外三百五十八名
小池 晃君

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七六号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 千葉県我孫子市天王台五ノ二ノ一
ノ二二一 池永正明外三百七十一名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七七号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区日比津町一ノ二ノ
一五 富田雄人外三百五十八名
八田ひろ子君

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七八号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 さいたま市指扇二、六一七ノ二〇
三 三上秀樹外三百五十八名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八七九号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市茄子作一ノ二三ノ五
藤井明人外三百五十八名
西山登紀子君

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八〇号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三ツ沢下町四ノ二
〇ノ一〇一 野手俊子外三百五十八名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八一号 平成十五年三月十四日受理

有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区日比津町一ノ二ノ
一五 富田雄人外三百五十八名
八田ひろ子君

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八二号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水江一、五八六ノ一
〇四 三宅和孝外三百五十八名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八三号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 山口県防府市大字新田一、〇七〇
廣田妙子外三百五十八名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八四号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 大阪府中央区法円坂一ノ五ノ三二
ノ六〇二 鶴狩淑行外三百五十八名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八五号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 山口県徳山市大字湯野八九 鴻野
嘉和外三百五十八名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八六号 平成十五年三月十四日受理
有事関連法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に関する請願

請願者 茨城県水海道市坂手町一、七三二
野口健一外三百五十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第八八九号 平成十五年三月十七日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 横浜府港北区篠原北二ノ一九ノ二
七 寺尾法子外二百十六名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第九二九号 平成十五年三月十八日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市島羽一、四三五 島
田正彦外七十八名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九三〇号 平成十五年三月十八日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市衣笠栄町二ノ五
五 桐ヶ谷セイ子外九名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九三一号 平成十五年三月十八日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町大字児玉一、
一二七 酒井美晴外九百三十一名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第九三四号 平成十五年三月十八日受理
有事法制成立反対に関する請願

請願者 福岡県前原市大字飯原一、〇一六
波多江勝外五十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七八一号と同じである。

有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 神奈川県相模原市東大沼四ノ二ノ
二三 野沢三郎

紹介議員 池田 幹幸君
有事法制は、戦争のために、自衛隊や米軍の軍
事行動を何よりも優先し、特権を与えたとともに、
国民を強制的に動員する、かつてない悪法・憲法
をじゅうりんし、日本を戦争をする国につくり変
えてしまふ法案である。地方自治体、電力・ガス
会社など指定公共機関、医療、運輸・交通、土木・
建築などの民間業者や従事者を始め多くの国民
が、強制的に協力させられる。物資保管命令を拒
否すれば罰則まで科せられる。また国民の財産が
奪われ、言論・表現の自由など基本的な人権が踏
みにじられる。政府自身、今、日本に大規模な侵攻
を企てるような外国勢力はいないことを認めてい
る。それにもかかわらず、進めようとする有事法
制は、日本を守るものでなく、アメリカの戦争に
参戦協力するためのもので、絶対に許されない。
今、日本が行うべきは、戦争を準備するのではなく、
憲法第九条をいかに平和外交を進めることであ
る。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、有事法制の立法化を行わないこと。
二、憲法第九条を守ること。

第九九〇号 平成十五年三月十九日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 神奈川県大和市中央林間一ノ一〇
ノ二六 永吉幸雄外二十二名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一〇二五号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 京都府長岡京市竹の台三ノCノ二
ノ一〇一 中橋康子外二百八十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇二六号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮一ノ二ノ二
五ノ二〇一 川又美美子外二百八
十六名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇二七号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町高家五、六
五五ノ二 松澤正夫外二百八十六
名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇二八号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町久々相一七ノ
一五 由田郁代外二百八十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇二九号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 和歌山県橋本市隅田町真土三八〇
松下佳恵外二百八十六名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三〇号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪一ノ一七ノ一四
ノ一〇四 金子滋子外二百八十六
名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三二号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 神戸市西区梶台二ノ一九ノ七 団
勇男外二百八十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三三三号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 長野県上田市常磐城四ノ一〇ノ三
小林邦夫外二百八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三三三三号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市葛原一ノ一一ノ三
中野俊彦外二百八十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三四四号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 奈良市学園大和町六ノ七〇八ノ一
ノ六二六 真田敏雄外二百九十七
名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三五五号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 大阪府大阪狭山市東菜葉木二ノ七
五三ノ二二 中崎六三郎外二百八
十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三六六号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 埼玉県草加市谷塚町七三四ノ一ノ
一ノ一〇二 秋葉千代子外二百
八十六名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三七七号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 京都市山科区勸修寺柴山八ノ二三
川口勉郎外二百八十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三八八号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 東京都中野区上鷲宮一ノ二二ノ二
五ノ二〇一 伊藤圭輔外二百八十
六名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇三九九号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 三重県志摩郡大王町船越八六七
浦口幹矢外二百八十六名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四〇号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 山口県新南陽市古川町八ノ五ノ九
〇三 南口義彦外二百八十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四一四号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 福岡県山門郡瀬高町東町一、八一

請願者 三重県志摩郡大王町船越八七八ノ
一 北村榮基外二百八十六名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四二二号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 大阪市淀川区十三本町一ノ一六ノ
三ノ四〇六 藤井杏依子外二百八
十六名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四三三三号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 沖縄県浦添市港川一ノ三二ノ六
大木陵外二百八十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇四四四号 平成十五年三月十九日受理
有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願
請願者 長野県飯田市上郷黒田一、四二二
ノ七 伊東恒男外二百八十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一〇七六六号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 神奈川県相模原市相模台四ノ二ノ
二四 井手三三代外四百六十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇七七七号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 福岡県山門郡瀬高町東町一、八一

一 三小田牧子外二百八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇七八八号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 京都市右京区嵯峨甲塚町一八ノ一
〇 高畑脩平外百九十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇七九九号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木四ノ四五ノ六
志水泉外百九十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八〇〇号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 札幌市豊平区平岸一条一ノ二ノ五
ノ九七ノ二〇一 安田瑞穂外百九
十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八一一号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願
請願者 兵庫県三木市緑が丘町東二ノ四ノ
八 関家麻矢外百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八二二号 平成十五年三月二十四日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

関する請願

請願者

山梨県東八代郡八代町米倉七五三
横瀬香織外百九十二名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八三号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 東京都練馬区桜台二ノ一三ノ一五
山岸智美外百九十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八四号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 神戸市東灘区岡本五ノ二ノ一四
有田豊外百九十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八五号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 北海道釧路市曙町五ノ一二二下
川麻衣外百九十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八六号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字宮崎三、〇二
三ノ二ノ二〇一 原田琴美外百九
十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八七号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 さいたま市松本一ノ一三ノ八 新
井寿子外百九十二名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八八号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 岐阜県土岐市土岐口中町六ノ三八
小木曾正樹外百九十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇八九号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 横浜市戸塚区秋葉町二ノ一〇ノ三ノ
一ノ二〇一 阿部雅仁外百九十二
名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九〇号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 愛知県刈谷市東境町緑ヶ丘五〇ノ
二 野々山尚布外百九十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九一号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町中井一五五ノ
一 山口由貴外百九十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九二号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 沖縄県那覇市松川一ノ六ノ一九
島袋和好外百九十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九三号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 大阪府阿倍野区播磨町一ノ四ノ一
五 市村千鶴外百九十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九四号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 宮崎県大塚町権現前五八 渡辺
富士子外百九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一〇九五号 平成十五年三月二十四日受理

イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に
関する請願

請願者 長野県松本市寿北七ノ二ノ三七
高野進士外百九十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一一一六号 平成十五年三月二十四日受理

有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 神奈川県座間市立野台三ノ一ノ一
五 金子かをる外八百六十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一一二〇号 平成十五年三月二十五日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市柳島町六一〇ノ一四
高松貞男外六千二百二十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一二一号 平成十五年三月二十五日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県久喜市吉羽二ノ九ノ一 関
睦美外六千二百二十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一二二号 平成十五年三月二十五日受理

有事関連法案反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市西所沢一ノ二ノ七
田島俊江外六千二百二十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一二四一号 平成十五年三月二十五日受理

有事法制反対、憲法第九条遵守に関する請願

請願者 東京都八王子市狭間町一、九九四
ノ一〇〇 成田政名外百三十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

第一三四七号 平成十五年三月二十六日受理

有事関連三法案の廃案、米国のイラク攻撃反対に
関する請願

請願者 京都府宇治市折居台三ノ二ノ五四
西村英基外二百二十六名

紹介議員 井上 哲士君

有事関連三法案は、有事法制は許さないという
広範な国民世論の広がりと国会での追及で、成立
が阻止された。ところが政府は継続審議とし、通

常国会での成立をねらっている。政府自身、今、日本に大規模な侵攻を企てるような外国勢力はいないことを認めている。有事法制は、日本を守るものでなく、アメリカの戦争に参戦協力するため、自衛隊が海外で武力行使できるようにするためである。アメリカはイラク攻撃をしているが、こうした無法な戦争に、自衛隊が参加することになりかねない。そして、有事法制は、自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先し、特権を与え、ともに、国民を強制的に動員する、憲法破壊の力をつけてない悪法であり、日本を戦争をする国につくり変えてしまう法案である。地方自治体、電力・ガス会社など指定公共機関、医療、運輸・交通、土木・建築などの民間業者や従事者を始め多くの国民が、強制的に協力させられる。また、土地や建物、食料品など、国民の財産が奪われ、言論・表現の自由など基本的な権利が踏みじられる。さらに、国民保護の名の下に、国民の自由と人権をあらゆる面で踏みじる法律の制定も準備されている。今、日本が行うべきは、戦争を準備するのではなく、イラク攻撃に反対し、憲法第九条をいかに平和外交を進めることである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、有事関連法案を廃案にすること。
二、米国のイラク攻撃に反対すること。

第一四三三号 平成十五年三月二十七日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 千葉県富里市立沢一、〇九八ノ二

三六 下村正行外百五十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三六号 平成十五年三月二十七日受理
有事法制成立反対に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張町五ノ四四七

ノ六四 石坂徹外八百七名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第七八一号と同じである。

第一四四一号 平成十五年三月二十七日受理
イラクに対する武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 千葉県木更津市貝淵四ノ一九ノ一

二 齊藤清外八十六名

紹介議員 池田 幹幸君

有事関連三法案は有事法制は許さないとという広範な国民世論の広がり、国会における追及で成立が阻止された。ところが政府は継続審議とし、通常国会で成立をねらっている。政府自身、今、日本に大規模な侵攻を企てるような外国勢力はいないことを認めている。有事法制は、日本を守るものでなく、アメリカの戦争に参戦協力するために、自衛隊が海外で武力行使できるようにするものである。アメリカはイラク攻撃をしているが、こうした無法な戦争に、自衛隊が参加することになりかねない。世界中で、アメリカによるイラクへの武力攻撃を懸念する声が広がっている。国連安保理事会は昨年十一月八日に決議一四四一号を全会一致で決議した。この決議は、国連の枠組みでイラク問題を平和的に解決することを求めている。国際社会には、平和を守るためのルールがある。国連憲章では、武力攻撃を受けた場合の自衛のため以外は武力行使を禁止している。アメリカのイラク攻撃は、このルールを乱暴に踏みじるものである。有事法制は、自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先し、特権を与え、ともに、国民保護の名の下に国民を強制的に戦争協力に動員する、憲法破壊の力をつけてない悪法であり、日本を戦争をする国につくり変えてしまう法案である。世論調査で示されている「イラク攻撃反対、核兵器使用は許さない、有事関連法案は廃案に」という国民の願いに政府はこたえるべきである。今、日本が行うべきことは、アメリカの戦争を支援したり戦争を準備することではなく、憲法第九条をいかに平和外交を進めることである。

第一四三三号 平成十五年三月二十七日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 千葉県富里市立沢一、〇九八ノ二

三六 下村正行外百五十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一四三六号 平成十五年三月二十七日受理
有事法制成立反対に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張町五ノ四四七

ノ六四 石坂徹外八百七名

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、有事関連法案を廃案にすること。
二、イラク攻撃に反対し、戦争協力はしないこと。

第一四四四号 平成十五年三月三十一日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 京都市北区紫野上柏野町一九ノ一

六 本田尚子外二百五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一四八五号 平成十五年三月三十一日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市都筑区中川四ノ一二ノ一八

今井ヨシ子外二百一名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一五五七号 平成十五年四月三日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 北海道小樽市若竹町三三ノ二三

伊藤福三外五千七百九十三名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一五五八号 平成十五年四月三日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 熊本市龍田一ノ二〇ノ四一

依里外五千七百九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一六二三号 平成十五年四月七日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 栃木県大田原市中田原一、六四六

紹介議員 井上辰巳
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第一六一四号 平成十五年四月七日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京平町四五

原直子外二百四十四名

紹介議員 西山 登紀子君

ブッシュ政権のイラクへの武力攻撃は、国連憲章に反するものであり認められるものではない。ドイツ、ロシア、中国始め各国が批判の声を上げている。またアメリカ始めイギリスなど各国で反対の集会やデモ行進が広がり、国内の世論調査でも反対は八〇%（毎日新聞二月二十七日付け）となっている。イラク攻撃は「やめよ」は世界の声である。日本は、イラク攻撃に反対し、平和的解決のため全力を挙げるべきである。有事関連法案は、国会論議の中で、米国の引き起こす戦争に日本国民を強制的に総動員するものであることが明らかになっている。また、米軍と自衛隊が自由に軍事行動を行えるようにし、国民には罰則を設けて土地・財産を取り上げ、言論・表現の自由など基本的人権も踏みじるものである。さらに、地方自治体を戦争遂行の執行機関とするなど、憲法に真向から反するものである。政府の修正案を見ても、国会の審議なしに、政府が「予測される」と判断すれば有事法制が発動されるものであり、法案の危険な本質は何ら変わっていない。また、国民保護法制も国民を統制、監視するものであり認められない。政府自身、今、日本に大規模な侵攻を企てる勢力はないことを認めている。テロや不審船対策は、犯罪を取り締まる警察と海上保安庁などで対処できることである。世界に誇る憲法第九条を持つ日本は、武力を排して、平和のための外交努力と国際貢献こそ行うべきである。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、有事関連法案を廃案にすること。

第一五五八号 平成十五年四月三日受理
イラクへの武力攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 熊本市龍田一ノ二〇ノ四一

依里外五千七百九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五一号と同じである。

第一六二三号 平成十五年四月七日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 栃木県大田原市中田原一、六四六

二、米国・ブッシュ政権による国連憲章に反するイラク攻撃に反対し、憲法第九条の立場から、武力によらない平和的解決に力を尽くすこと。

第一六三〇号 平成十五年四月十一日受理
有事関連法案反対に関する請願

請願者 東京都町田市金井一ノ二ノ三

野沢和生外七十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一六三一号 平成十五年四月十一日受理
有事法制成立反対に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町一七五ノ六

志村明子外百十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七八一号と同じである。

第一六七八号 平成十五年四月十八日受理
憲法違反の有事法制の撤回に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町柏原一六

中村豊次郎外十万七千七百四十九名

紹介議員 大田 昌秀君

第一五四回国会で継続審議となった有事関連三法案が引き続き審議され、法案制定によって、戦争をする体制がつけられようとしている。武力攻撃事態への対処という名目で、国と地方公共団体、指定公共機関への責務を強化し、国民の協力を強要すること、自衛隊の権限を更に強化しようとするものである。このことは集団的自衛権に関する従来の政府解釈からも逸脱し、平和と基本的人権を保障する平和憲法の精神に逆行するものである。憲法第九条の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」ことに違反する行為である。

ついては、再び日本が戦争を起こさないために、戦争の放棄をうたった憲法第九条を守り、平和で安心して生活ができるために、憲法違反の有事法制に反対するとともに、法案の撤回を行われない。

第一六七九号 平成十五年四月十八日受理
憲法違反の有事法制の撤回に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町一、一七八

ノBノ一ノ二 堀江忠弘外十二万七千八百八十六名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第一七〇四号 平成十五年四月二十一日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 青森市三内丸山八ノ二〇 樋口喜四郎

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

制に反対するとともに、法案の撤回を行われない。

第一六七九号 平成十五年四月十八日受理
憲法違反の有事法制の撤回に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町一、一七八

ノBノ一ノ二 堀江忠弘外十二万七千八百八十六名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第一七〇四号 平成十五年四月二十一日受理
有事法制、国民保護法制及びスパイ防止のための法律制定に関する請願

請願者 青森市三内丸山八ノ二〇 樋口喜四郎

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第一七一一号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 茨城県下館市岡芹三〇四ノ一 森山公夫外九百五十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一二号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 滋賀県滋賀郡志賀町小野朝日二ノ九ノ一 角谷恵子外九百四十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一三号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町六ノ一

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一四号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡増田町増田字伊勢堂二六ノ二 高野恵津子外九百四十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一五号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 茨城県石岡市大字石岡一三、九七三ノ五 荒張卓也外九百四十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一四号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡増田町増田字伊勢堂二六ノ二 高野恵津子外九百四十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一五号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 茨城県石岡市大字石岡一三、九七三ノ五 荒張卓也外九百四十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一六号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 静岡県焼津市花沢一、〇三七 大石正男外九百四十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一七号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 東京都八王子市打越町一、五八九ノ一五 松本昭子外九百四十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一八号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市西別府二、二三三ノ三 小林茂外九百四十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二〇号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 埼玉県比企郡川島町伊草一五八ノ一 梶田佐登志外九百四十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二二号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に関する請願

請願者 秋田県大曲市内小友字荒町一六ノ二 後藤百合子外九百四十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二三号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 京都府宇治市琵琶台三ノ八ノ二
桜井千春外九百四十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二四号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 千葉県習志野市谷津一ノ六ノ九ノ
三〇一 新田なお子外九百四十八
名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二五号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 名古屋市千種区月ヶ丘一ノ一ノ一
八 野中政行外九百四十八名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二六号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 広島市安佐北区安佐町鈴張三三七
誰角かず子外九百四十八名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二七号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 静岡県浜松市新橋町一六八ノ一
杉浦勉外九百四十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二八号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 大阪府大東市北条七ノ六ノ一八
中田悟外九百四十八名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七二九号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 広島市安佐南区上安五ノ九ノ二二
藤谷勝則外九百四十八名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七三〇号 平成十五年四月二十三日受理
有事関連法案の廃案、イラクへの武力攻撃反対に
関する請願

請願者 東京都あきる野市下代継四一九ノ
一 岸野直子外九百四十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七四〇号 平成十五年四月二十五日受理
有事法制と民族差別強化反対に関する請願

請願者 岡山市新保九五四ノ二〇 貝畑信
行外九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君
アメリカがアフガン空爆に続いてイラクや朝鮮

民主主義人民共和国を「悪の枢軸」として戦争政
策の標的とする中、日本でも有事法制が議論され
ている。これら法案は「有事」の範囲を拡大し、
政府は相手国の新たな軍事施設建設をもその例と
して挙げており、自衛隊による平壤空爆、新たな
朝鮮戦争を準備するものである。こうした中、在
日朝鮮人に対する民族差別も強まっており、民族

団体や民族学校とその生徒に対する脅迫・暴行事
件が続発している。いかなる経緯があれ民族差別
は許されない。特に日本の植民地支配の結果とし
て戦前から三世代・四世代にわたって日本で暮ら
す日朝鮮人に対する差別や迫害は日本社会のア
ジア蔑視・他民族抑圧の継続を示すものであり決
して許されるものではない。また法制度としても、
市民の権利制限とともに「相手国の国籍を有する
外国人の安否情報の管理・提供」が規定される予
定である。かつて朝鮮戦争の下で破防法の前身で
ある団体等規制令によって民族団体が解散させら
れ、指紋捺捺制度や常時携帯制度が導入された経
緯がある。指紋捺捺拒否闘争からこれら民族差別
制度は撤廃・緩和されてきたが、それでも外登法
の見直しを求める一九九九年の国会附帯決議が放
置されたままといった現状である。在日朝鮮人へ
の差別・治安管理制度の強化が強く懸念される。
朝鮮民主主義人民共和国の拉致問題は絶対に許さ
れないものである。しかし戦争政策は人権抑圧を
解決せず、更なる悲劇を生むのみである。求める
のは平和であり、そのために拉致問題の影に隠
されている戦争責任問題についての真相解明と責
任者処罰、賠償への努力がされるべきである。
ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、有事三法案は廃案にすること。
二、国民保護法制による市民の良心への拘束、在
日朝鮮人への管理強化はやめること。
三、日本の戦争責任問題についても真相解明と責
任者処罰、賠償が行われるようにすること。

第一七四九号 平成十五年五月六日受理
有事法制阻止に関する請願

請願者 さいたま市大宮区寿能町一ノ三七
ノ七ノ三〇二 林次雄外十七名

紹介議員 井上 美代君
政府は、通常国会で、「有事関連法案」成立を
強行しようとしている。「有事法制」は、後方支
援どころか、アメリカの戦争に日本の自衛隊が直
接参戦できる仕組みをつくり、それに自治体や民

間企業、国民を協力させようというものである。

日本政府は、イージス艦のインド洋派遣など、ア
メリカの戦争への支援を強めている。有事法制が
成立したら、アメリカの戦争に自衛隊が参戦する
ことになりかねない。

ついては、有事法制阻止のため、次の事項につ
いて実現を図りたい。
一、「有事法制関連法案」を廃案にすること。日
本政府・国会は、アメリカのイラク戦争に反対
し、協力しないこと。

第一七五三号 平成十五年五月七日受理
有事法制と民族差別強化反対に関する請願

請願者 大阪市東成区玉津三ノ四ノ一〇
新八子外六百七十四名

紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第一七四〇号と同じである。

第三十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第三号 平成十五年五月二十日【参議院】

平成十五年五月二十七日印刷

平成十五年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F